トレーラ
定期点検
整備の手引き

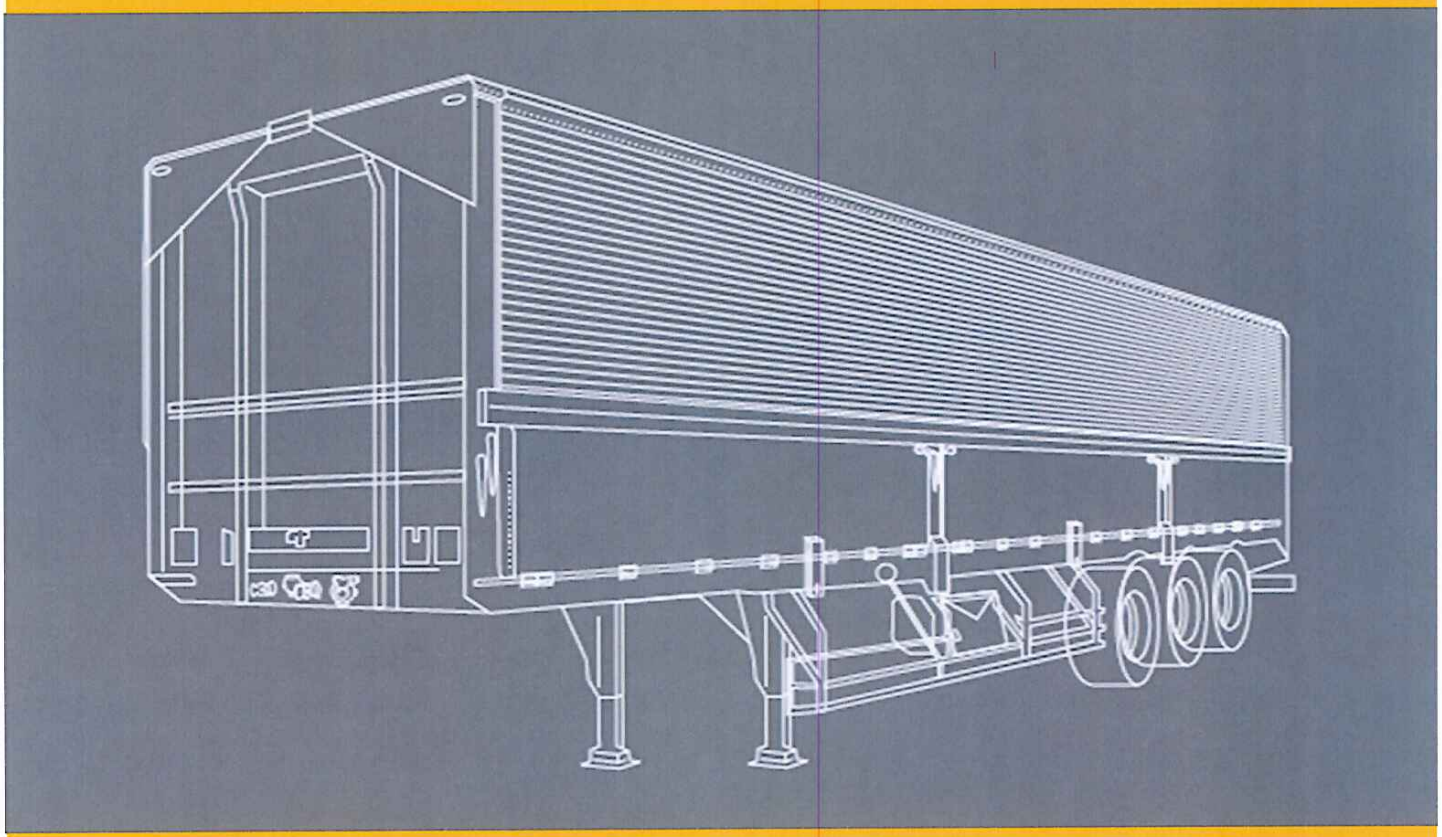

一般社団法人　日本自動車車体工業会
トレーラ部会

はじめに

お客様各位

日頃は当会トレーラ部会員の製品をご利用頂き誠にありがとうございます。

皆様方には、物流の担い手として昼夜をたがわず東奔西走され、わが国の経済と国民生活を支える重要な役割を果たされていることに深く敬意を表するものであります。

皆様が使用されている自動車の保守管理は、皆様の自己責任において「自動車点検基準」（国土交通省令）及び「自動車の点検及び整備に関する手引き」（国土交通省告示）により確実に実施するよう定められております。

「トレーラ定期点検整備の手引き」を平成15年11月に発行しました。さらに平成17年8月に改訂版を発行しました。

国土交通省は、大型車の車輪脱落事故が最近においても発生していること等を踏まえ、平成19年4月に「自動車点検基準」及び「自動車の定期点検及び整備の手引き」を改訂しました。また、被牽引自動車は、他の車両と比較して構造が独特であることから、点検項目を規定する別表を事業用自動車等に適用するものから分離し、分かりやすく規定しました。

これを受け当会トレーラ部会は、改訂3版として発行することといたしました。

お客様各位におかれましては、本書手引きをご利用頂き、トレーラの定期点検整備を適正に行い、安全運行が確保されますよう願う次第でございます。

2007年12月1日

社団法人　日本自動車車体工業会
トレーラ部会長　　高井　雅義

改訂４版 について

お客様各位

日頃は当会トレーラ部会員の製品をご使用頂き、誠にありがとうございます。

皆様がご使用されている大型セミトレーラ（以下、トレーラ）を含め自動車の保守管理は、使用者の自己責任において「自動車点検基準」（国土交通省令）及び「自動車の点検及び整備に関する手引き」（国土交通省告示）により、確実に実施するよう定められていることはご承知のことと存じます。

トレーラは数多くの部品や装置により構成されております。そのため、ご使用に伴い、また時間の経過によって劣化や摩耗が進み、それらの性能や機能が低下していきます。トレーラを安全にご使用していただくためには、適切な日常点検や定期点検が欠かせません。

このたび、当会トレーラ部会が発行しています「トレーラ定期点検整備の手引き」（2007 年 12 月 1 日　改訂 3 版）を 4 版に改訂、発行いたしました。

今回の改訂は当会トレーラ部会が新しく「2013 年度版点検整備方式」を設定し、「トレーラ定期点検整備の手引き（2013 年度版）」を発行したのに伴い、従来から継続して使用及び製作されるトレーラの「点検整備方式」に対応する「トレーラ定期点検整備の手引き」（2007 年 12 月 1 日　改訂 3 版）の資料内容を最新版に変更した内容としております。

なお、今回の改訂においても平成 19 年 4 月に改訂されました「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引き」（国土交通省）の内容は継続して作成されております。

この手引書はお客様が点検をされる場合に必要な部品や装置について、その構造等の詳細や、点検の方法を分かりやすく解説したものです。ご使用されているトレーラの構造や機能、そしてご使用されている環境（走行距離、悪路や坂路の走行、駐車ブレーキの多用等）に応じ、本手引書を有効にご利用いただき、その使用に適した点検整備をお願いいたします。

お客様各位におかれましては、自動車の定期点検の必要性についてご理解をいただき、本書手引をご活用頂くことにより適切な定期点検が行われ、トレーラの安全運行が確保されますよう願う次第でございます。

2014 年 12 月 1 日

一般社団法人　日本自動車車体工業会
トレーラ部会部会長　　西川　柳一郎

目　次

はじめに …… 1
改訂４版について …… 2
目次 …… 3
自動車の点検整備関係の要点 …… 4～8
分解整備記録簿（工場用） …… 9
分解整備記録簿（使用者用） …… 10
点検整備実施上の注意 …… 11～13
トレーラ点検の実施方法 …… 14
制動装置　ブレーキ・ペダル …… 15
駐車ブレーキ機構 …… 16～19
ホース及びパイプ …… 20
ディスク・キャリパ …… 21
プレーキ・チャンバ …… 22～24
リレー・エマージェンシ・バルブ …… 25
ブレーキ・カム …… 26
ブレーキ・カム・シャフト …… 27
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー …… 28～30
バック・プレート …… 31
ブレーキ・ディスク及びパッド …… 32～34
分離ブレーキ …… 35
ロード・センシング・バルブ …… 36～37
オートマチック・スラック・アジャスタ …… 38～41
ＡＢＳ装置 …… 42～44
走行装置　アクスル …… 45～46
ホイール …… 47～56
緩衝装置　リーフ・サスペンション …… 57～62
ウォーキング・ビーム・サスペンション …… 63～64
エア・サスペンション …… 65～71
ショック・アブソーバ …… 72
車軸自動昇降装置 …… 73～76
電気装置　バッテリ …… 77
電気配線 …… 78
エア・コンプレッサ …… 79
車枠及び車体 …… 80～83
連結装置　カプラ …… 84
キング・ピン／ルネット・アイ …… 85～86
キング・ピン・プレート …… 87
その他　シャシ各部の給油脂状態 …… 88
補助脚 …… 89～92
ドーリ・ドローバ　ターン・テーブル …… 93～99
アンチ・ジャック・ナイフ装置 …… 100～106
ドローバ …… 107～110
ドローバ・サポート …… 111～114
トレーラメーカー覧表 …… 115
編集・発行 …… 116

自動車の点検整備関係の要点

1．点検整備の概要

自動車は、保安基準に適合していることが運行の要件とされており、道路運送車両法では、自動車の点検整備を行い、常に保安基準を適合させる責任は自動車使用者にあると定められています。

従って、自動車使用者は日常点検及び定期点検を行わなければならないとされています。

2．日常点検

日常点検は、使用者又は運転者が1日1回、その運行の開始前に行う点検です。

3．定期点検及びトレーラメーカーが指定する点検整備

(1)定期点検は、道路運送車両法第48条第1項及び自動車点検基準により、自動車の種別毎に点検時期及び点検項目が定められています。

(2)トレーラの各機器の性能を維持するためには、定期点検以外の点検整備も必要です。
平成19年4月、トレーラの使用実態に合わせて点検箇所、点検項目の追加及び点検時期を見直しております。

(3)自動車運送事業の用に供するトレーラ及び車両総重量が8トン以上のトレーラについて整理すると次表のようになります。（__は変更箇所を示す）

記号の意味

●及び★：法定項目
定期点検の★印：自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千ｷﾛﾒｰﾄﾙ以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる項目を示す。

○、◇、△：ﾒｰｶｰ指定項目
○印：メーカー指定項目
◇印：ｼﾋﾞｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾝ項目で下表のいずれかに該当する場合に点検すべき項目を示す。
△印：長年使用し続けた被牽引自動車の項目（長年使用し続けたとは、使用開始から5年以上経過したことを言う）
※：車両総重量８トン以上の被牽引車に限る
▲：セミトレーラは不要

＿：既届出済点検整備方式に対する変更箇所を示す。

点検項目			点検時期 被牽引自動車			備考
点検箇所		点検内容	1月ごと	3月ごと	12月ごと	
制動装置	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾍﾟﾀﾞﾙ	ﾌﾞﾚｰｷの効き具合		●	●	連結状態
	駐車ﾌﾞﾚｰｷ機構	引きしろ	◇	●	●	ハンドル式駐車ブレーキ車のみ
		ﾌﾞﾚｰｷの効き具合		●	●	連結状態
		ねじ部の摩耗及び損傷		○	○	ﾊﾝﾄﾞﾙ式駐車ﾌﾞﾚｰｷ車のみ

点検項目			点検時期 被牽引自動車			備考
点検箇所		点検内容	1月ごと	3月ごと	12月ごと	
制動装置	駐車ブレーキ機構	駐車ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態		○	○	スプリング式駐車ブレーキ車のみ・連結状態
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	◇	●	●	連結状態
	ディスク・キャリパ	機能、摩耗及び損傷			○	ディスク・ブレーキ車のみ
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	◇	●	●	連結状態
		機能		◇	●	
	リレー・エマージェンシ・バルブ	機能		○	●	連結状態
	ブレーキ・カム	摩耗		◇	●	連結状態
	ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び損傷		◇	○	連結状態
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	◇	●	●	ドラム・ブレーキ車のみ
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗	◇	★	★	
		ドラムの摩耗及び損傷		◇	●	
	バック・プレート	バック・プレートの状態			●	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	◇	★	★	ディスク・ブレーキ車のみ
		パッドの摩耗	◇	★	★	
		ディスクの摩耗及び損傷		◇	●	
	分離ブレーキ	エマージェンシ・ブレーキの作動確認			○	連結状態
	ロード・センシング・バルブ	取付状態		○	○	連結状態 取付車のみ
		機能		○	○	
	オートマチック・スラック・アジャスタ	機能	◇	○	○	連結状態・自動調整式車のみ
	ABS装置	警告灯の作動確認			○	連結状態 ABS付車のみ
		部品の機能確認			○	
		車輪速センサの作動確認			○	
		電気配線接続部の緩み及び損傷		○	○	
		コントロール・バルブ(モジュレータ)の作動確認			○	
走行装置	アクスル	亀裂、損傷及び変形		○	○	
		スピンドルの亀裂及び損傷			△	※

点検項目				点検時期 被牽引自動車			備考
点検箇所		点検内容		1月ごと	3月ごと	12月ごと	
走行装置	ホイール	タイヤの状態	タイヤの空気圧		★	★	
			タイヤの亀裂及び損傷		★	★	
			タイヤの溝の深さ		★	★	
			タイヤの異状な磨耗		★	★	
			タイヤの金属片、石、その他の異物		★	★	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み		◇	●	●	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷		◇	△	●	※
		リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷		◇	○	●	
		ハブの亀裂、損傷及び変形				△	
		ホイール・ベアリングのがた			◇	●	
		車軸のアライメント				○	
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷		◇	●	●	リーフ・サスペンション車のみ
		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷			○	●	
			Uボルトの緩み及び損傷		○	●	
			トルク・ロッドの連結部のがた		○	●	
		スプリング摺動面の摩耗				○	
	ウォーキング・ビーム・サスペンション	連結部のがた及び損傷				○	ウォーキング・ビーム・サスペンション車のみ
		ブラケット取付部の緩み及び損傷			○	○	
	エア・サスペンション	エア漏れ			●	●	エア・サスペンション車のみ 連結状態
		ベローズの損傷		◇	★	★	
		取付部及び連結部の緩み並びに損傷			★	★	エア・サスペンション車のみ
			スプリング・ピボットの緩み並びに損傷		★	★	
			Uボルトの緩み並びに損傷		★	★	

点検項目			点検時期 被牽引自動車			備考
点検箇所		点検内容	1月ごと	3月ごと	12月ごと	
緩衝装置	エア・サスペンション	レベリング・バルブの機能			●	エア・サスペンション車のみ 連結状態
		レベリング・バルブのロッド取付部の損傷		○	○	
		プロテクション・バルブの機能			○	
		ハイト・コントロール・バルブの機能			○	
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷		●	●	取付車のみ
車軸自動昇降装置		エア漏れ		○	○	車軸自動昇降装置取付車のみ 連結状態
		アーム・ゴム・クッションの摩耗		○	○	
		ベローズの損傷	◇	○	○	
		取付部及び連結部の緩み並びに損傷		○	○	
電気装置	バッテリ	ターミナル部の接続状態		○	○	取付車のみ
	電気配線	接続部の緩み及び損傷		●	●	
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水		●	●	連結状態
車枠及び車体		緩み及び損傷		●	●	
		物品積載装置の緩み及び損傷		●	●	
		巻込防止装置の緩み及び損傷		●	●	
		突入防止装置の緩み及び損傷		●	●	
		カウンタ・ウェイト取付ボルトの緩み及び損傷		○	○	取付車のみ
連結装置		カプラの機能及び損傷			●	▲取付車のみ
		キングピン及びルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷		○	●	
		キングピン取付部の損傷		○	●	セミ・トレーラのみ
		ルネット・アイ取付部の緩み		○	●	▲取付車のみ
		キングピン・プレートの腐食及び損傷			○	
その他		シャシ各部の給油脂状態	◇	●	●	

点検項目			点検時期 被牽引自動車			備考
点検箇所		点検内容	1月ごと	3月ごと	12月ごと	
補助脚		作動状態		○	○	連結状態取付車のみ
		内外筒の損傷		○	○	
		取付部の緩み及び損傷			○	
		回転部及び摺動部の摩耗			○	
▲ドーリ・ドローバ	ﾀｰﾝ・ﾃｰﾌﾞﾙ	作動状態		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗ、ﾎﾟｰﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗは連結状態
		亀裂、損傷及び変形		○	○	
		取付ﾎﾞﾙﾄの緩み		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ連結状態
		ﾀｰﾝ・ﾃｰﾌﾞﾙ・ﾋﾟﾝの磨耗、変形		○	○	ﾎﾟｰﾙﾄﾚｰﾗのみ
		ｽﾄｯﾊﾟ・ﾋﾟﾝの磨耗、変形		○	○	
	ｱﾝﾁ・ｼﾞｬｯｸ・ﾅｲﾌ装置	作動状態		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ連結状態
		配管のｴｱ漏れ及び油漏れ		○	○	
		ﾃﾞｨｽｸ・ﾌﾟﾚｰﾄの汚れ		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ
		ｵｲﾙ・ﾘｻﾞｰﾊﾞ・ﾀﾝｸの液量		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ 連結状態
		ﾌﾞｰｽﾀの機能			○	
		ﾌﾞﾚｰｷ・ﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ
		ﾌﾞﾚｰｷ・ﾍｯﾄﾞの機能			○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ連結状態
	ﾄﾞﾛｰﾊﾞ	作動状態		○	○	ﾎﾟｰﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ連結状態
		ﾌﾚｰﾑの亀裂、損傷及び変形		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗ、ｾﾝﾀｰｱｸｽﾙ・ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗは連結状態
		ﾄﾞﾛｰﾊﾞ・ﾋﾟﾝ・ﾅｯﾄの緩み			○	
		ﾄﾞﾛｰﾊﾞ・ﾋﾟﾝ・ﾌﾞｯｼｭの摩耗		○	○	ｾﾝﾀｰｱｸｽﾙ・ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ
	ﾄﾞﾛｰﾊﾞ・ｻﾎﾟｰﾄ	作動状態		○	○	ﾌﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ
		ｻﾎﾟｰﾄ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞの損傷		○	○	
		ﾄﾞﾛｰﾊﾞ・ｽﾄｯﾊﾟ・ﾋﾟﾝの磨耗、変形		○	○	ﾎﾟｰﾙ・ﾄﾚｰﾗのみ
		ｽｲﾝｸﾞ・ｶﾞｲﾄﾞ・ﾋﾟﾝの磨耗、変形		○	○	

4．点検の記録及び保存

点検の結果及び整備の概要を分解整備記録簿に記録し、保存しなければならないとされています。自動車分解整備事業者は分解整備記録簿を2年間保存して下さい。

なお、使用者は点検整備記録簿を自動車に備え付けて保存することが義務付けられています。

次に、日本自動車車体工業会が推奨する被牽引自動車用の点検・分解整備記録簿を参考として示します。

分解整備記録簿

（点検整備記録簿写）

□ヵ月定期点検整備
（□に1又は3又は12と記入して使用する）

被牽引自動車用

車業用等

記号
●、★：法定項目（★は距離項目：注1）
○：メーカー指定項目
◇：シビアコンディション項目（注2）
△：長年使用し続けた被牽引自動車の項目（注3）

区分及び記号

良	レ	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

依頼者（使用者）の氏名又は名称　　様

住所

自動車登録番号

車名及び型式（省略する場合は/を記入）

初度登録年（省略する場合は/を記入）

車台番号（自動車検査証等のない自動車のみ記載）（記載しない場合は/を記入）

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月	3月	12月	結果
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合		●	●	
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	◇	●	●	
		ブレーキの効き具合		●	●	
		ねじ部の摩耗及び損傷		○	○	
		駐車ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態		○	○	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	◇	●	●	
	ディスク・キャリパ	機能、摩耗及び損傷			○	
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	◇	●	●	
		機密		◇	●	
	リレー・エマージェンシ・バルブ	機能		○	●	
	ブレーキ・カム	摩性		◇	●	
	ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び損傷		○	○	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	◇	●	●	
		シューの揺動部分及びライニングの摩耗	◇	★	★	
		ドラムの摩耗及び損傷		◇	●	
	バック・プレート	バック・プレートの状態			●	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	◇	★	★	
		パッドの摩耗	◇	★	★	
		ディスクの摩耗及び損傷		◇	●	
	分離・ブレーキ	エマージェンシ・ブレーキの作動確認			○	
	ロード・センシング・バルブ	取付状態		○	○	
		機能		○	○	
	オートマチック・スラック・アジャスタ	機能	◇	○	○	
	ABS装置	警告灯の作動確認			○	
		部品の機能確認			○	
		車輪速センサの作動確認			○	
		電気配線接続部の緩み及び損傷		○	○	
		コントロール・バルブ（モジュレータ）の作動確認			○	
走行装置	アクスル	亀裂、損傷及び変形		○	○	
		スピンドルの亀裂及び損傷			△	
	ホイール	タイヤの状態 タイヤの空気圧			★	★
		タイヤの亀裂及び損傷			★	★
		タイヤの溝の深さ			★	★
		タイヤの異状な摩耗			★	★
		タイヤの金属片、石、その他の異物			★	★
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	◇	●	●	
		※ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	◇	△	●	
		リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷	◇	○	●	
		ハブの亀裂、損傷及び変形			△	
		ホイール・ベアリングのがた		◇	●	
		車軸のアライメント			○	

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月	3月	12月	結果
懸架装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	◇	●	●	
		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		○	●	
		Uボルトの緩み及び損傷		○	●	
		トルク・ロッドの連結部のがた		○	●	
		スプリング摺動面の摩耗			○	
	ウォーキング・ビーム・サスペンション	連結部のがた及び損傷			○	
		ブラケット取付部の緩み及び損傷		○	○	
	エア・サスペンション	エア漏れ		●	●	
		ベローズの損傷	◇	★	★	
		取付部、連結部の緩み並びに損傷		★	★	
		スプリング・ピボットの緩み並びに損傷		★	★	
		Uボルトの緩み並びに損傷		★	★	
		レベリング・バルブの機能			●	
		レベリング・バルブのロッド取付部の損傷		○	○	
		プロテクション・バルブの機能			○	
		バイト・コントロール・バルブの機能			○	
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷		●	●	
	車軸自動昇降装置	エア漏れ		○	○	
		アーム・ゴムクッションの摩耗		○	○	
		ベローズの損傷	◇	○	○	
		取付部及び連結部の緩み並びに損傷		○	○	
電制装置	バッテリ	ターミナル部の接続状況		○	○	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷		●	●	
	エア・コンプレッサ	エア・タンクの排水		●	●	
	車枠及び車体	緩み及び損傷		●	●	
		物品積載装置の緩み及び損傷		●	●	
		巻込防止装置の緩み及び損傷		●	●	
		突入防止装置の緩み及び損傷		●	●	
		カウンターウェート取付ボルトの緩み及び損傷		○	○	
	連結装置	▲カプラの機能及び損傷			●	
		キング・ピン及びルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷		○	●	
		キング・ピン取付部の損傷		○	●	
		▲ルネット・アイ取付部の緩み		○	●	
		キング・ピン・プレートの腐食及び損傷			○	
	その他	シャーシの各部の給油脂状態	◇	●	●	
	補助機	作動状態		○	○	
		内外筒の損傷		○	○	
		取付部の緩み及び損傷			○	
		回転部及び摺動部の摩耗			○	

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月	3月	12月	結果
▲トリロパ	ターン・テーブル	作動状態		○	○	
		亀裂、損傷及び変形		○	○	
		取付ボルトの緩み		○	○	
		ターン・テーブル・ピンの摩耗、変形		○	○	
		ストッパ・ピンの摩耗、変形		○	○	
	アンチ・ジャック・ナイフ装置	作動状態		○	○	
		配管のエア及びオイル漏れ		○	○	
		ディスク・プレートの汚れ		○	○	
		オイル・リザーバ・タンクの液量		○	○	
		ブースタの機能			○	
		ブレーキ・ライニングの摩耗		○	○	
		ブレーキ・ヘッドの損傷			○	
	ドローバ	作動状態		○	○	
		フレームの亀裂、損傷及び変形		○	○	
		ドローバ・ピン・ナットの緩み			○	
		ドローバ・ピン・ブッシュの摩耗		○	○	
	ドローバ・サポート	作動状態		○	○	
		サポート・スプリングの損傷		○	○	
		ドローバ・ストッパ・ピンの摩耗、変形		○	○	
		スイング・ガイド・ピンの摩耗、変形		○	○	

その他必要となった点検・整備の内容

交換部品等	数量

メンテナンスに関するアドバイス

点検又は分解整備時の積算距離　　km

タイヤの残溝 1.6mm以上

前輪	左	右	mm
後輪	左	右	mm

ライニングの残厚

前輪	左	右	mm
後輪	左	右	mm

点検年月日　　年　月　日

整備完了年月日　　年　月　日

整備主任者　　印

分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地

（認証又は指定番号）

（注）タイヤの残溝、ライニングの残厚は最摩耗箇所の数値

連結等のトラクター型式

※車両総重量8トン以上の被牽引自動車に限る
▲…セミトレーラは不要
注1：走行距離が3カ月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目（2回連続しての省略は出来ない）
注2：シビアコンディションの判定例は記録簿の見開きに示す
注3：長年使用し続けたとは、使用開始から5年以上経過したことを言う

被牽引自動車用・別表4

この記録簿は二年間保存して下さい

工場用

（自動車分解整備記録簿）

□ヵ月定期点検整備
（□に1又は3又は12と記入して使用する）
被牽引自動車用

事業用等

記号
●、★：法定項目（★は要経過項目：注1）
○：メーカー指定項目
◇：シビアコンディション項目（注2）
△：長年使用し経過した被牽引自動車の項目（注3）

区分及び記号			
良	レ	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

依頼者（使用者）の氏名又は名称　　様
住所

自動車登録番号

車名及び型式（省略する場合は/を記入）

初度登録年（省略する場合は/を記入）

車台番号（登録を受けない自動車の場合は記載しない場合は/を記入）

被牽引自動車用・別表4　使用者用

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月	3月	12月	結果
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合		●	●	
	駐車ブレーキ操縦	引きしろ	◇	●	●	
		ブレーキの効き具合		●	●	
		ねじ部の摩耗及び損傷		○	○	
		駐車ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の異常		○	○	
	ホース及びパイプ	潰れ、損傷及び取付状態	◇	●	●	
	ディスク・キャリパ	機能、摩耗及び損傷			○	
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	◇	●	●	
		機能		◇	●	
	リレーバエマージェンシ・バルブ	機能		○	●	
	ブレーキ・カム	摩耗		◇	●	
	ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び損傷		◇	○	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	◇	●	●	
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗	◇	★	★	
		ドラムの摩耗及び損傷		◇	●	
	バック・プレート	バック・プレートの状態			●	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	◇	★	★	
		パッドの摩耗	◇	★	★	
		ディスクの摩耗及び損傷		◇	●	
	分離・ブレーキ	エマージェンシ・ブレーキの作動確認			○	
	ロード・センシング・バルブ	取付状態		○	○	
		機能		○	○	
	オートマチック・スラック・アジャスタ	機能	◇	○	○	
	ABS装置	警告灯の作動確認			○	
		部品の機能確認			○	
		車輪速センサの作動確認			○	
		電気配線接続部の緩み及び損傷		○	○	
		コントロール・バルブ（モジュレータ）の作動確認			○	
走行装置	アクスル	亀裂、損傷及び変形		○	○	
		スピンドルの亀裂及び損傷			△	
	ホイール	タイヤの空気圧		★	★	
		タイヤの亀裂及び損傷		★	★	
		タイヤの溝の深さ		★	★	
		タイヤの異状な摩耗		★	★	
		タイヤの金属片、石、その他の異物		★	★	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	◇	●	●	
		※ホイール・ナット及びホイール・ボルトの異物	◇	△	●	
		リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷	◇	○	●	
		ハブの亀裂、損傷及び変形			△	
		ホイール・ベアリングのがた		◇	●	
		車軸のアライメント			○	

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月	3月	12月	結果
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	◇	●	●	
		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		○	●	
		Uボルトの緩み及び損傷		○	●	
		トルク・ロッドの連結部のがた		○	●	
	ウィーキング・ビーム・サスペンション	スプリング摺動面の摩耗			○	
		連結部のがた及び損傷			○	
		ブラケット取付部の緩み及び損傷		○	○	
	エア・サスペンション	エア漏れ		●	●	
		ベローズの損傷	◇	★	★	
		取付部、連結部の緩み並びに損傷		★	★	
		スプリング・ピボットの緩み並びに損傷		★	★	
		Uボルトの緩み並びに損傷		★	★	
		レベリング・バルブの機能			●	
		レベリング・バルブのロッド取付部の損傷		○	○	
		プロテクション・バルブの損傷			○	
		ハイト・コントロール・バルブの機能			○	
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷		●	●	
車軸自動昇降装置		エア漏れ		○	○	
		アーム・ゴムクッションの摩耗		○	○	
		ベローズの損傷	◇	○	○	
		取付部及び連結部の緩み並びに損傷		○	○	
電気装置	バッテリ	ターミナル部の接続状況		○	○	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷		●	●	
エア・コンプレッサ		エア・タンクの排水		●	●	
車体及び車体		緩み及び損傷		●	●	
		物品積載装置の緩み及び損傷		●	●	
		巻込防止装置の緩み及び損傷		●	●	
		突入防止装置の緩み及び損傷		●	●	
		カウンターウェート取付ボルトの緩み及び損傷		○	○	
連結装置		▲カプラの機能及び損傷			●	
		キング・ピン及びルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷		○	●	
		キング・ピン取付部の損傷		○	●	
		▲ルネット・アイ取付部の緩み		○	●	
		キング・ピン・プレートの腐食及び損傷			○	
その他		シャーシの各部の給油脂状態	◇	●	●	
補助脚		作動状態		○	○	
		内外筒の損傷		○	○	
		取付部の緩み及び損傷			○	
		回転部及び摺動部の摩耗			○	

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月	3月	12月	結果
▲ドーリー・ドローバ	ターン・テーブル	作動状態		○	○	
		亀裂、損傷及び変形		○	○	
		取付ボルトの緩み		○	○	
		ターン・テーブル・ピンの摩耗、変形		○	○	
		ストッパ・ピンの摩耗、変形		○	○	
	アンチ・ジャック・ナイフ装置	作動状態		○	○	
		配管のエア及びオイル漏れ		○	○	
		ディスク・プレートの汚れ		○	○	
		オイル・リザーバ・タンクの液量		○	○	
		ブースタの機能			○	
		ブレーキ・ライニングの摩耗		○	○	
		ブレーキ・ヘッドの機能			○	
	ドローバ	作動状態		○	○	
		フレームの亀裂、損傷及び変形		○	○	
		ドローバ・ピン・ナットの緩み			○	
		ドローバ・ピン・ブッシュの摩耗		○	○	
	ドローバ・サポート	作動状態		○	○	
		サポート・スプリングの損傷		○	○	
		ドローバ・ストッパ・ピンの摩耗、変形		○	○	
		スイング・ガイド・ピンの摩耗、変形		○	○	

その他必要となった点検・整備の内容

交換部品等	数量

メンテナンスに関するアドバイス

点検又は分解整備時の走行距離				km
タイヤの残溝 1.6mm以上	前輪	左	右	mm
	後輪	左	右	mm
ライニングの残厚	前輪	左	右	cm
	後輪	左	右	cm

点検年月日	年　月　日
整備完了年月日	年　月　日

整備主任者　　印

分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地

（認証又は指定番号）

（注）タイヤの残溝、ライニングの残厚は最摩耗箇所の数値

連結時のトラクター型式

※車両総重量8トン以上の被牽引自動車に限る
▲…セミトレーラは不要
注1：走行距離が1カ月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目（2回連続しての省略は出来ない）
注2：シビアコンディションの判定者は記録簿の長個きに示す
注3：長年使用し続けた点は、使用開始から5年以上経過したことを言う

この記録簿は携行保存して下さい

点検整備実施上の注意

1．点検整備実施上の注意

点検の際に、特に注意を要する事項について、「自動車の点検及び整備に関する手引き」（国土交通省告示第317号、平成19年3月14日）では、次のとおりとなっております。

(1)安全な場所を選ぶ。
(2)ユーザー自身が定期点検のうちの一定部分を行おうとする場合には、知識、技量に見合ったものを行う。
(3)適切な機械・工具や測定器具を使用する。
(4)自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に点検を行う。
（自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。）

2．定期交換部品

定期交換部品とは、トレーラメーカーがトレーラの安全を確保する上から、走行や時間の経過に伴って摩耗・劣化する部品のうち、通常の点検ではその摩耗・劣化度合いが判定困難なものや、その後の保安を確保し得る期間が予測しにくいものを対象としたものであり、したがって交換にあたっては、トレーラメーカーの指定する時期（期間、走行キロ）などを参考として下さい。

☆ 主な定期交換部品

・ブレーキ・チャンバのダイヤフラム及びゴム部品
・ブレーキ・ホース
・エア・ブレーキ・ホース・カップリングのパッキン類
・ブレーキ用機器ゴム部品及びパッキン類
・リレー・エマージェンシ・バルブのゴム部品
・ホイール・ハブ・ベアリングのオイル・シール
・ハブ・キャップ・シール
・ブレーキ・チャンバのスプリング・チャンバ部
・リーフ・サスペンション車のラジアス・ロッドのゴム・ブッシュ
・リーフ・サスペンション車のエコライザのゴム及びメタル・ブッシュ
・エア・サスペンション車のベローズ
・ショック・アブソーバ

＊具体的な交換部品、交換時期については各トレーラメーカー発行の取扱説明書等に従って下さい。

3．激しい使われ方をした場合（シビアコンディション）

本書１０ページの定期点検分解整備記録簿は、走行距離が多い、未舗装路での運行が多い等、厳しい条件で使用（シビアコンディション）された車両は、法定点検に加え、定期的な点検及び交換すべき内容をトレーラメーカーが指定しています。

ユーザーからも車の使い方、普段走行している場所などを聞き取り、又はハブオドメーター、トラクターの走行距離計、日報等により走行距離等を確認し、シビアコンディションかどうかを判定し、シビアコンディションの該当車両については、メーカーの指定に従って下さい。

(1) シビアコンディション点検の判定　　―例―

A	悪路 （凸凹路、砂利道、雪道、未舗装道路など）	走行距離の30％以上が次の条件に該当する場合 ・運転者が体に衝撃（突き上げ感）を感じる荒れた路面 ・車体が左右に振られる荒れた路面
B	走行距離が多い	事業用自動車 ・10,000km以上／1ヶ月、走行する場合
C	山道、登り降りの頻繁な走行	走行距離の30％以上が次の条件に該当する場合 ・登り下りの走行が多く、ブレーキの使用回数が多い場合 ・車体が左右に振られる多い場合
D	牽引自動車の駐車ブレーキの多用	・渋滞、荷役待ち等で駐停車の回数が多く、牽引自動車の駐車ブレーキを多用（20回／日前後）する場合

（注）詳細は、メーカーの取扱説明書等の指定に従って下さい。

(2) シビアコンディション点検の設定　一点検内容の例一

定期点検内容のうち、シビアコンディションにより、車両への負担度合が大きく影響する内容を、トレーラメーカーの指定する時期に繰り上げて実施する。

①1月毎のシビアコンディション点検内容

点検項目			点検時期 被牽引自動車			備考
点検箇所		点検内容	1月ごと	3月ごと	12ヶ月ごと	
制動装置	駐車ﾌﾞﾚｰｷ機構	引きしろ	◇	●	●	
	ﾎｰｽ及びﾊﾟｲﾌﾟ	漏れ、損傷及び取付状態	◇	●	●	連結状態
	ﾌﾞﾚｰｷ・ﾁｬﾝﾊﾞ	ﾛｯﾄﾞのｽﾄﾛｰｸ	◇	●	●	
	ﾌﾞﾚｰｷ・ﾄﾞﾗﾑ及びﾌﾞﾚｰｷ・ｼｭｰ	ﾄﾞﾗﾑとﾗｲﾆﾝｸﾞとのすき間	◇	●	●	ﾄﾞﾗﾑ・ﾌﾞﾚｰｷ車のみ
		ｼｭｰの摺動部分及びﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗	◇	★	★	
	ﾌﾞﾚｰｷ・ﾃﾞｨｽｸ及びﾊﾟｯﾄﾞ	ﾃﾞｨｽｸとﾊﾟｯﾄﾞとのすき間	◇	★	★	ﾃﾞｨｽｸ・ﾌﾞﾚｰｷ車のみ
		ﾊﾟｯﾄﾞの摩耗	◇	★	★	
	ｵｰﾄﾏﾁｯｸ・ｽﾗｯｸ・ｱｼﾞｬｽﾀ	機能	◇	○	○	自動調整式車のみ
走行装置	ﾎｲｰﾙ	ﾎｲｰﾙ・ﾅｯﾄ及びﾎｲｰﾙﾎﾞﾙﾄの緩み	◇	●	●	
		ﾎｲｰﾙ・ﾅｯﾄ及びﾎｲｰﾙﾎﾞﾙﾄの損傷	◇		●	車両総重量8ﾄﾝ以上の被牽引自動車のみ
		ﾘﾑ、ｻｲﾄﾞ・ﾘﾝｸﾞ及びﾃﾞｨｽｸ・ﾎｲｰﾙの損傷	◇	○	●	
緩衝装置	ﾘｰﾌ・ｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝ	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞの損傷	◇	●	●	
	ｴｱ・ｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝ	ﾍﾞﾛｰｽﾞの損傷	◇	★	★	
車軸自動昇降装置		ﾍﾞﾛｰｽﾞの損傷	◇	○	○	取付車のみ
その他		ｼｬｼ各部の給油脂状態	◇	●	●	

注１：走行距離が3月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目（2回連続しての省略はできない）

②３月毎のシビアコンディション点検内容

点検項目			点検時期 被牽引自動車			備考
点検箇所		点検内容	1月ごと	3月ごと	12月ごと	
制動装置	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾁｬﾝﾊﾞ	機能		◇	●	連結状態
	ﾌﾞﾚｰｷ･ｶﾑ	摩耗		◇	●	
	ﾌﾞﾚｰｷ･ｶﾑ･ｼｬﾌﾄ	摩耗及び損傷		◇	○	
制動装置	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾄﾞﾗﾑ及びﾌﾞﾚｰｷ･ｼｭｰ	ﾄﾞﾗﾑの摩耗及び損傷		◇	●	
	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾃﾞｨｽｸ及びﾊﾟｯﾄﾞ	ﾃﾞｨｽｸの摩耗及び損傷		◇	●	ﾃﾞｨｽｸ･ﾌﾞﾚｰｷ車のみ
走行装置	ﾎｲｰﾙ	ﾎｲｰﾙ･ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞのがた		◇	●	

(3) シビアコンディション交換部品

シビアコンディションの場合の交換部品については、本書１２ページに示す“２．定期交換部品”の☆主な定期交換部品を基にしてください。又、交換時期については、目安として、標準交換時期の1/2程度とする。但し、シビアコンディション時の交換時期が明記してある場合は除く。

＊具体的な交換部品、交換時期については各トレーラメーカー発行の取扱説明書等に従って下さい。

４．長年使用し続けた場合

定期点検記録簿は長年使用し続けた被牽引自動車（長年使用し続けたとは、使用開始から5年以上経過したことを言う）の点検内容、点検整備時期についても指定している。

	点検箇所及び点検内容	メーカー指定点検時期	法定点検時期
1	アクスル：スピンドルの亀裂及び損傷	１２月	
2	ホイール：ハブの亀裂、損傷及び変形	１２月	
3	ホイール：ホイール・ナット及びボルトの損傷	３月	１２月

５．用　語

本書の主な用語の意味は、、次のとおりである。

点　検：部品の摩耗、損傷、破損及び各装置の機能などについて調べたり、測定する作業をいう。
遊　び：各機構の連結部又は接触部には潤滑、その他の目的のために適正なクリアランスが必要である。したがって、製作当初からあらかじめ必要量が与えられている。このクリアランスは、使用に伴ってその量が増加するが、ある限度内ならば保安上又は機能上障害とならない。この限度までを「遊び」という。
が　た：「遊び」の限度を超えてクリアランスが増大したものをいう。
へたり：ばねなどの衰損具合をいうが、目視または計測により良否を判断する。
劣　化：ゴム、プラスチック製品などで、当初の柔軟性が失われ、もろくなり破損しやすい状態をいう。

トレーラ点検の実施方法

【定期点検整備記録簿の項目順に記載してあります】

制動装置

点検箇所	ブレーキ・ペダル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ブレーキの効き具合	点検方法	走行点検・測定点検		

【連結状態】

1．乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。

2．ブレーキ・テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。

※ 制動力の和は検査時車両状態の軸重の 50%以上あること。
※ 制動力の左右差は検査時車両状態の軸重の 8%以下であること。

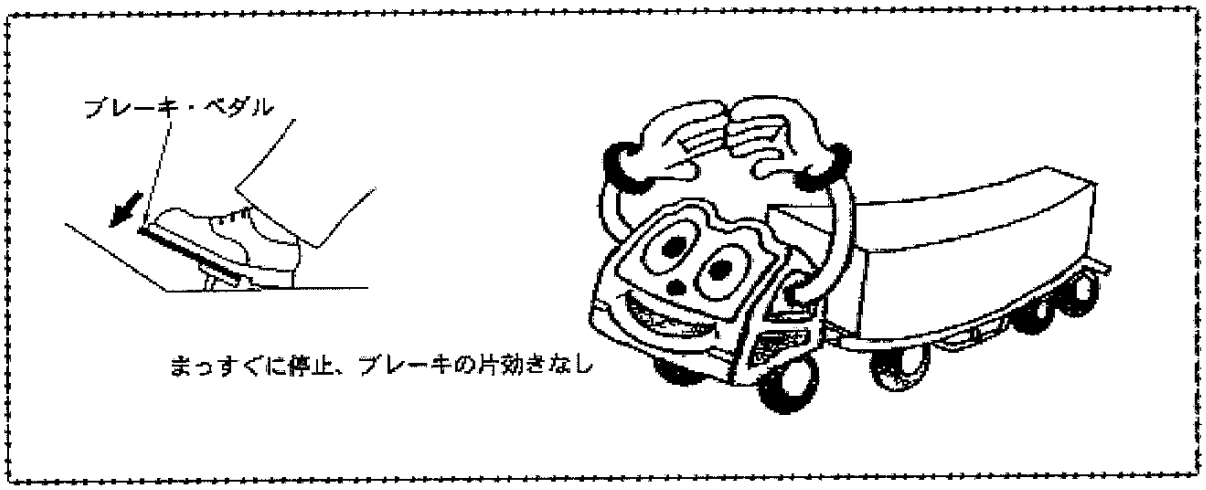

制動装置

点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	引きしろ	点検方法	測定点検		

＊１：シビアコンディション項目

１．操作ハンドルを回して規定の力で一杯まで締めたとき、引きしろが規定の範囲にあるかを点検する。
また、開放時にワイヤのたるみなどが走行に支障ない状態にあるかを点検する。

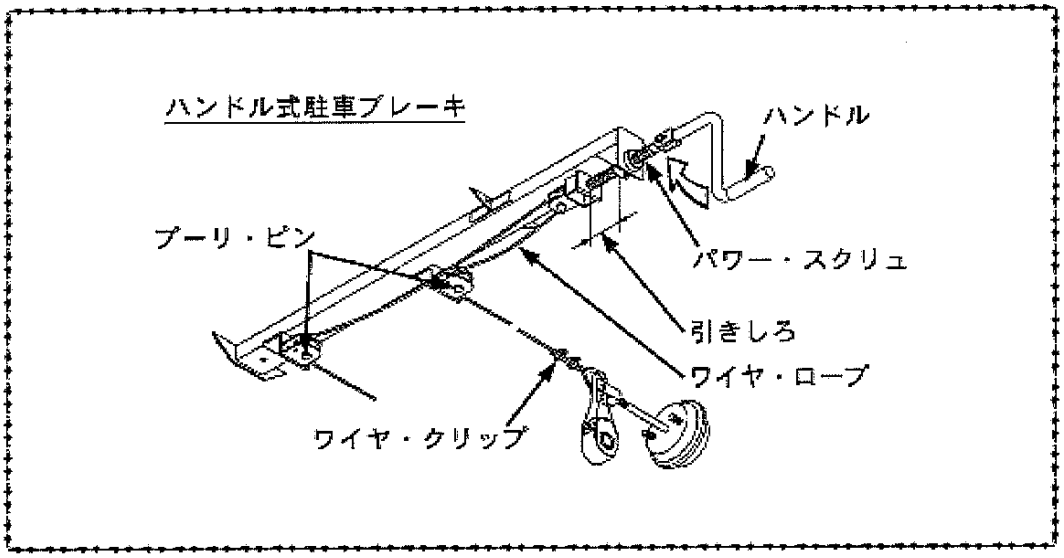

制動装置

点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ブレーキの効き具合	点検方法	測定点検		

1．乾燥した急坂（5分の1（20%）勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。

2．ブレーキ・テスタで制動力が規定値以上あるかを点検する。

※ 制動力の総和は検査時車両状態の重量の20%以上あること。

制動装置

点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ねじ部の摩耗及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【ハンドル式駐車ブレーキ車のみ】

1．パワー・スクリュ部、プーリ・ピンに摩耗、損傷、錆付きがないかを目視などにより点検する。

2．ワイヤー・ロープに摩耗、損傷、錆付きがないかを目視などにより点検する。

3．ワイヤ・クリップの締付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する

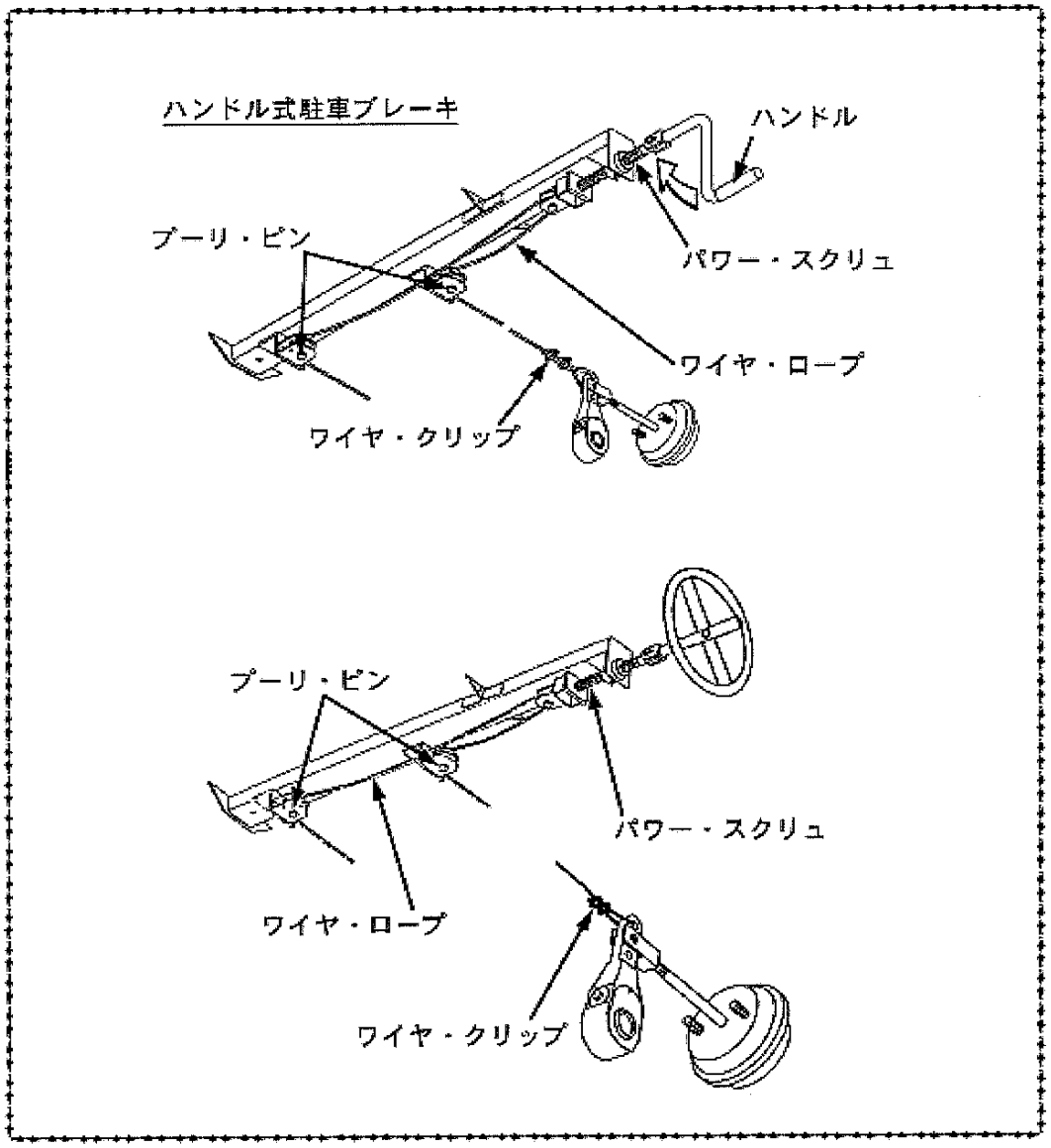

制動装置

点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	駐車ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態	点検方法	目視点検、聴覚点検		

【スプリング式駐車ブレーキ車のみ】

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、駐車ブレーキ・バルブを作動側に操作したとき、トレーラのスプリング・ブレーキ・チャンバが作動しブレーキがかかるかを点検する。

2．作動時に駐車ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検する。

3．駐車ブレーキ・バルブを解放側に操作したとき、スプリング・ブレーキ・チャンバが元に戻りブレーキが解除するかを点検する。

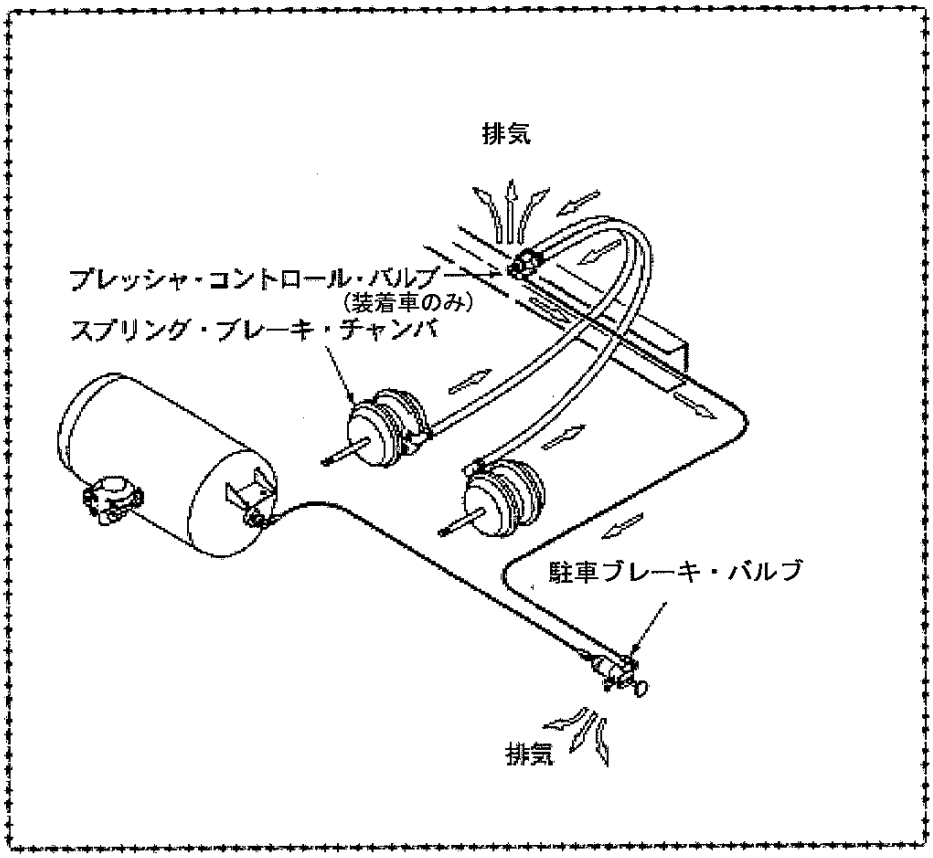

〈ワンポイント・アドバイス〉

- トレーラのエア・タンク内圧力が規定値以下では、バルブ操作で解除出来ない事があります。その場合には、エア・タンクに規定の空気圧を充填してから点検します。

制動装置

点検箇所	ホース及びパイプ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	漏れ、損傷及び取付状態	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【連結状態】　　＊１：シビアコンディション項目

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ホース及びパイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又はエンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

2．走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ及びホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。

3．ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検する。

4．接続部及びクランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。

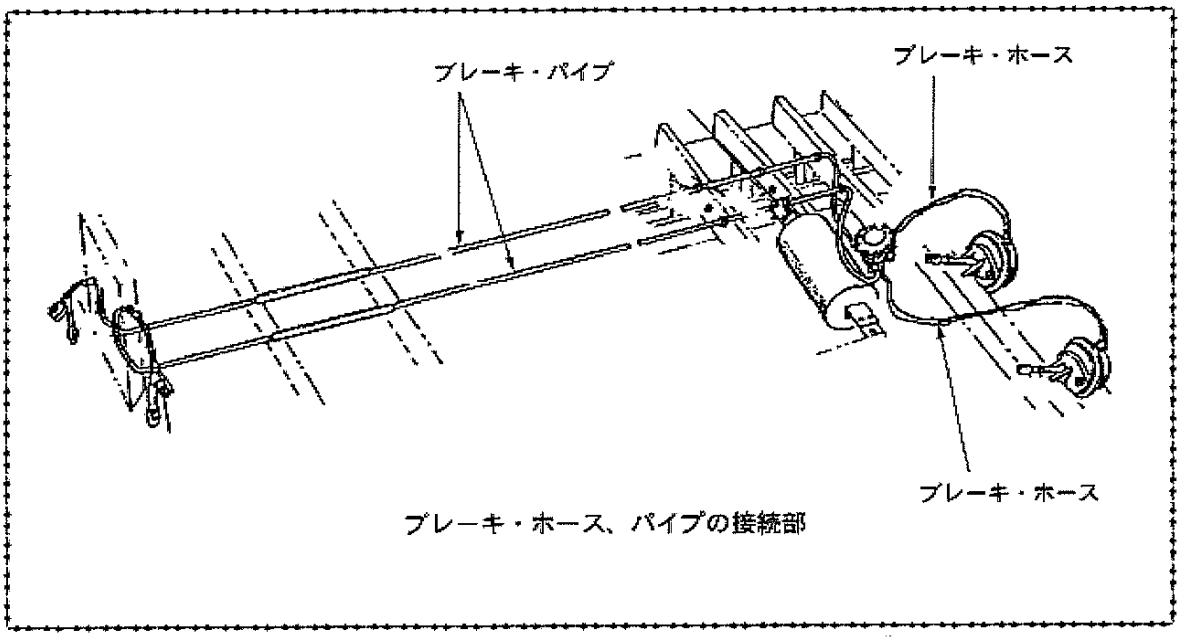

ブレーキ・ホース、パイプの接続部

〈ワンポイント・アドバイス〉

● ブレーキ・ホースを構成しているゴムや繊維層は使用するにつれ、疲労や老化が進みます。車両によっては定期交換部品になっているので、メーカーの指定する時期に交換することが必要です。

制動装置

点検箇所	ディスク・キャリパ	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	機能、摩耗及び損傷	点検方法	目視点検、リフト・アップ点検		

【ディスク・ブレーキ車のみ】

1．リフト・アップなどの状態で、ホイールを取外しディスク･キャリパよりブレーキ・パッドを取外しディスク・キャリパを全移動範囲にわたり、手でスライドさせ異常がないか目視などにより点検する。

2．ディスク・キャリパ周辺をエアガンなどで清掃しディスク・キャリパ取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。

3．ガイド・ブーツ・カバーなどゴム製品の損傷がないか目視などにより点検する。

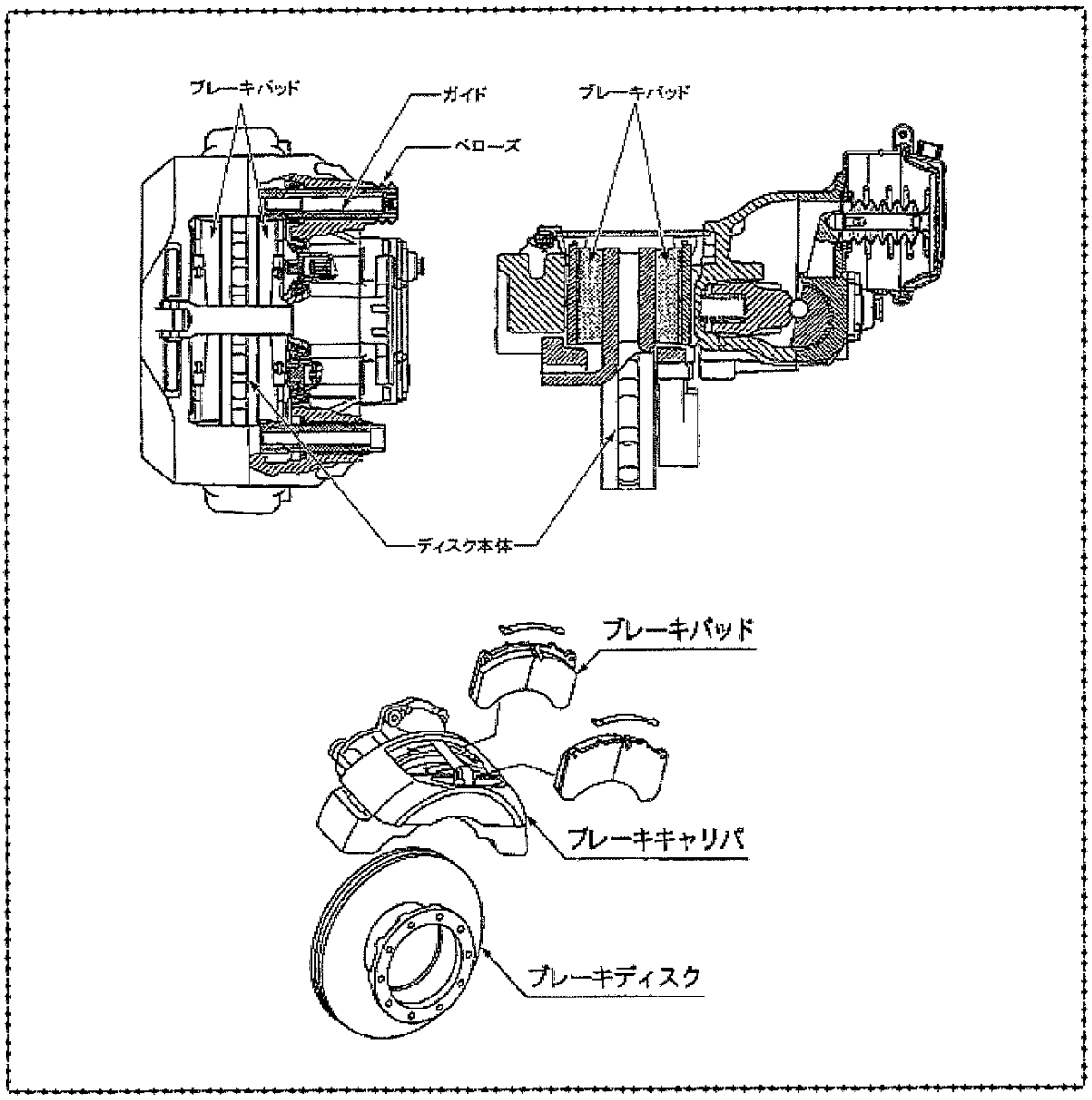

制動装置

点検箇所	ブレーキ・チャンバ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ロッドのストローク	点検方法	測定点検		

【連結状態】

＊1：シビアコンディション項目

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

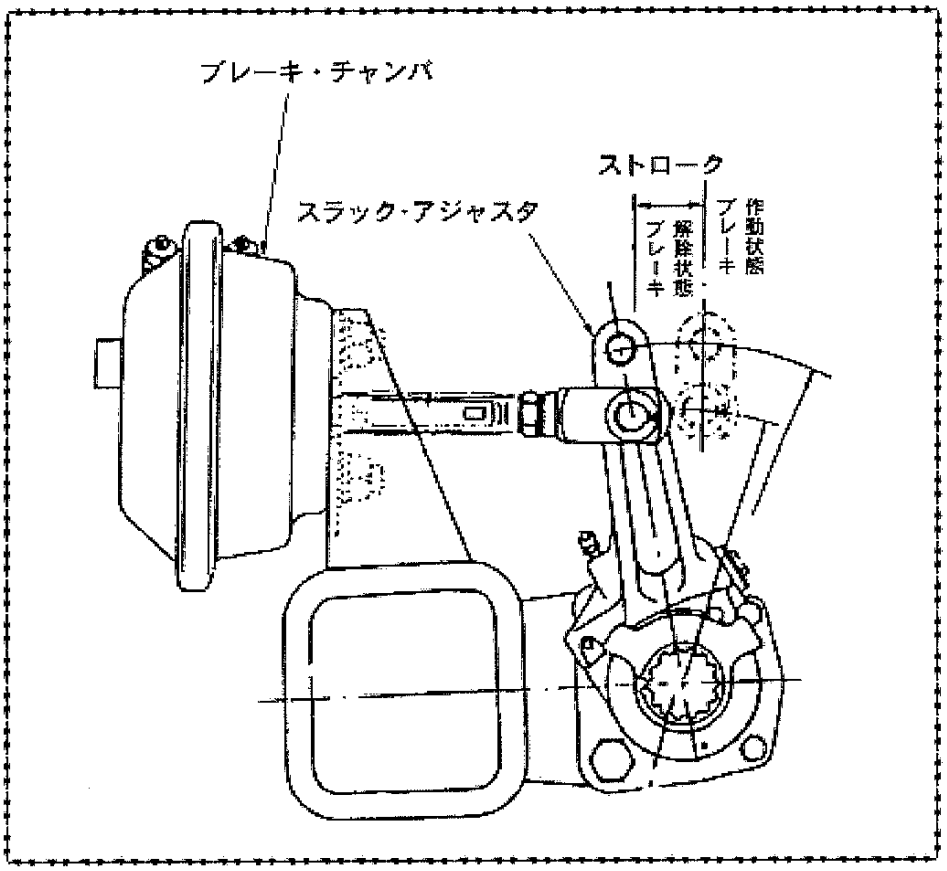

制動装置

点検箇所	ブレーキ・チャンバ	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【連結状態】　　＊１：シビアコンディション項目

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのクランプ回り、ホースの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。
2．ペダルを戻したときのブレーキ・チャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
3．ブレーキ・チヤンバを分解する場合には、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷、劣化がないかを目視などにより点検する。

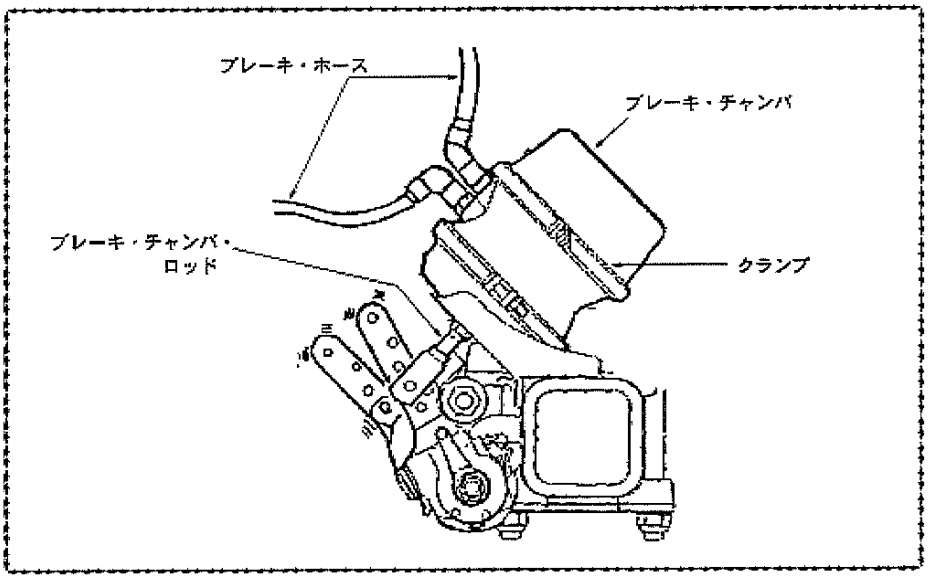

〈ワンポイント・アドバイス〉

● 使用状況により、法定点検に加えてメーカー指定の点検が必要です。
ブレーキ・チャンバのダイヤフラム及びゴム部品やスプリング・チャンバ部は、定期交換部品になっているので、メーカーの指定する時期に交換することが必要です。

【注　意】
スプリング・ブレーキ室（スプリング・チャンバ部）の分解禁止
スプリング・ブレーキ・チャンバにおいて、スプリング・ブレーキ室には強力なスプリングが入っています。不用意に分解すると、スプリングが飛び出し重大な事故の原因になります。

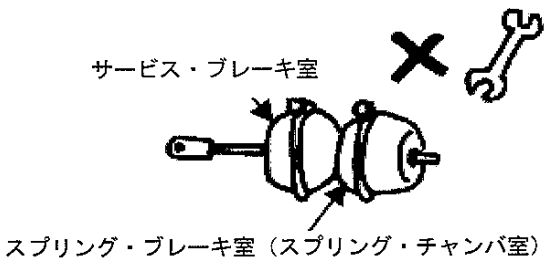

制動装置

点検箇所	ブレーキ・チャンバ	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【連結状態】　　＊１：シビアコンディション項目

4．チャンバ内ダイヤフラムの定期交換の必要性
ブレーキ・チャンバやスプリング・ブレーキ・チャンバ内のダイヤフラムはゴム製品のため、経年により劣化するため、定期的な交換が必要。
但し、スプリング・ブレーキ室（スプリング・チャンバ部）内には強力なコイル・スプリングが組み込まれており非分解構造のため、本体ごとの交換が必要。
【詳しくは各メーカーの取扱説明書を参照下さい】

5．ブレーキ・チャンバとスプリング・ブレーキ・チャンバのダイヤフラムの違い
1）ブレーキ・チャンバには１個のダイヤフラムがある。（ダイヤフラム単体の交換可能）
2）スプリング・ブレーキ・チャンバはサービス・ブレーキ室とスプリング・ブレーキ室で構成されているため、２個のダイヤフラムが組み込まれている。（サービス・ブレーキ室のダイヤフラムの交換は可能だが、スプリング・ブレーキ室のダイヤフラム単体の交換はできない）

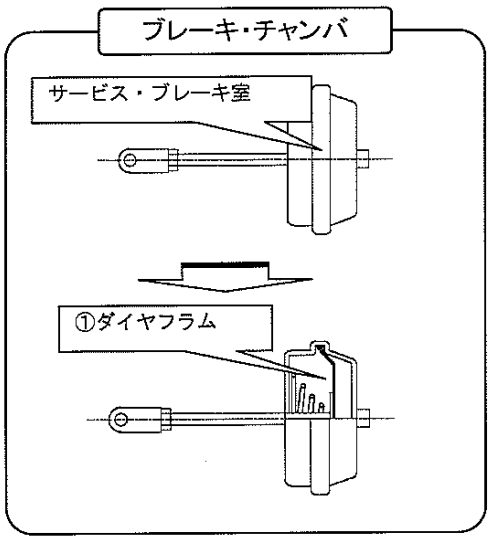

①ダイヤフラムをメーカーが指定する時期に交換する。

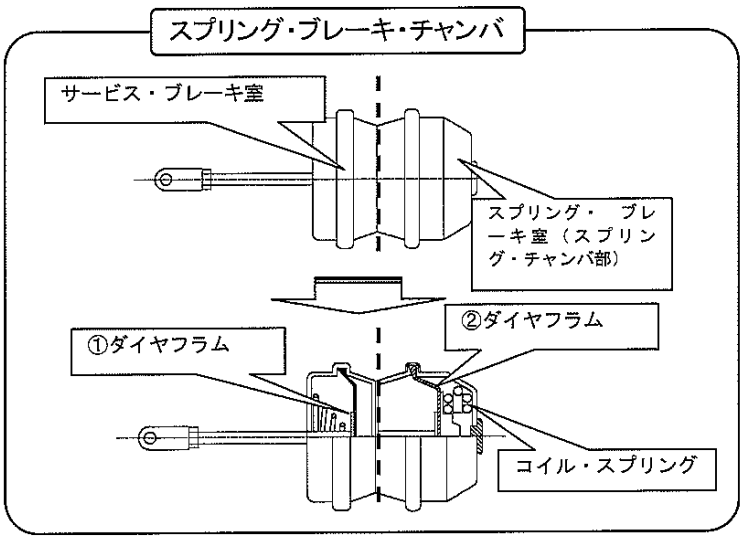

①ダイヤフラムをメーカーが指定する時期に交換する。
②スプリング・ブレーキ室ダイヤフラムは非分解構造のため、本体をメーカーが指定する時期に交換する。

〈ワンポイント・アドバイス〉

● 劣化したダイヤフラムを使用し続けるとエア漏れにより、ブレーキの機能に支障をきたすおそれがあります。
【サービス・ブレーキ室の場合】
ブレーキ力の低下により、ブレーキが効かなくなるおそれがあります
【スプリング・ブレーキ室の場合】
ブレーキの引き摺りを起こし、最悪の場合、火災に至るおそれがあります。

制動装置

点検箇所	リレー・エマージェンシー・バルブ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	機能	点検方法	聴音点検、目視点検		

【連結状態】

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、リレー・エマージェンシ・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。
また、ペダルを戻した時、バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。

2．リレー・エマージェンシ・バルブの入口側と出口側に圧力計を取付け、トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解してバルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷、へたり及び劣化がないかを目視などにより点検する。

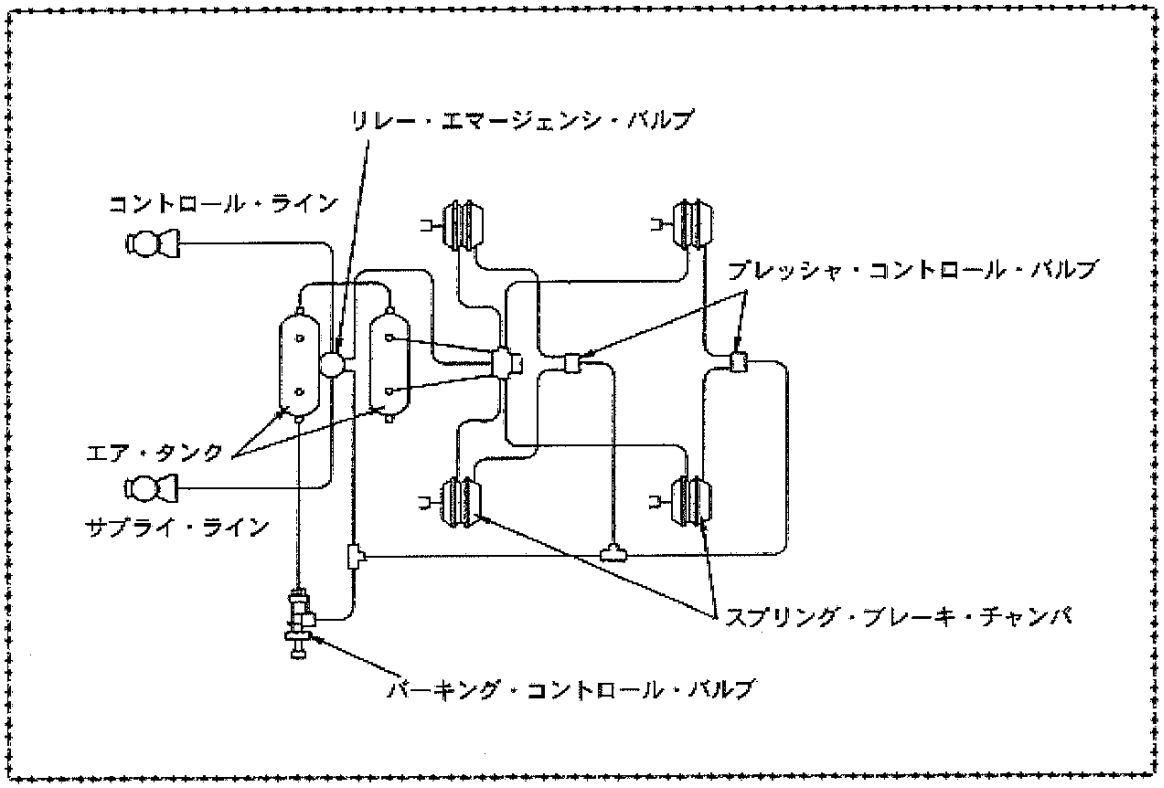

制動装置

点検箇所	ブレーキ・カム	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	摩耗	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検		

＊１：シビアコンディション項目

１．リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取外し、カムに摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。

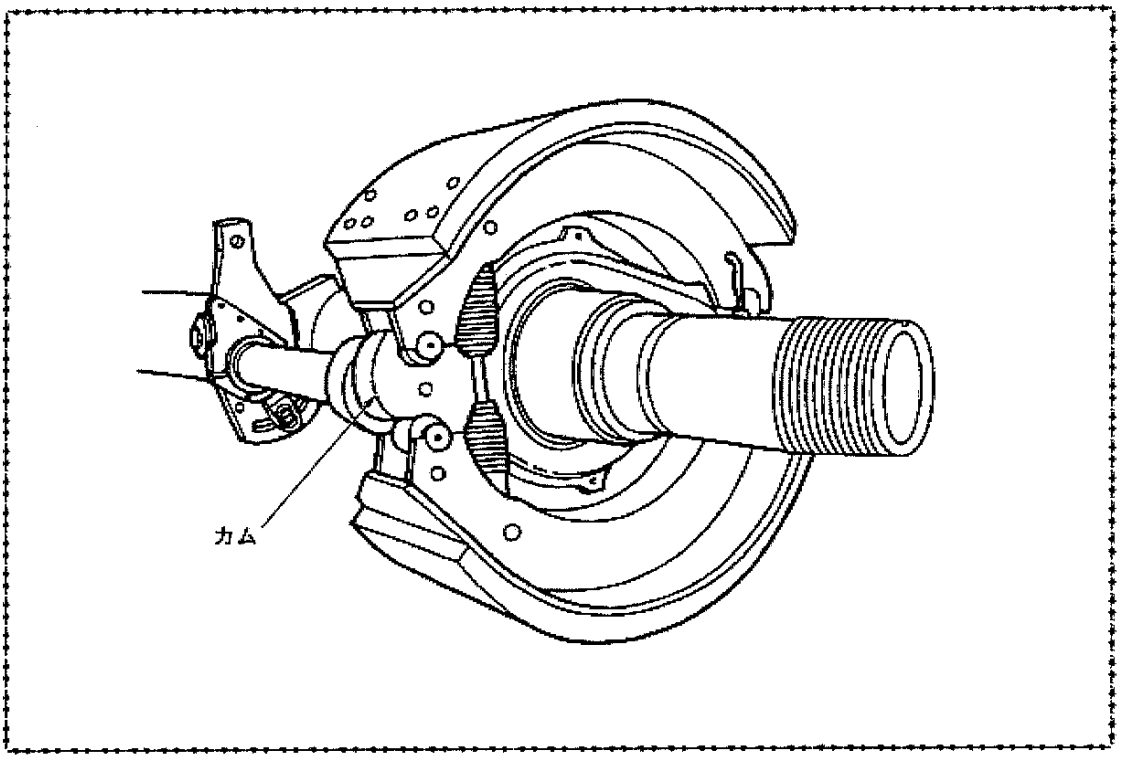

制動装置

点検箇所	ブレーキ・カム・シャフト	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	摩耗及び損傷	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、測定点検		

＊１：シビアコンディション項目

1．リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・カム・シャフトを取り外し、カム・シャフト及びスプライン部に摩耗及び損傷がないかを目視などにより点検する。特にカム面に波状摩耗がないかを点検する。

2．リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・カム・シャフトを取り外し、カム側ブッシュ部及びスラックアジャスタ側のブッシュ部の外径をノギス等により測定する。

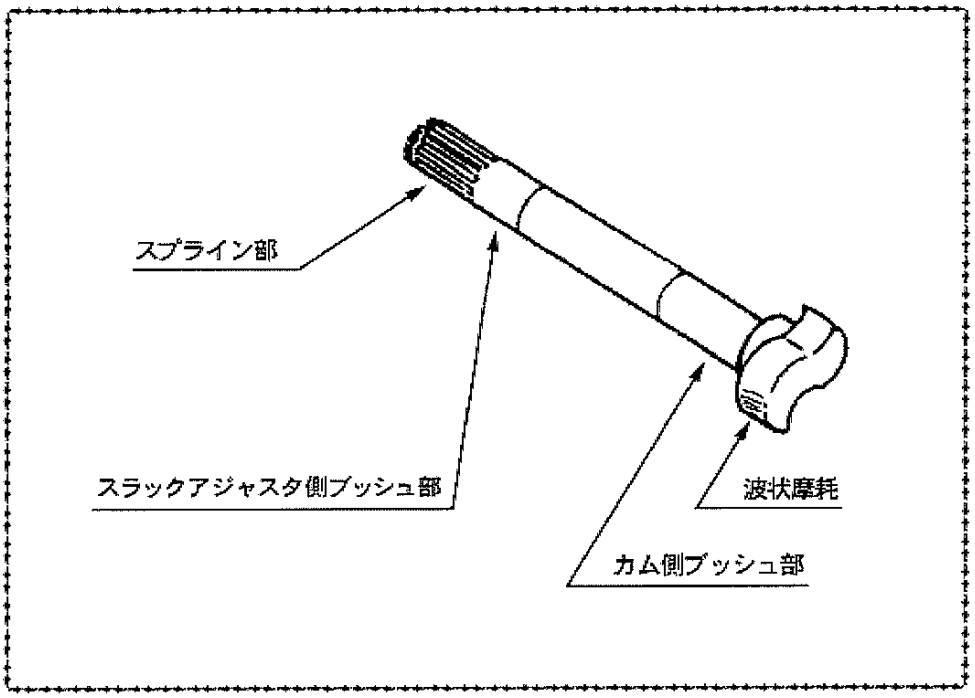

〈ワンポイント・アドバイス〉

● ブレーキ・カム・シャフトの摩耗限度は、メーカーで規定されている基準に基づき判定し、摩耗限度に達したものは交換する。

制動装置

点検箇所	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾄﾞﾗﾑ及びﾌﾞﾚｰｷ･ｼｭｰ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ﾄﾞﾗﾑとﾗｲﾆﾝｸﾞとのすき間	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、測定点検		

【ドラム・ブレーキ車のみ】　　＊１：シビアコンディション項目

１．自動調整方式

トラクタと連結させ、リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキングブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。

２．手動調整方式

トラクタと連結させ、リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキングブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、又は点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。

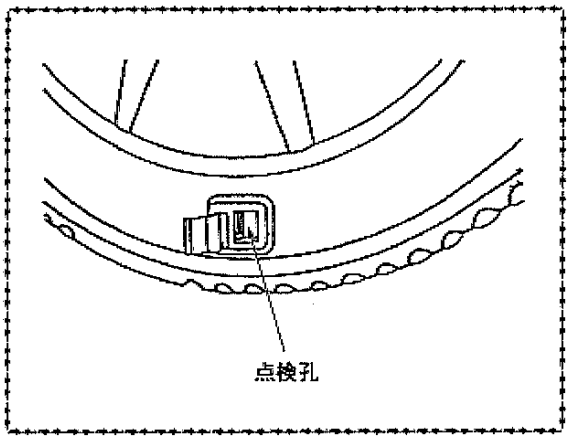

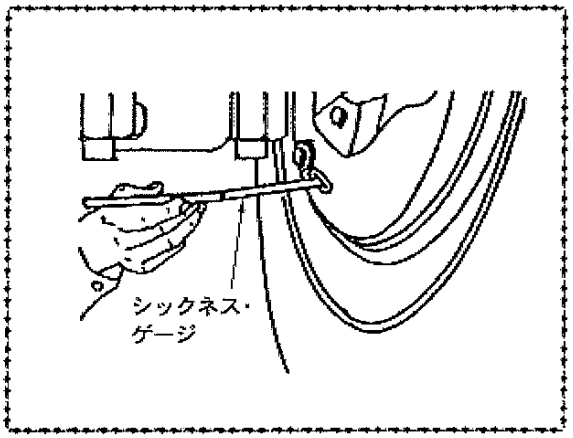

制動装置

点検箇所	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾄﾞﾗﾑ及びﾌﾞﾚｰｷ･ｼｭｰ	点検整備時期	1月*1 3月*2 12月*2	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ｼｭｰの摺動部分及びﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、測定点検 聴音点検		

【ドラム・ブレーキ車のみ】

＊１：シビアコンディション項目
＊２：距離項目

１．３ヶ月点検時（1ヶ月点検時：シビアコンディション）
ライニングの残量を直接確認できる点検孔を有する構造、又はドラム・カバーが取外せる構造の車両にあっては、以下の手順で点検する。
但し、点検孔、又はドラム・カバーが取外せないもの及び点検の結果、ライニングの残量が使用限度に近づいている場合や、異状が認められる場合は、下記２．項12ケ月点検時のドラムを取外して点検する。

①ドラム・カバーを取外すか、ライニング残量点検孔から、ライニングの残量を目視で点検する。また、ライニングの端面に亀裂、剥離などの損傷がないかを目視で点検する。
②低速で走行し、緩やかにブレーキを踏んだ時、ブレーキから異音が発生しないかを点検する。
（リベット、ボルトの緩み）
③リフト･アップなどの状態で､手でタイヤを回し、ブレーキを踏んだ状態からペダルを放した時に、直ぐにタイヤが回せるかで、シューの戻り不良（ブレーキの引きずり）がないかを点検する。

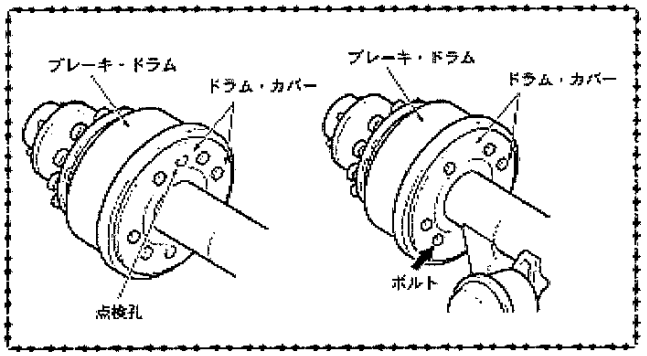

２．12ヶ月点検時
１）ブレーキ・ドラムを取外し点検する。
①ライニングに異状な摩耗や、損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。
②ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。
③リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。

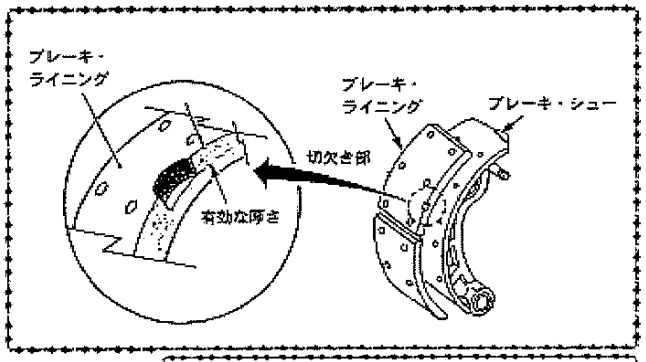

２）シューを分解する場合には、以下の点検をする。
①ブレーキ・シューの摺動部分の異状な摩耗や損傷がないか点検する。
②アンカ・ピンの摩耗や錆付状態、リターン・スプリングのへたりがないか点検する。
③シュー・ローラがスムーズに作動するか点検する。
④調整装置がスムーズに作動するか点検する。

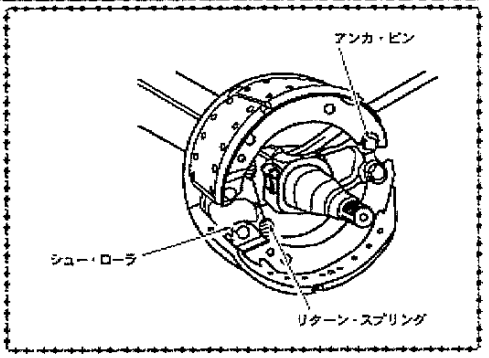

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ライニングは、保安上重要な部品ですが、ブレーキの使用に伴い必ず熱の影響を受けると同時に、消耗が伴います。交換用の新品のライニングは、熱の影響を受けたライニングと同時に使用すると制動力がばらつく要因となり、極端な場合には片効きの原因にもなりますので、交換時は左右輪同時に交換

制動装置

点検箇所	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾄﾞﾗﾑ及びﾌﾞﾚｰｷ･ｼｭｰ	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	ﾄﾞﾗﾑの摩耗、及び損傷	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検		

【ドラム・ブレーキ車のみ】　　＊１：シビアコンディション項目

1．リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取外し、ドラムの内面に異状な摩耗（条痕、偏摩耗、段付摩耗）、ヒートクラック、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

1）ヒートクラックの状態

ケース		状態図	状況	判定
1			摺動面の細かい網目状の割れ	使用可能
2		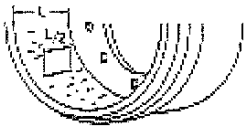	摺動面幅のL/2未満の割れ	使用可能
3	A	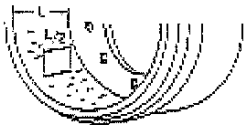	摺動面幅のL/2以上にわたる連続した割れ	使用不可
	B	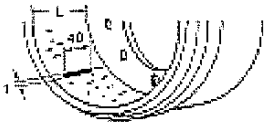	摺動面幅の40mm以上で開口幅が1mm以上の割れ	使用不可
4	A		ドラム端面部に達した割れ	使用不可
	B		摺動面の裏側まで達した割れ	使用不可
5			円周方向の割れ	使用不可

2）摩耗量の判定

摩耗限度については、各トレーラメーカーが規定している基準値に基づき判定して下さい。

制動装置

点検箇所	ﾊﾞｯｸ･ﾌﾟﾚｰﾄ(ｱﾝｶ･ﾌﾞﾗｹｯﾄ)	点検整備時期	12月	点検の分類	法定点検
点検内容	ﾊﾞｯｸ･ﾌﾟﾚｰﾄの状態	点検方法	目視点検、手工具による点検 ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検		

1．リフト・アップなどの状態で、バックプレート（アンカ・ブラケット）に亀裂、損傷、変形がないかを目視などにより点検する。
2．リフト・アップなどの状態で、バック･プレート（アンカ・ブラケット）の取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

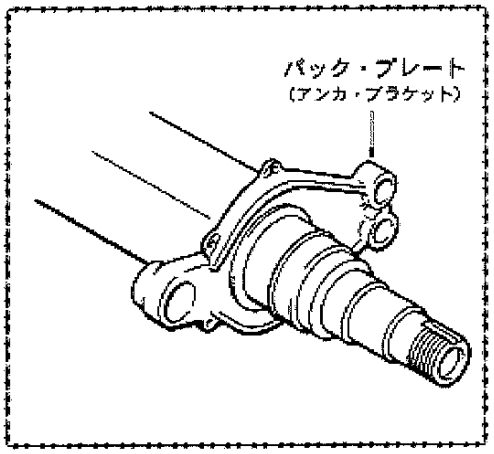

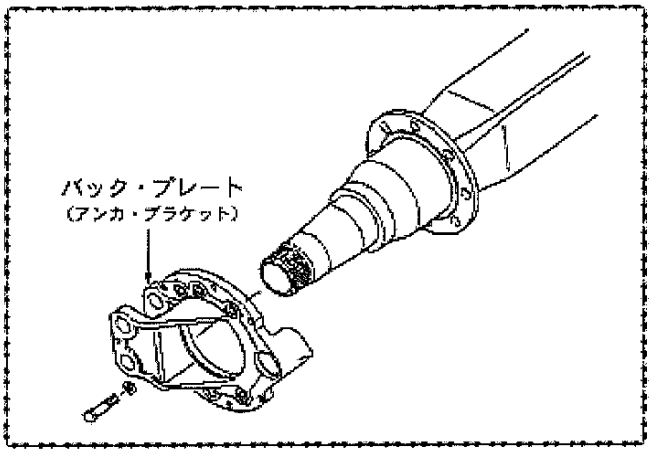

制動装置

点検箇所	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾃﾞｨｽｸ及びﾊﾟｯﾄﾞ	点検整備時期	1月*1 3月*2 12月*2	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ﾃﾞｨｽｸとﾊﾟｯﾄﾞとのすき間	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、感覚点検		

【ディスク・ブレーキ車のみ】

＊1：シビアコンディション項目
＊2：距離項目

1. リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。

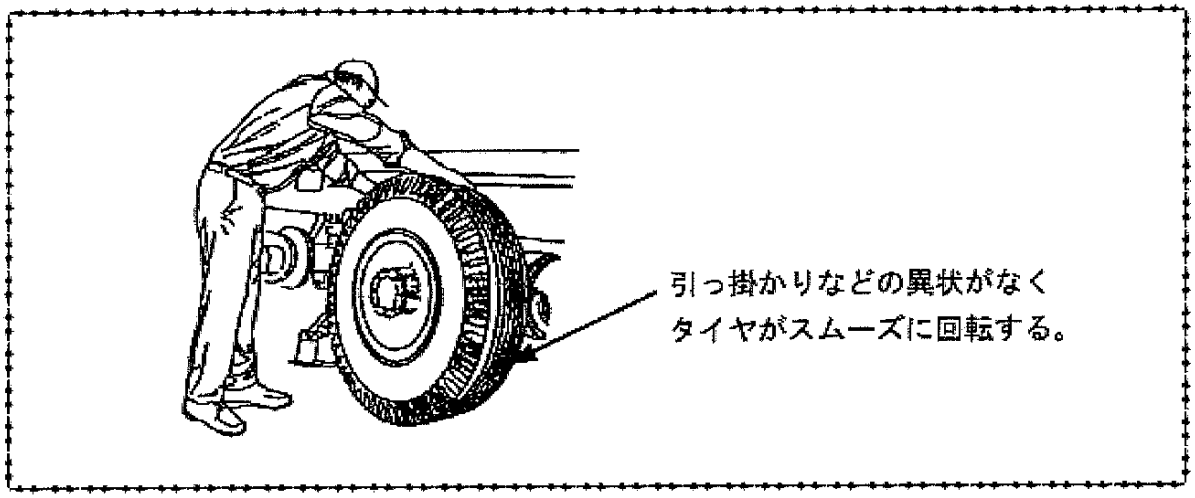

制動装置

点検箇所	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾃﾞｨｽｸ及びﾊﾟｯﾄﾞ	点検整備時期	1月*1 3月*2 12月*2	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ﾊﾟｯﾄﾞの摩耗	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検、測定点検		

【ディスク・ブレーキ車のみ】

*1：シビアコンディション項目
*2：距離項目

1．リフト・アップなどの状態で、ホイールを取外しキャリパ・ボデーの点検孔からパッドの厚みを点検する。
また、必要に応じてスケールなどにより点検する。

※パッドの厚みが、使用限度以上あること。（インジケータのあるものはインジケータにて確認）

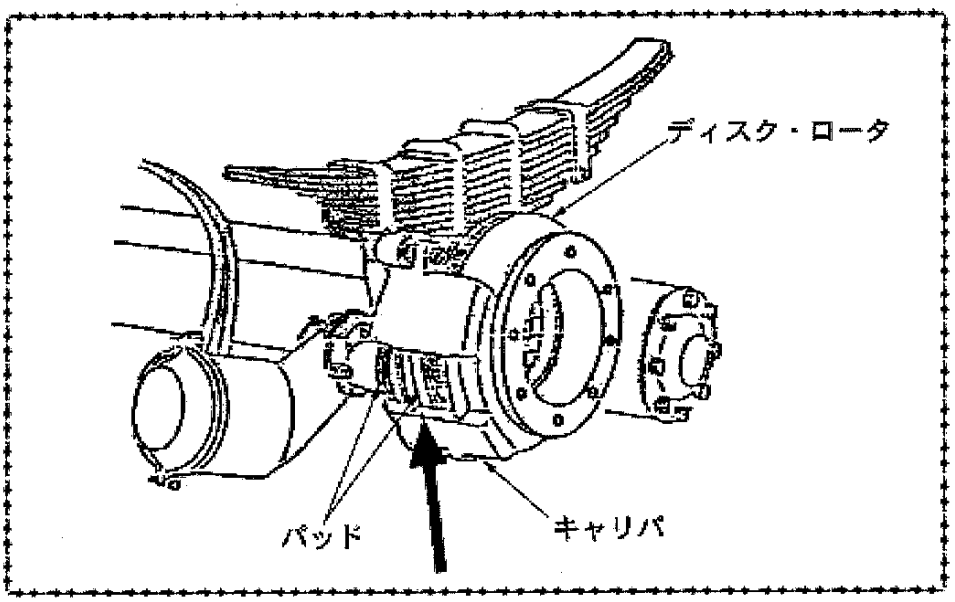

〈ワンポイント・アドバイス〉

● 新品のパッドと熱影響を受けたパッドを同時に使用すると制動力が、ばらつく要因となり極端な場合には片効きの原因ともなりますので、左右輪同時に交換することが必要です。

制動装置

点検箇所	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾃﾞｨｽｸ及びﾊﾟｯﾄﾞ	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	ﾃﾞｨｽｸの摩耗及び損傷	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検		

【ディスク・ブレーキ車のみ】

＊１：シビアコンディション項目

1．リフト・アップなどの状態で、ホイールを取外しディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。

※ブレーキ・ドラム同様にディスク・ロータ表面は、熱影響によりヒート・クラックが発生する。発生したヒート・クラックが長く繋がり損傷に至る恐れがないかを点検する。

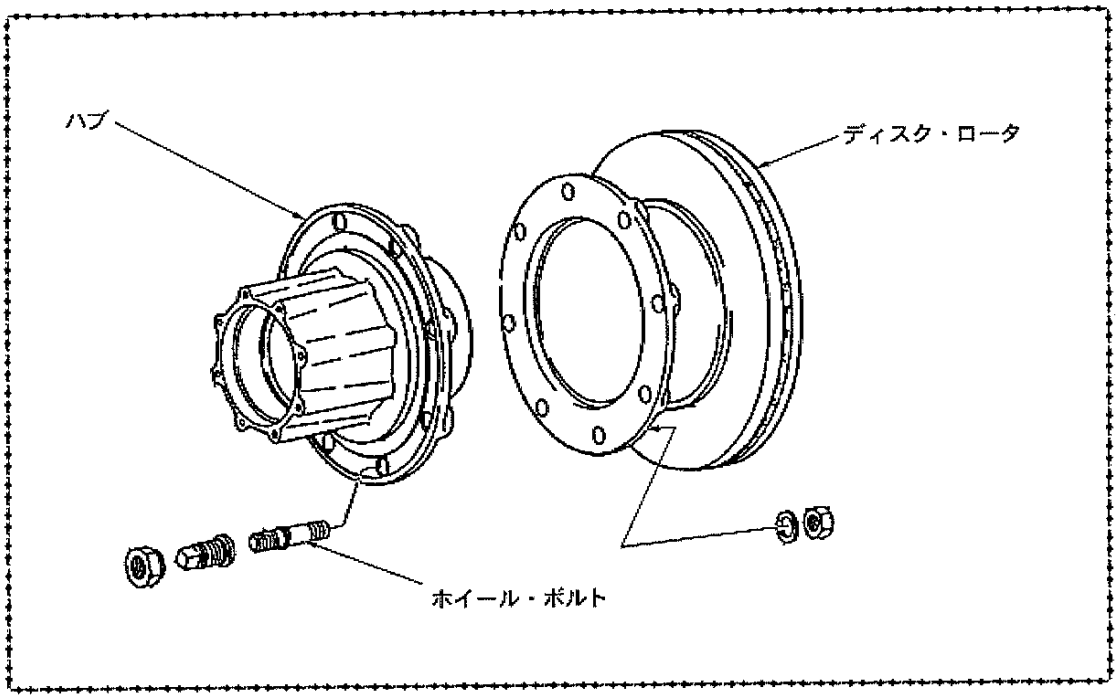

制動装置

点検箇所	分離ブレーキ	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ｴﾏｰｼﾞｪﾝｼ･ﾌﾞﾚｰｷの作動確認	点検方法	目視点検		

【連結状態】

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、サプライ・ライン（エマージェンシ・ライン）のホース・カップリングを切離したとき、トレーラのブレーキ・チャンバが作動しブレーキがかかるかを点検する。なお、中期ブレーキ対応車はトラクタ側の駐車ブレーキを解除した状態で点検する。

2．上記の状態から再度サプライ・ライン（エマージェンシ・ライン）のホース・カップリングを接続した時、ブレーキ・チヤンバが元の状態に戻りブレーキが解除するかを点検する。

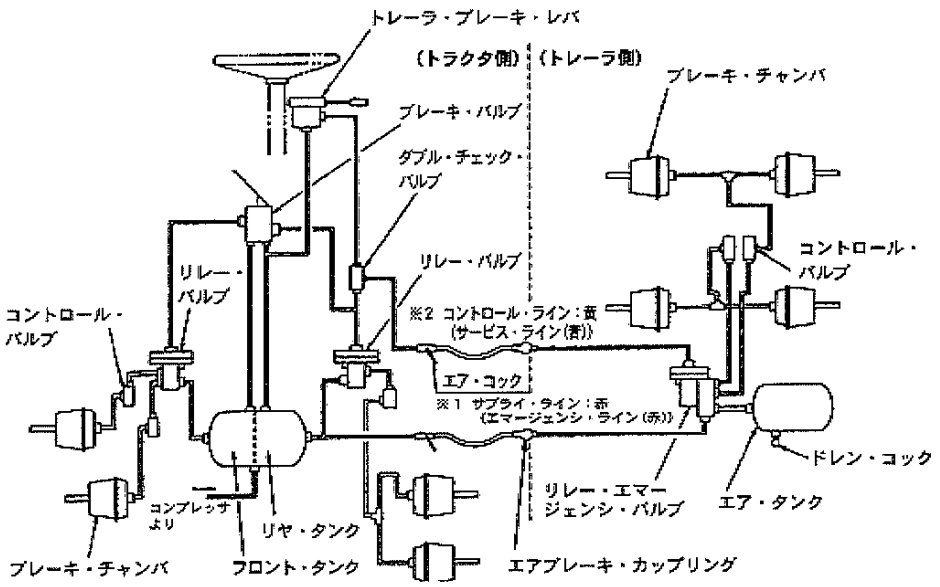

※1．サプライ・ライン（エマージェンシ・ライン）
サプライ・ラインを経由してトラクタからエア・タンクに常時エアを供給する。

※2．コントロール・ライン（サービス・ライン）
トラクタのブレーキ・ペダルの踏み代に応じた圧力をリレー・エマージェンシ・バルブに伝える。

〈ワンポイント・アドバイス〉

- トレーラ及びトラクタのエア・タンク内圧力が規定値以下では、上記の作動ができない場合があります。
その場合には、エンジンを掛けエア・タンクに規定の空気圧を充填してから点検する。

制動装置

点検箇所	ﾛｰﾄﾞ・ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾊﾞﾙﾌﾞ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	取付状態	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【連結状態、取付車のみ】

1．バルブ、ブラケット、ロッド、ターン・バックルの取付ボルト、割りピンの脱落、緩みがないかを目視及びスパナなどにより点検する。

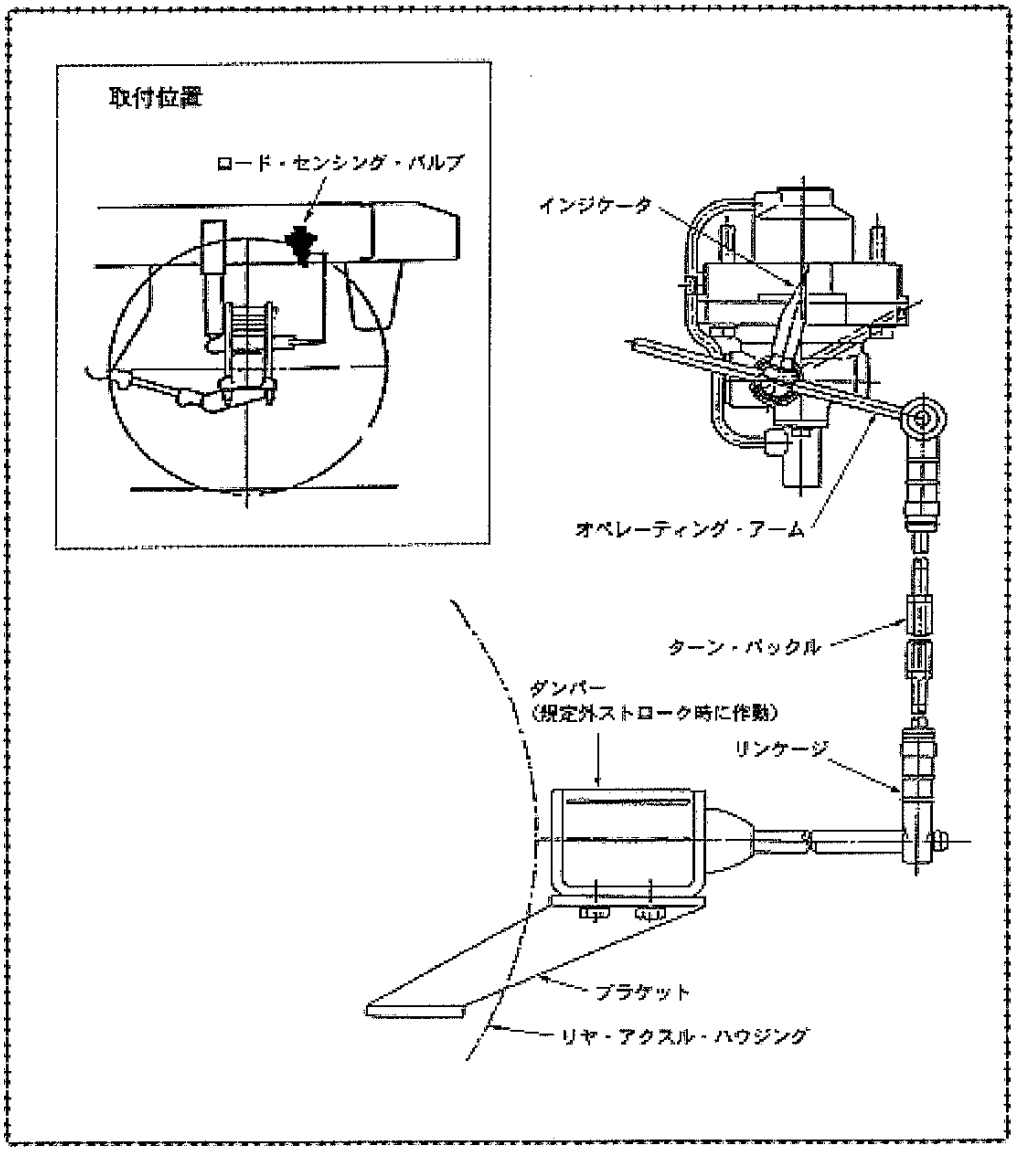

ロード・センシング・バルブ取付状態（例）

制動装置

点検箇所	ﾛｰﾄﾞ・ｾﾝｼﾝｸﾞ・ﾊﾞﾙﾌﾞ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【連結状態、取付車のみ】

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、バルブ本体、排気ポート、配管接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。

2．空車状態でインジケータの指示が正規の位置にあるかを点検する。

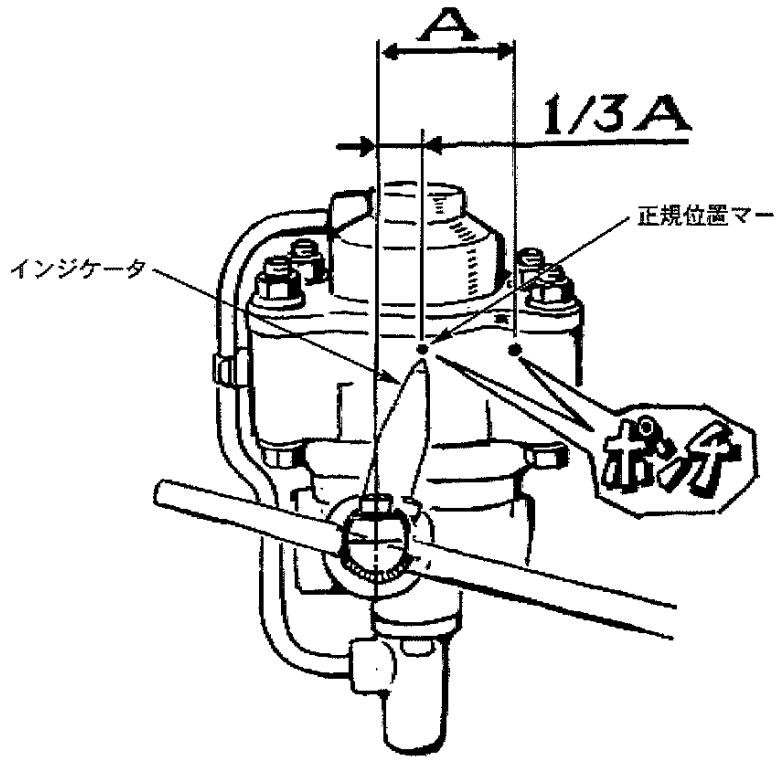

インジケータ正規位置(空車時)

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ロード・センシング・バルブは、積載量に応じ、トレーラ後軸の制動力を調節し、タイヤロックを減少させる役目をしている。
  調節が狂うとかえって制動力不足になり、ジャック・ナイフ現象などを起こしやすくなり非常に危険なので、点検、調整を確実に実施する。

制動装置

点検箇所	オートマチック・スラック・アジャスタ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【自動調整式車のみ】　　＊１：シビアコンディション項目

1．オートマチック・スラック・アジャスタ本体に損傷・変形がないかを、目視などにより点検する。
2．調整スクリューを戻し、規定の空気圧の状態でブレーキを数回作動させ、開放した時に、調整スクリューが回転するかを目視で点検する。

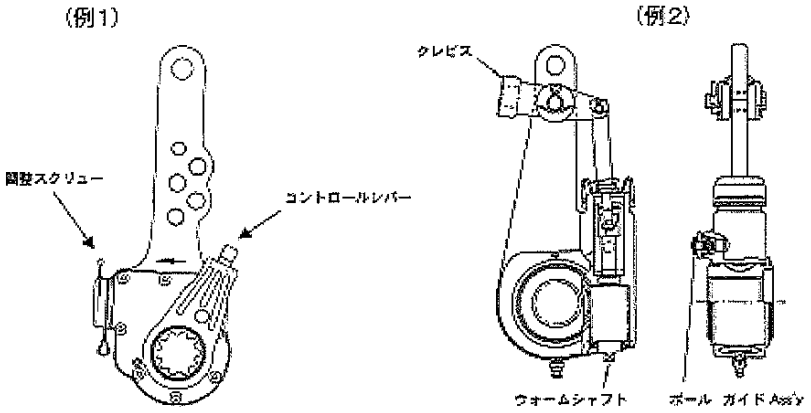

オートマチック・スラック・アジャスタ

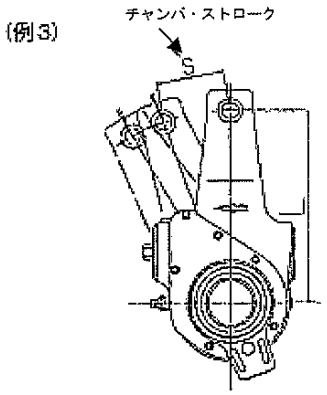

ブレーキ・チャンバ・ストローク測定

〈ワンポイント・アドバイス〉

● 点検の注意
(1) トラクタの駐車ブレーキ・レバーの多用、又、登り降りの頻繁な走行等ではオートマチック・スラック・アジャスタに負担がかかり『シビアコンディション点検』が必要です。
(2) オートマチック・スラック・アジャスタの不具合が進行すると、当該車輪の制動力が低下するおそれがあるので確実に点検し、異常がある場合には部品交換など、適切な処置を行って下さい。

制動装置

点検箇所	ｵｰﾄﾏﾁｯｸ･ｽﾗｯｸ･ｱｼﾞｬｽﾀ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【自動調整式車のみ】　　＊１：シビアコンディション項目

3．オートマチック・スラック・アジャスタの点検要領

1）点検項目・点検整備時期

○：メーカー指定項目　◇：シビアコンディション項目　●：法定点検項目

点検項目		点検整備時期		
点検箇所	点検内容	1ヶ月ごと	3ヶ月ごと	12ヶ月ごと
ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	◇	●	●
オートマチック・スラック・アジャスタ	給油脂	◇	●	●
	機能　※	◇	○	○

※オートマチック・スラック・アジャスタの機能点検には、「本体の損傷や亀裂の点検」、「自動調整機能の点検」及び「アジャスト・スクリュー回転トルクの点検」が含まれる。

2）ブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークの点検方法

①トラクタの空気圧力計が規定圧（５９０ｋＰａ以上）であることを確認して、エンジンを停止する。

②フート・ブレーキを数回踏み込み、トラクタの空気圧力計が５００ｋＰａとなったときにフート・ブレーキを数回踏み込み、ブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッドのストロークを確認する。なお、標準ストローク等は、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照。

※ブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークが正常範囲内にない場合は、機能点検を実施する。

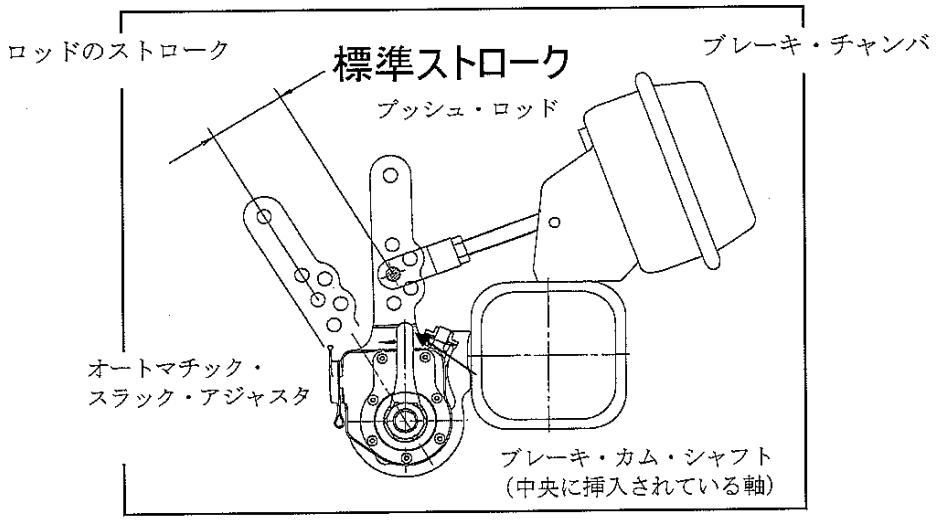

ブレーキ装置概要

制動装置

点検箇所	オートマチック・スラック・アジャスタ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【自動調整式車のみ】　　＊１：シビアコンディション項目

3）オートマチック・スラック・アジャスタの給油脂
オートマチック・スラック・アジャスタ本体のグリース・ニップルに指定のグリースを古いグリースが押し出されるまで十分給脂する。

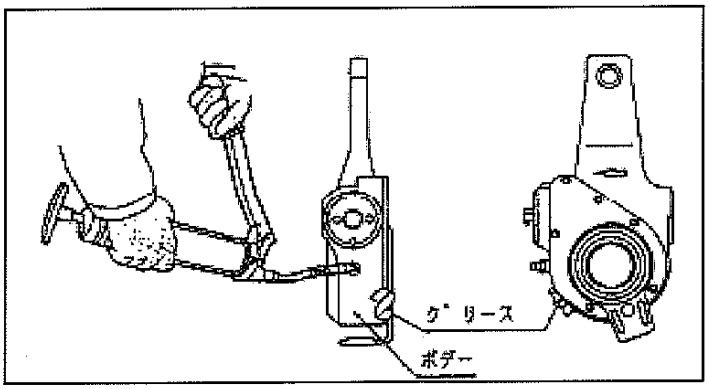

給脂要領

4）オートマチック・スラック・アジャスタの機能の点検
①損傷や亀裂の点検
本体に損傷や変形がないか、目視などにより点検する。
②スプライン部のがたの点検
ブレーキを開放した状態で、オートマチック・スラック・アジャスタを手で作動させるなどしてブレーキ・カム・シャフトとの動きにがたがないかを確認する。
③Ｈａｌｄｅｘ社製のオートマチック・スラック・アジャスタの場合
【自動調整機能の点検】
ａ．トラクタ・トレーラに車輪止めを掛け、全ブレーキを開放する。
ｂ．アジャスト・スクリューを１２mmのメガネレンチまたはソケット・レンチを使用し、右方向に一杯に廻す。
（左右とも同一部品、以下左右とも同一に調整する）
ｃ．左方向に３／４回転（２７０°）戻す。
ｄ．エンジンを掛けて、トラクタのエア圧を規定値（５９０ｋＰａ以上）にする。
ｅ．エンジンを掛けたまま、フート・ブレーキを２０～３０回作動させた後、ブレーキを掛ける毎にメガネレンチが右回りに徐々に回転すること、及びブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークが標準値及び限界値以下となることを確認する。

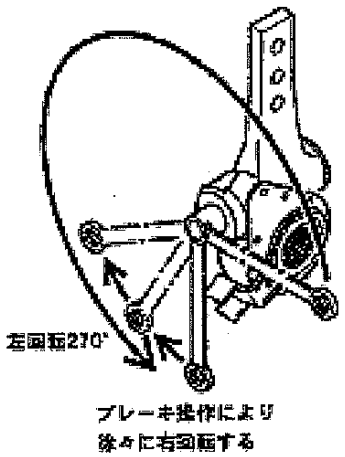

【アジャスト・スクリューの回転トルクの点検】
アジャスト・スクリューをメガネレンチで左回りに廻すとき、ノッチ音がして約１８N･m以上トルクが必要。

制動装置

点検箇所	オートマチック・スラック・アジャスタ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【自動調整式車のみ】

＊１：シビアコンディション項目

④ＢＰＷ社製のオートマチック・スラック・アジャスタの場合

【自動調整機能の点検】

ａ．トラクタ・トレーラに車輪止めを掛け全ブレーキを開放する。

ｂ．調整スクリューを反時計方向へ３／４回転程度回してブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークを５０ｍｍ以上とする。

ｃ．オートマチック・スラック・アジャスタを手で作動させて次の機能を確認する。

① カチ、カチという調整音が聞こえることを確認する。

② 調整スクリューが作動のたびに時計方向へわずかに回転する。

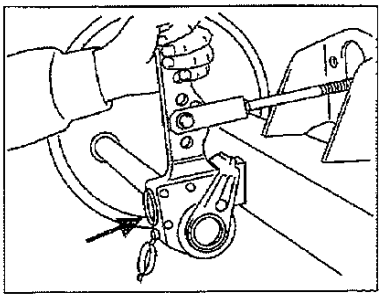

【自動調整機能が確認できない場合の点検】

調整スクリューを回すとオートマチック・スラック・アジャスタが前後に動く。

ａ．調整スクリューを回してもオートマチック・スラック・アジャスタが前後に動かない。

ｂ．調整スクリューの回転トルクが１７Ｎ･ｍを越すか、異常に軽い場合。

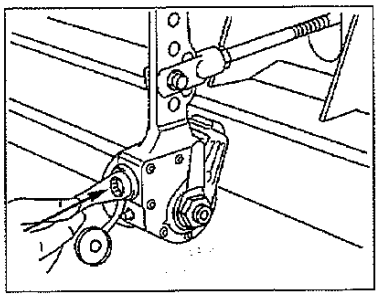

〈ワンポイント・アドバイス〉

● 機能点検後あるいは交換後の処置

オートマチック・スラック・アジャスタ等の機能点検後あるいは交換後のブレーキ調整等の整備要領は、トレーラメーカー各社発行の「整備要領書」または「取扱説明書」に基づき実施してください。

制動装置

点検箇所	ABS装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	警告灯の作動確認、部品の機能確認、車速度センサーの作動確認	点検方法	目視点検、走行点検		

【連結状態、ABS 付車のみ】

1．トラクタと連結させ、トラクタのスタータ・スイッチを"OFF"から"ON"位置にしたとき、運転席の「トレーラ・ウォーニング・ランプ」が点灯するかを点検する。

2．同時に「インフォメーション・ランプ」が点灯した後、消灯するかを点検する。

3．走行開始後、車速 10km/h 以上（メーカー指定数値による）になるか、または、数秒後に「トレーラ・ウォーニング・ランプ」が消灯するかを点検する。

ABS ランプの表示例

〈トラクタは大型 4 社の例〉

ランプ ＼ メーカー	トレーラ ABS ウォーニング・ランプ	トレーラ ABS インフォメーション・ランプ	トラクタ ABS ウォーニング・ランプ
	1. トレーラ側 ABS が故障の場合に点灯 2. スターター・スイッチ「ON」で点灯 3. 車速 10km/h（メーカー指定数値による）以上で消灯	1. ABS 未装着トレーラけん引時に点灯 2. ABS ジャンパーケーブルが接続されていない場合に点灯	1. トラクタ側 ABS が故障の場合に点灯 詳細はトラクタの取扱説明書を参照下さい。
いすゞ	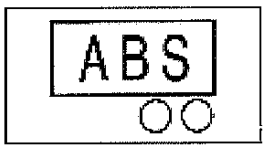	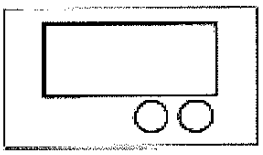	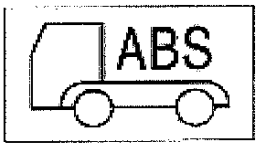
UD	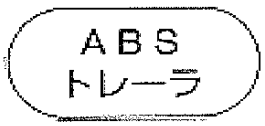		
日野			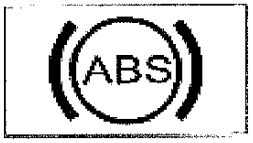
三菱ふそう	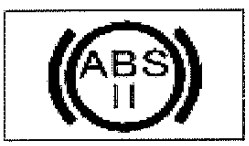		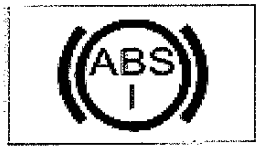

制動装置

点検箇所	ABS装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	電気配線接続部の緩み及び損傷	点検方法	目視点検		

【連結状態、ABS 付車のみ】

1．電気配線に損傷がないか、配線接続の各コネクターに緩みがないかを目視などにより点検する。

2．電気配線のクランプに緩みがないかを目視などにより点検する。

3．電気配線が他部品と干渉する恐れがないかを目視などにより点検する。

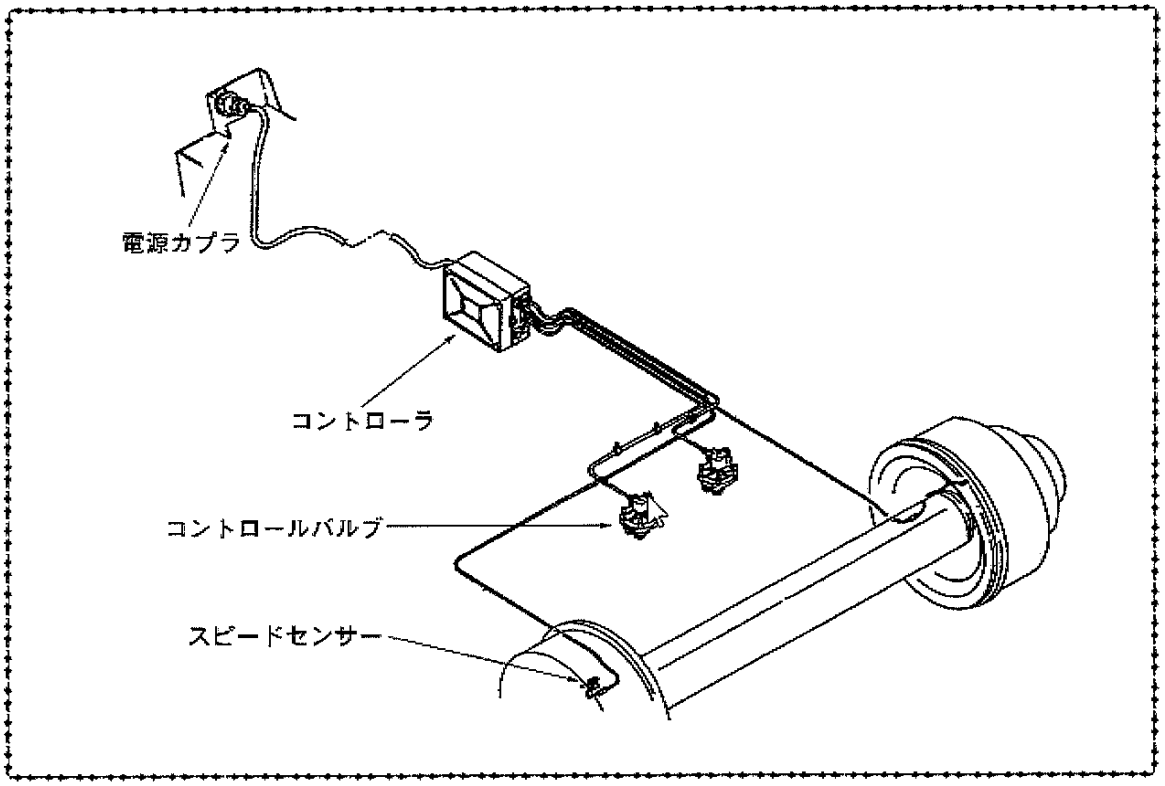

制動装置

点検箇所	ABS装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ｺﾝﾄﾛｰﾙ･ﾊﾞﾙﾌﾞ(ﾓｼﾞｭﾚｰﾀ)の作動確認	点検方法	聴音点検、目視点検		

【連結状態、ABS 付車のみ】

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、各コントロール・バルブからエア漏れがないかを点検する。

2．トラクタのスタータ・スイッチを“OFF”から“ON”にした時に、コントロール・バルブがカチカチと作動音がするかを点検する。

3．トレーラ･ブレーキを掛けた状態でスタータ･スイッチを“OFF”から“ON”にした時に、コントロール・バルブが作動、排気（減圧時一回排気音がする）するかを点検する。

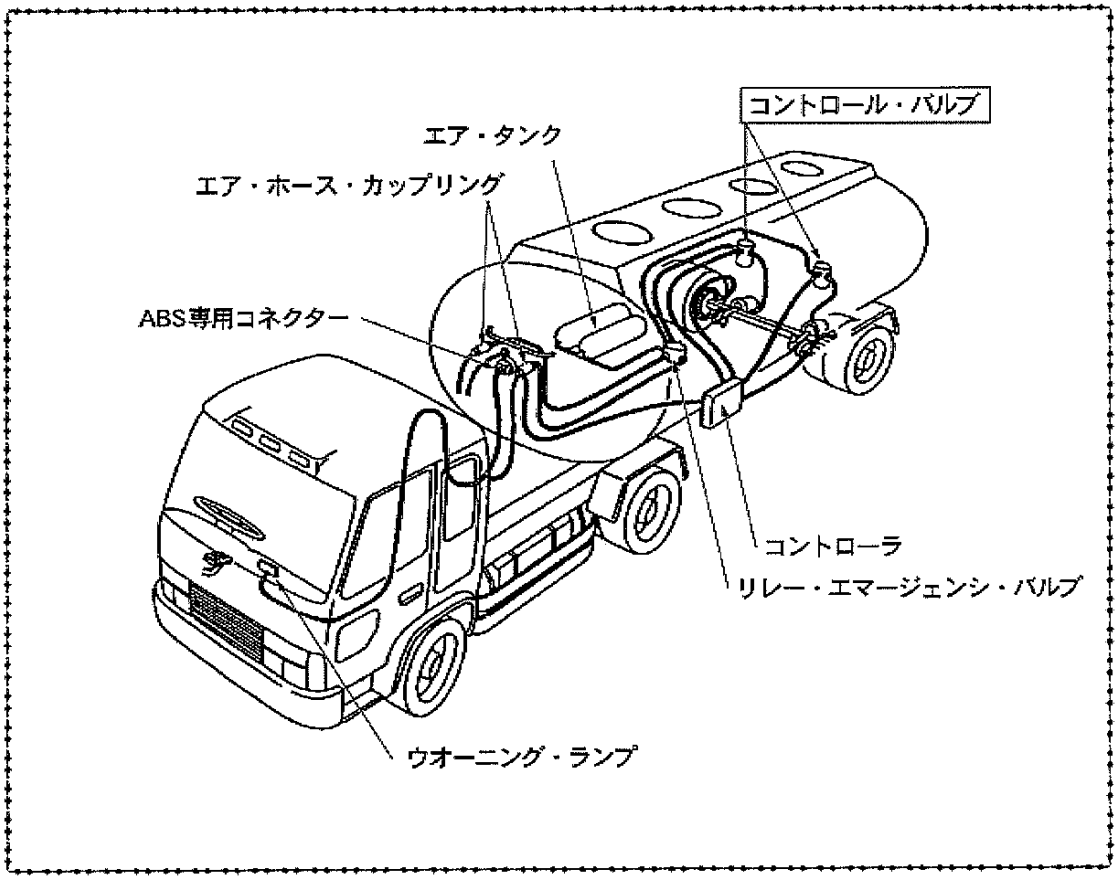

〈ワンポイント・アドバイス〉

● トレーラ及びトラクタのエア・タンク内圧力が規定値以下では、上記の作動ができない場合があります。
その場合には、エンジンを掛けエア・タンクに規定の空気圧を充填して点検する。

走行装置

点検箇所	アクスル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

1．点検するアクスル部分をリフト・アップなどの状態で、目視などにより次の点検をする。

1）アクスル・チューブに亀裂、損傷及び変形がないか。

2）サドル（スプリング・シート）及びボトム・シートとの溶接部に亀裂、損傷がないか。

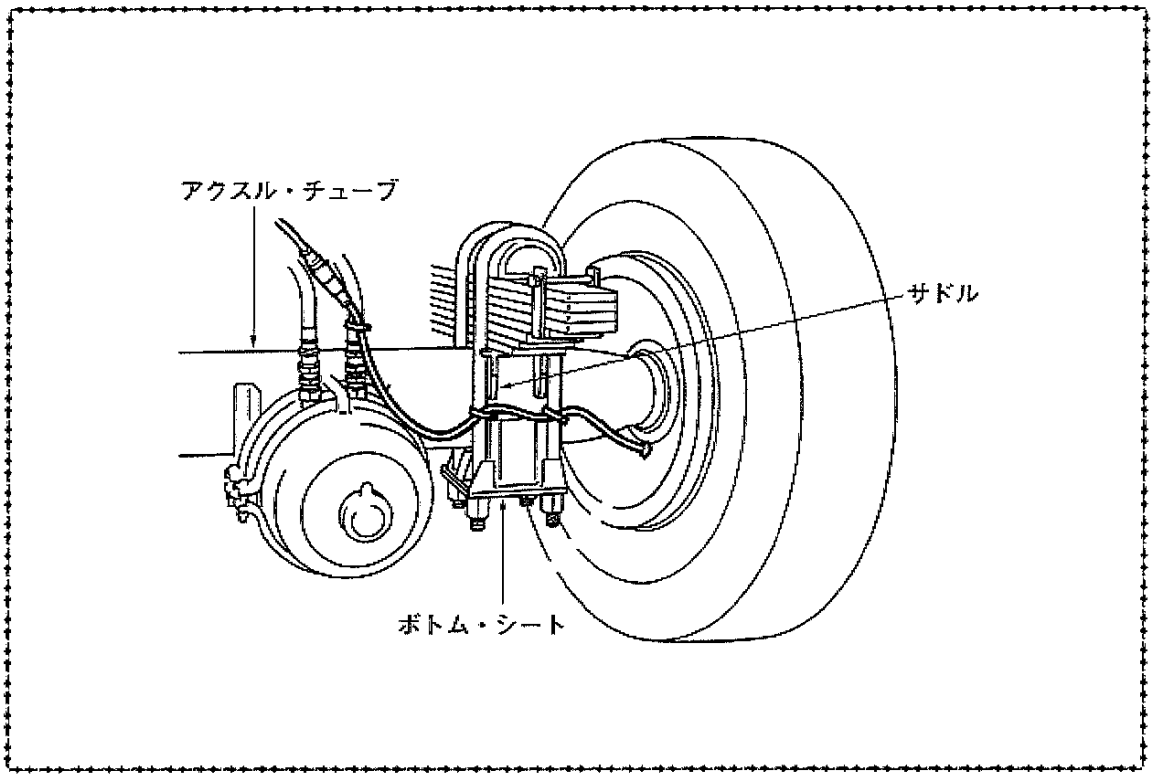

走行装置

点検箇所	アクスル	点検整備時期	①12月*4	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ｽﾋﾟﾝﾄﾞﾙの亀裂及び損傷	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検、測定点検		

＊４：長年使用し続けた被牽引自動車（使用開始から５年以上経過車）

１．＊４：使用開始から５年以上経過した被牽引自動車の場合に点検する。
点検するアクスル部分をリフト・アップなどの状態で、ホイール、ハブ、ドラム、ブレーキ・シューなどを取外し次の点検をする。

１）アクスルのスピンドル部は、図２に示す箇所の亀裂、損傷がないかを点検する。
２）アクスル・チューブとスピンドルの溶接部に亀裂、損傷などがないか確実に点検する。
３）亀裂の点検方法は、染色浸透探傷剤（レッドチェック，カラーチェック等）を用いた染色浸透探傷検査等による。
４）異状な亀裂、損傷が認められた場合は、速やかにアクスルを交換する。

※インナー・ベアリングおよびアウター・ベアリング挿入部径の摩耗限度については各メーカーに問合せする。

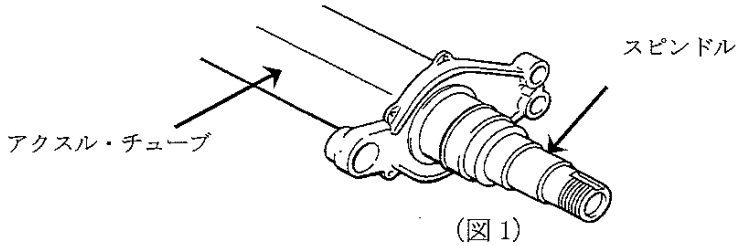

（図１）

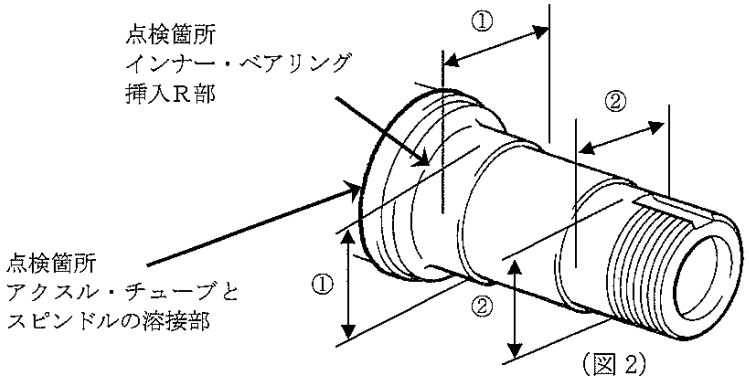

（図２）

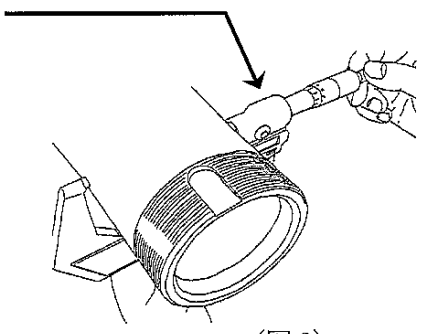

（図３）

〈アクスルのスピンドル部点検の重要性について〉

・アクスルのスピンドル部の劣化が進行すると、当該車両の走行安全性が低下するおそれがありますので、入念に点検を実施して頂きますようお願い致します。
・アクスルのスピンドル部の安全性を維持するため、摩耗、損傷、亀裂などがないか、目視だけではなく染色浸透探傷剤（レッドチェック，カラーチェック等）を用いた染色浸透探傷検査等による点検を行ってください。また、アクスル・チューブとスピンドルの溶接部についても亀裂、損傷などがないか確実に点検を行ってください。

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	3月*2 12月*2	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ﾀｲﾔの状態	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検、測定点検		

＊２：距離項目

1．タイヤの空気圧（スペア・タイヤを含む）

1）タイヤ・ゲージを用いて、タイヤの空気圧が規定値にあるかを点検する。
スペア・タイヤについても点検する。

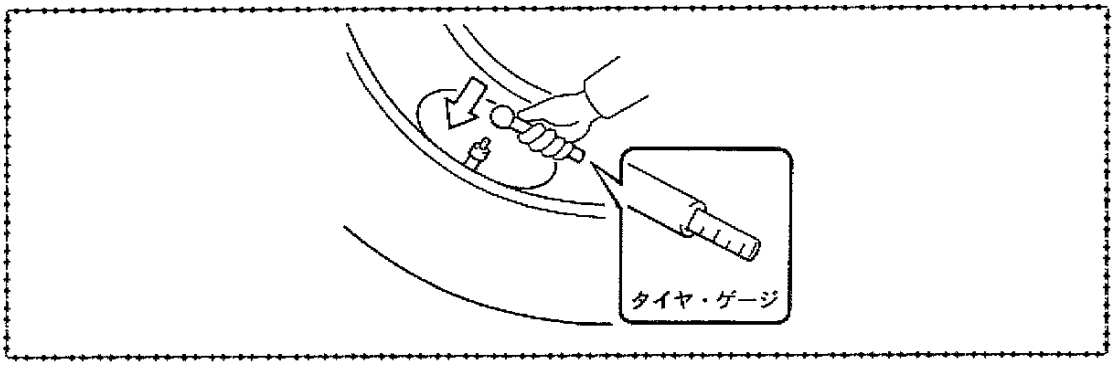

〈ワンポイント・アドバイス〉

- バルブから、エア漏れがないか、また、バルブ・キャップが装着されているかを確認する。

2．タイヤの亀裂及び損傷

1）タイヤの接地面の全周と両側面に亀裂、損傷がないかを目視により点検する。

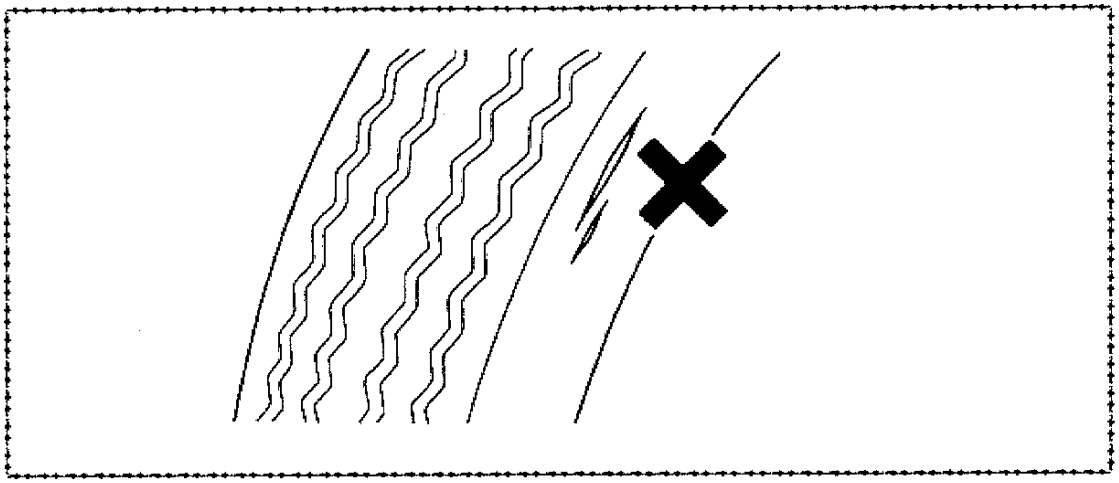

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	3月*2 12月*2	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ﾀｲﾔの状態	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検、測定点検		

＊２：距離項目

3．タイヤの溝の深さ

1）タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

タイヤの溝が十分に残っているかを点検

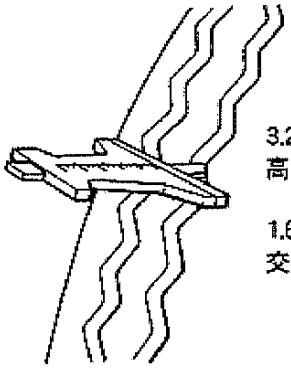

4．タイヤの異状な摩耗

1）タイヤに偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する

タイヤの接地面に異状な摩耗がないかを点検

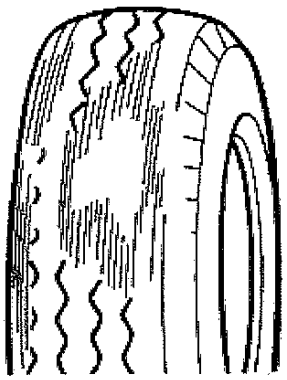

〈ワンポイント・アドバイス〉

- タイヤには、残り溝の深さが 1．6㎜ の摩耗状態を表すためのウエア・インジケータが設けられている。
- 残り溝深さ 1．6㎜ 以下は交換
- 残り溝深さ 3．2㎜ 以下は、高速道路の走行禁止

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	3月*2 12月*2	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ﾀｲﾔの状態	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検、測定点検		

＊２：距離項目

５．金属片、石、その他の異物

１）タイヤの接地面の全周と両側面に釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを目視などにより点検する。

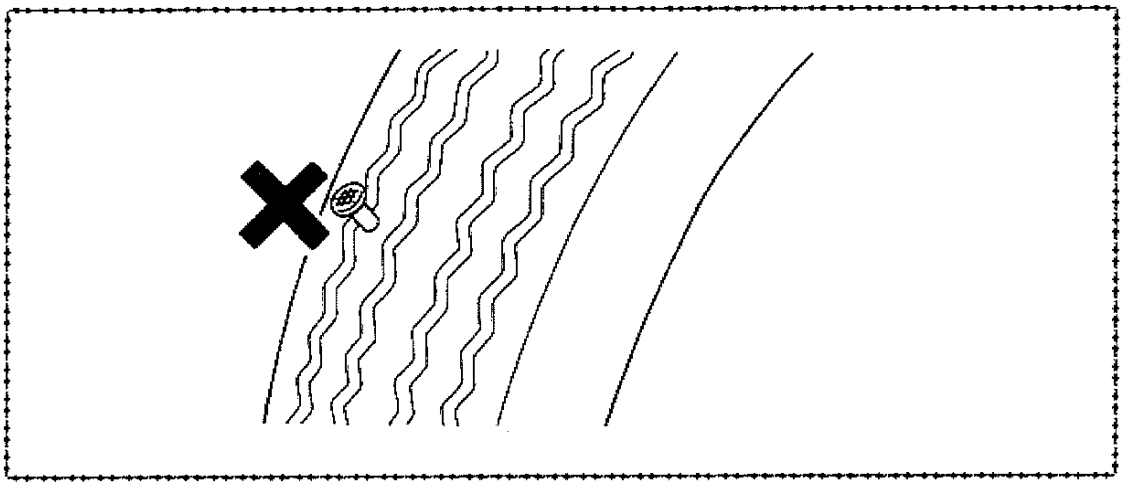

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ﾎｲｰﾙ･ﾅｯﾄ及びﾎｲｰﾙ･ﾎﾞﾙﾄの緩み	点検方法	目視点検、手工具による点検		

＊１：シビアコンディション項目

1．ホイール・ナット、ホイール・ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチ、トルク・レンチなどにより次の点検をする。

1）JIS 方式のシングル・タイヤ及び ISO 方式のタイヤの場合は、トルク・レンチなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。

2）JIS 方式のダブル・タイヤの場合は、半数（1 個おき）のアウタ・ナットを緩めた後、インナ・ナットをトルク・レンチなどにより規定トルクで締め付ける。

次に、緩めたアウタ・ナットをトルク・レンチなどにより規定トルクで締め付ける。その後、残り半数のアウタ・ナット及びインナ・ナットについても同様に締め付ける。

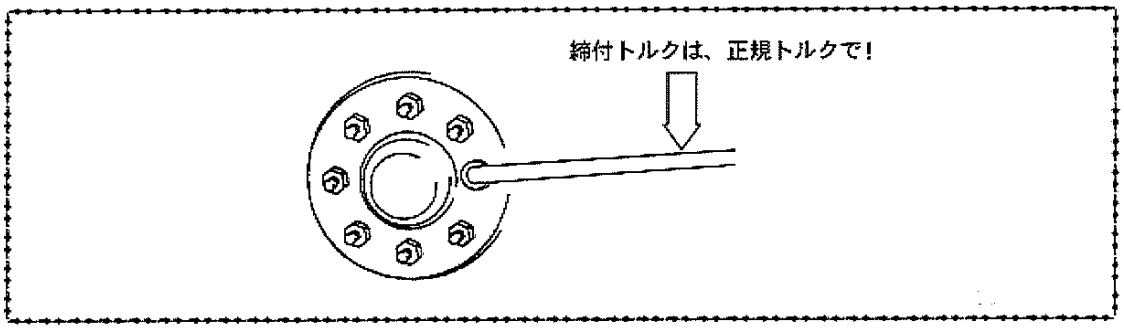

〈ワンポイント・アドバイス〉

- JIS 方式のホイール･ナットは右側タイヤが右ネジ、左側タイヤが左ネジを使用していますが、ISO 方式のホイールナットは左右タイヤ共に右ネジを使用しています。
- JIS 方式のダブル・タイヤにおいては、アウタ・ナットのみではなく、インナ・ナットも確実に点検すること。
- アルミ・ホイールを装着する場合は、ホイール・ボルト及び袋インナ・ナットをアルミ・ホイール用に交換すること。

走行装置

点検箇所		点検整備時期		点検の分類	
	ホイール		1月*1 3月*4 12月		メーカー指定 メーカー指定 法定点検
点検内容	ﾎｲｰﾙ･ﾅｯﾄ及びﾎｲｰﾙ･ﾎﾞﾙﾄの損傷	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検		

【車両総重量８トン以上の被牽引自動車のみ】

＊１：シビアコンディション項目
＊４：使用開始から５年以上経過車

１．リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行う。

１）ホイール・ボルト及びホイール・ナットに亀裂や損傷がないか、ホイール・ボルトに伸びはないか、著しい錆の発生はないか等を目視などにより点検する。また、ネジ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。

※ ホイール・ボルトのネジ部に亀裂などがないかを目視又は、レッドチェック（染色浸透探傷法）などにより点検すること。

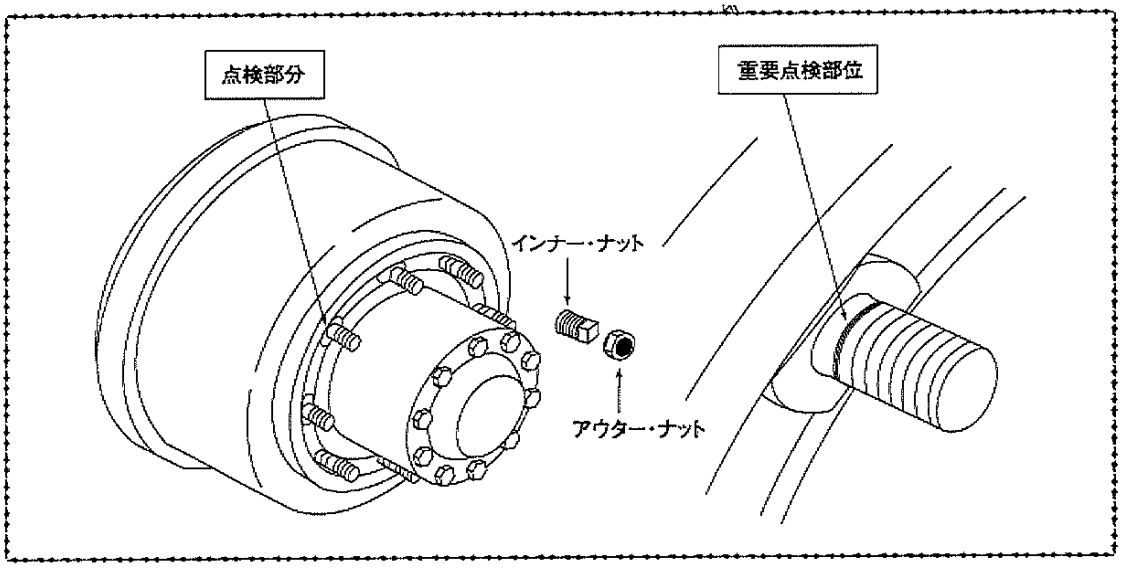

２）ディスク・ホイールのボルト穴や飾り穴まわり及び溶接部に亀裂や損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。
また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。

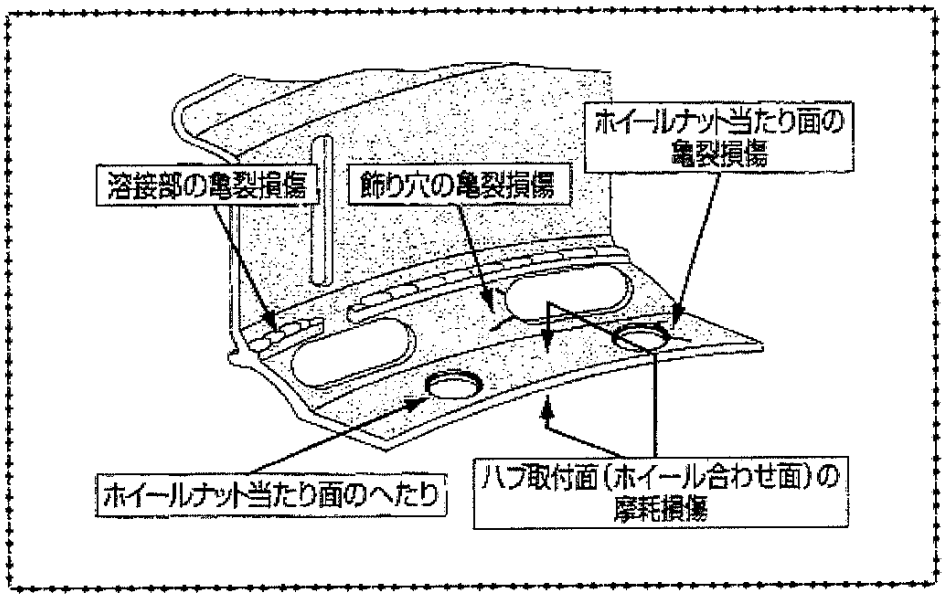

走行装置

点検箇所		点検整備時期		点検の分類	
	ホイール		1月*1 3月*4 12月		メーカー指定 メーカー指定 法定点検
点検内容	ﾎｲｰﾙ･ﾅｯﾄ及びﾎｲｰﾙ･ﾎﾞﾙﾄの損傷	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検		

【車両総重量８トン以上の被牽引自動車のみ】

＊１：シビアコンディション項目
＊４：使用開始から５年以上経過車

２．ディスク・ホイールを取り付ける際に次の点検を行う。

１） 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取り付け面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール･ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび・ゴミ・泥・追加塗装等の異物を取り除く。

２）ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS 方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。
ISO 方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。
（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示に従うこと。）

３）ホイール・ナットの締め付けは、均等に締め付けられるように対角に数回に分けて行い、最後にトルク・レンチなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手締めして、円滑に回ることを確認し、引っかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。

４）インパクト・レンチで締め付ける場合は、締め付け時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けはトルク・レンチなどにより規定トルクで締め付ける。

３．ディスク・ホイールの取付け後、適当な馴染みが生じる走行後（一般的に 50～100km走行後がもっとも望ましいとされている)、「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み」の点検内容により点検する。

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ホイール・ボルトの亀裂により、ホイール・ボルトを交換する場合には、その車輪の全てのホイール・ボルトとホイール・ナットをセットで交換すること。

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 法定点検
点検内容	ﾘﾑ、ｻｲﾄﾞ･ﾘﾝｸﾞ及びﾃﾞｨｽｸ･ﾎｲｰﾙの損傷	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検		

＊１：シビアコンディション項目

1．リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。
また、サイド・リング付きのディスク・ホイールは合い口のすき間も規定値内にあるかを点検する

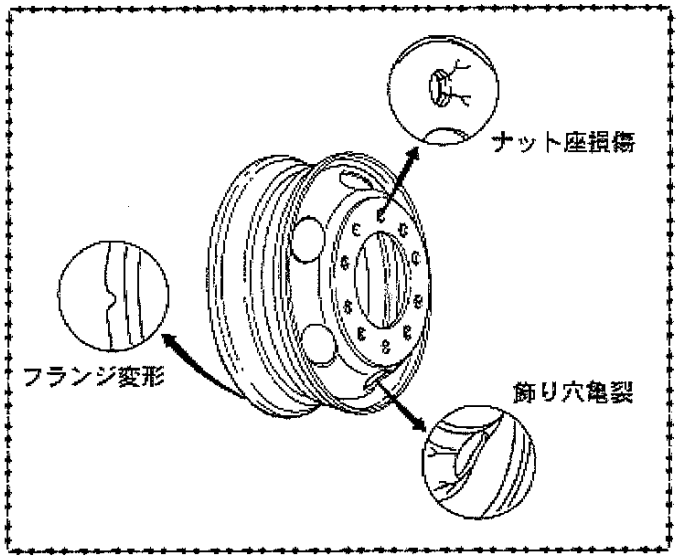

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	①12月*4	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ﾊﾌﾞの亀裂、損傷及び変形	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、触手点検、聴音点検		

＊４：使用開始から５年以上経過車

1．ハブ単体状態で亀裂、損傷、変形などがないかを点検する。
特にハブ・フランジ付け根部両面に亀裂等がないかを目視だけではなく、染色浸透探傷剤を用いた染色浸透探傷検査（レッドチェック、カラーチェック）等による点検をする。（図１）

2．ホイール・ナットにISO方式を使用しているハブにあっては、ホイールとのはめ合い部に摩耗等の異状はないか、特にホイール取付け状態にガタ等の異状がないか目視により点検する。（図２）

3．ホイールとの嵌合部に摩耗などの異状ががないかを点検する。特にホイール組付け状態にガタなどの異状がないかを点検する。

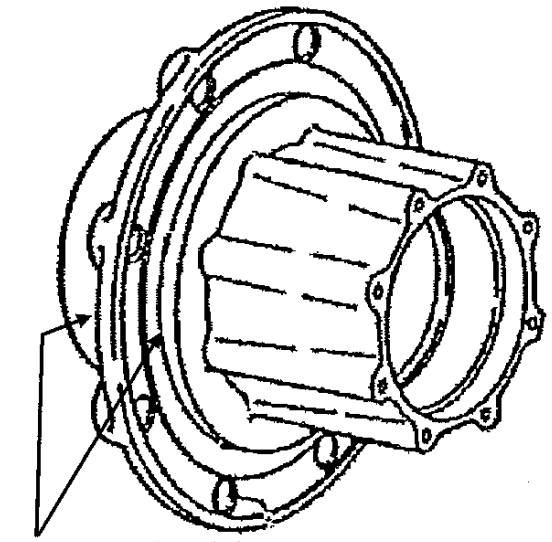

図１.ハブ単体

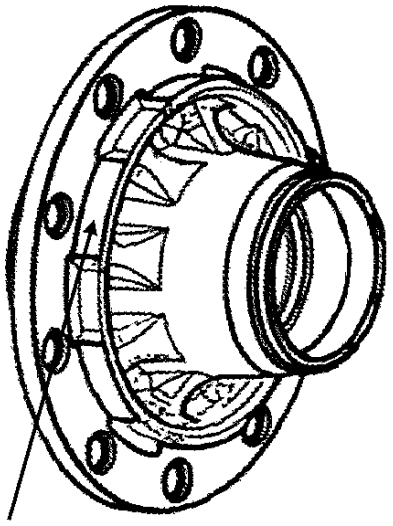

図２．ＩＳＯ方式ハブ

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ホイールとのガタが大きい場合、ホイール・ボルトの荷重負担が多くなりホイール・ボルト折損の原因となることがあります。

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	ﾎｲｰﾙ･ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞのがた	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、触手点検又は聴音点検		

＊１：シビアコンディション項目

1．リフト・アップなどの状態で、タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検する。がたがあった場合には、ブレーキを作動させて再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。ブレーキを作動させて再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションのがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。
2．ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。
3．アクスル・ナットが緩んでいないかを点検する。
4．ホイール･ベアリングのレース及び、ローラに異状な摩耗、錆、損傷がないかを点検する。

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ホイール・ベアリングのプレロード過多は、焼き付きの原因となるので十分な注意が必要となる。
- 組立てにあたってはベアリングのプレロードが規定値にあるかを確認する。

プレロードの測定方法は下図のように行う
※ プレロードについては、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

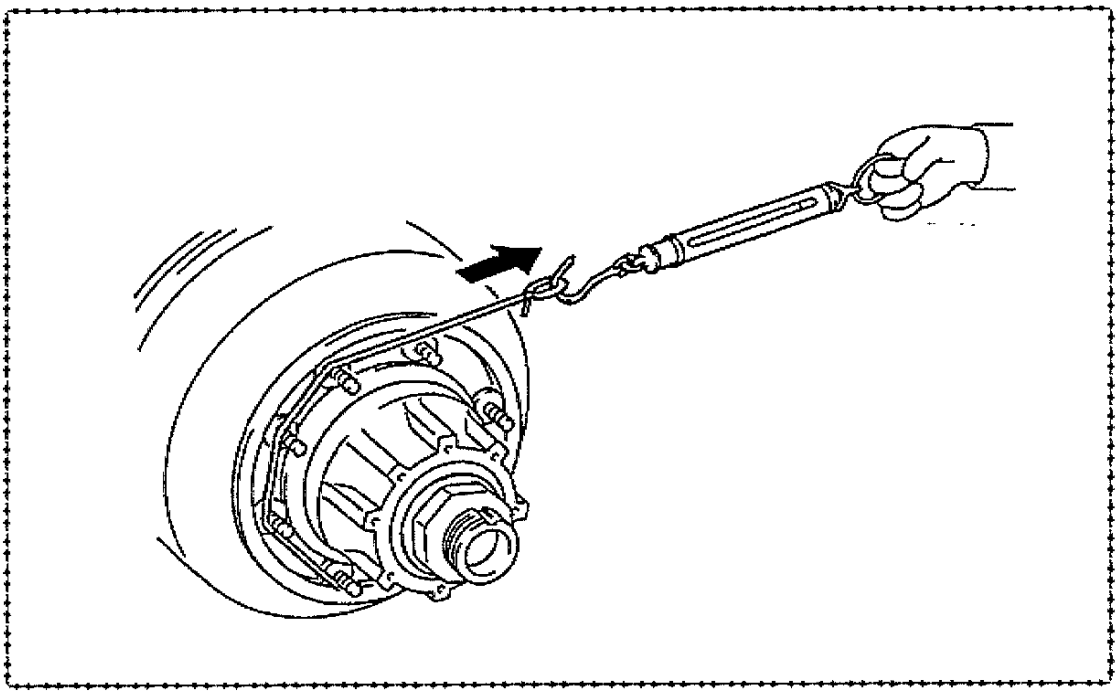

走行装置

点検箇所	ホイール	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	車軸のｱﾗｲﾒﾝﾄ	点検方法	目視点検、測定点検		

1．タイヤの空気圧が適正であること、及びタイヤの異状摩耗がないことを目視などにより点検した後、下記の要領で点検する。

2．平坦な場所でトレーラをトラクタから切り離し、キングピンから最前車軸左右中心までの距離（下図A、A'）、及び車軸間の距離（下図 B、B'）をスケールなどにより測定し、左右差が基準内にあるかを点検する。

※トレーラ車軸アライメント点検整備要領、左右差基準は、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

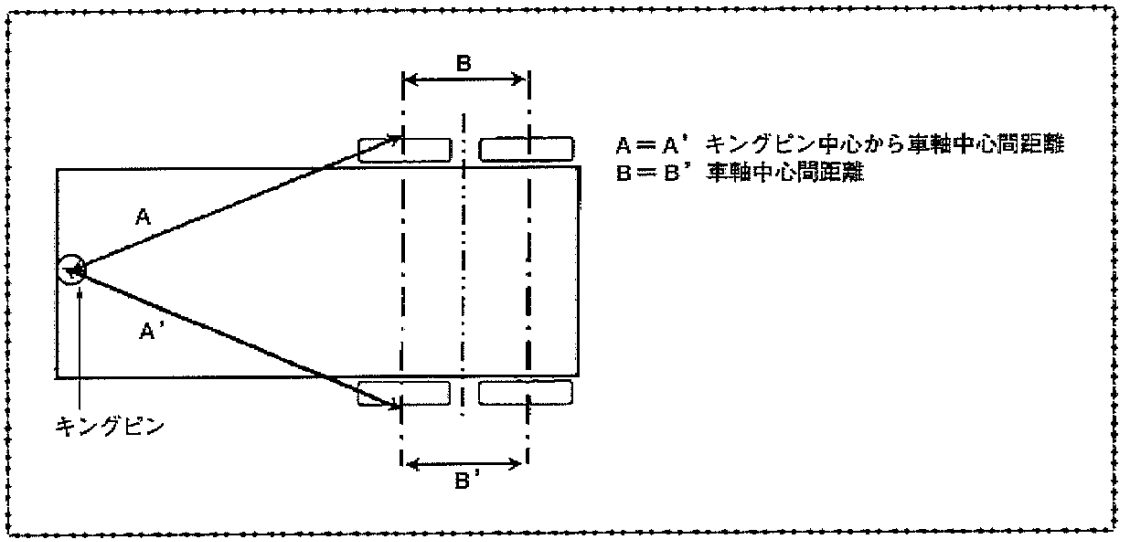

緩衝装置

点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞの損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検 ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検		

【リーフサスペンション車のみ】　　＊１：シビアコンディション項目

1．リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。

2．リーフ・スプリングに塗装剥離、腐食がないか目視などにより点検する。

3．リーフ・スプリングに左右、または前後方向にズレがないか目視などにより点検する。

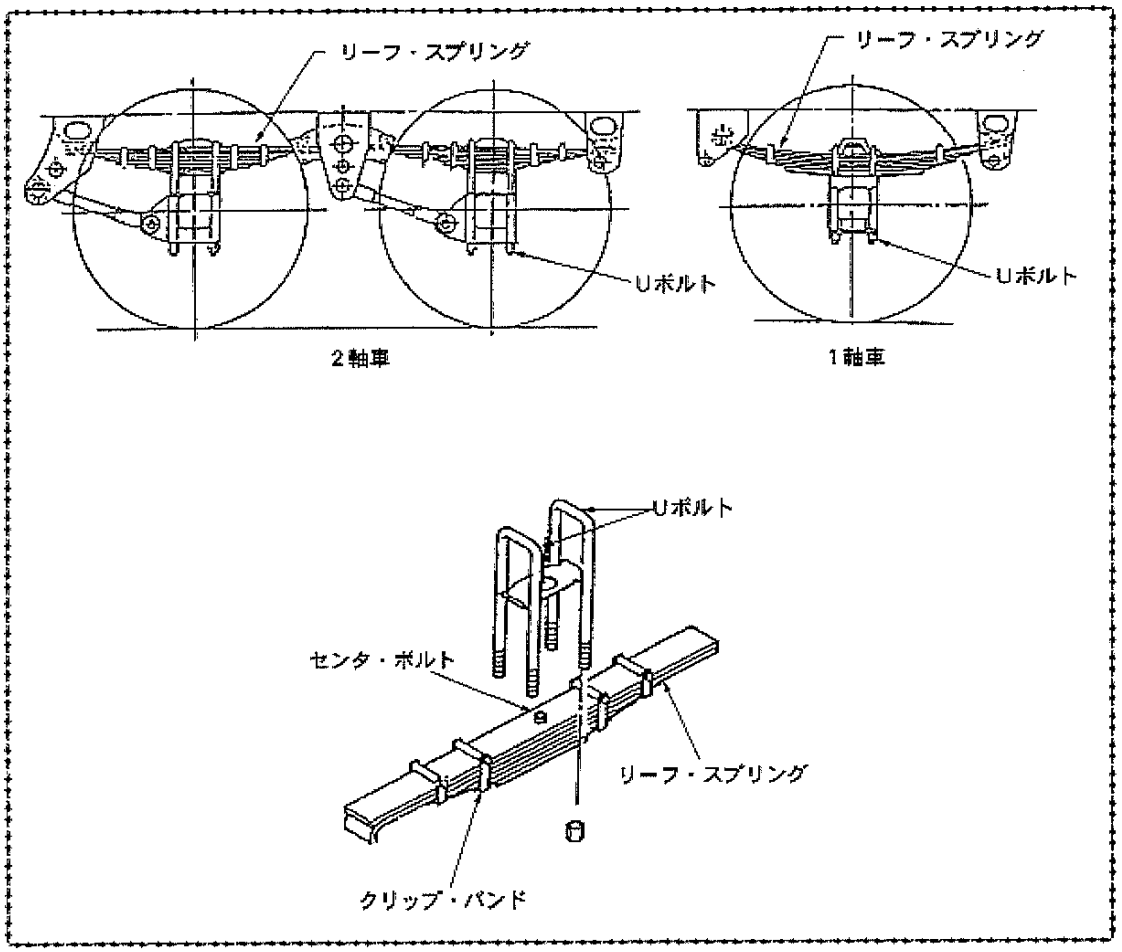

緩衝装置

点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定項目
点検内容	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検 ﾘﾌﾄｱｯﾌﾟ点検		

【リーフ・サスペンション車のみ】

1. 取付部の緩み及び損傷

1）スプリング・ブラケット本体、スプリング・ブラケットとフレームの溶接部及び各ブラケット左右連結パイプの溶接部に亀裂、損傷がないか目視などにより点検する。

また、スプリング・ブラケットとフレームがボルト締結方式のものにあっては、取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

2）スプリング外れ止めボルトなどに緩みがないかをスパナなどにより点検すると共に摩耗がないか目視による点検をする。

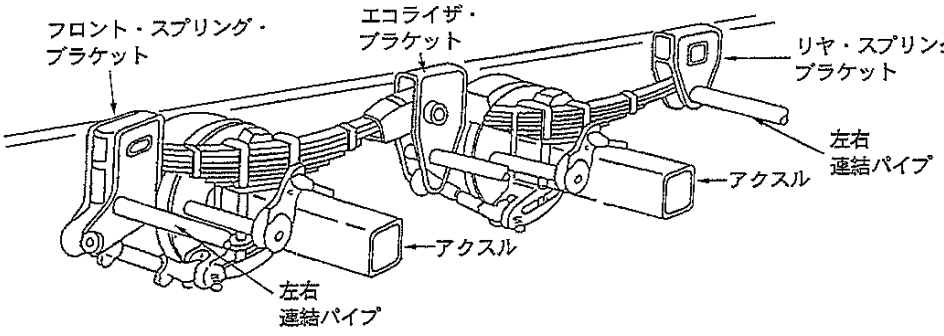

2軸車のスプリング・ブラケットとフレームの取付が溶接の場合

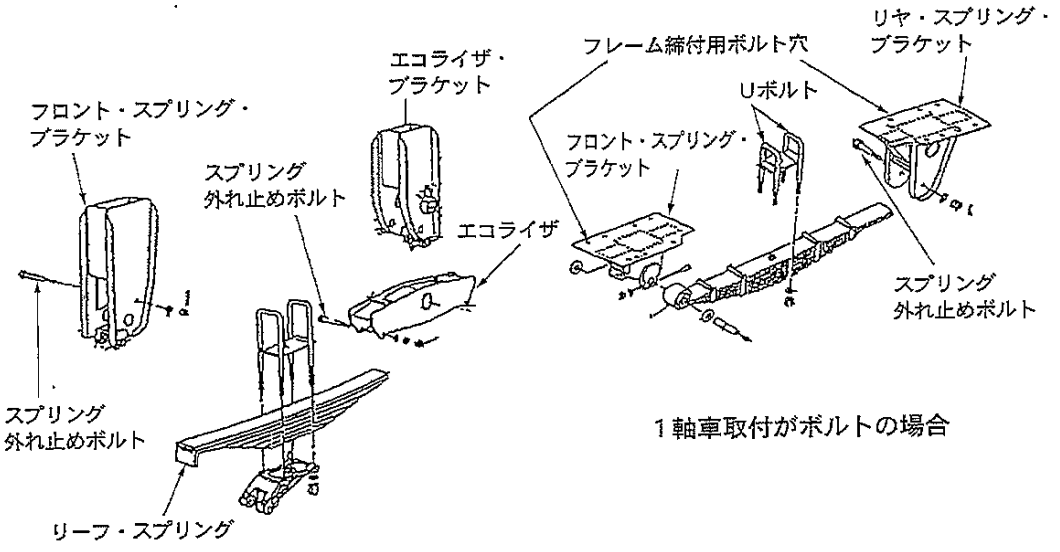

2軸車取付が溶接の場合

1軸車取付がボルトの場合

緩衝装置

点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定項目
点検内容	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検 ﾘﾌﾄｱｯﾌﾟ点検		

【リーフ・サスペンション車のみ】

2．連結部のがた

1）リーフ・スプリングまたはエコライザをてこ棒などで揺するなどしてスプリング・ピン（1軸車）またはエコライザ・ピン（2軸車、3軸車）の軸方向、または直角方向にがたがないか点検する。各ピン部分を分解する場合は、ピンとブッシュに異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。

2）スプリング・ピン（1軸車）エコライザ・ピン（2軸車・3軸車）のロック・ボルトに緩みがないか点検ハンマ及びスパナなどにより点検する。

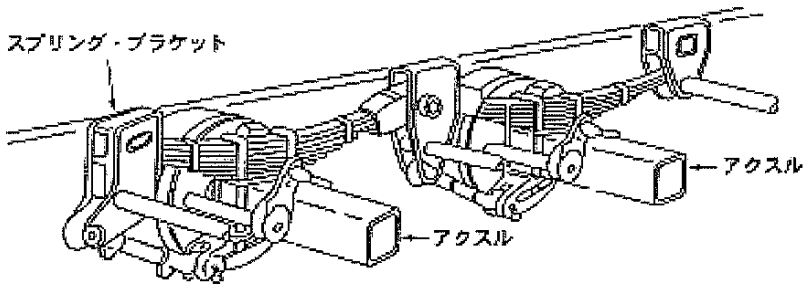

2軸車リーフ・スプリングサスペンション

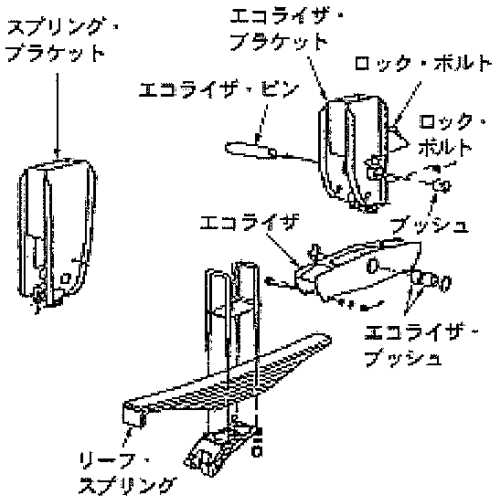

2軸車
3軸車 の分解図

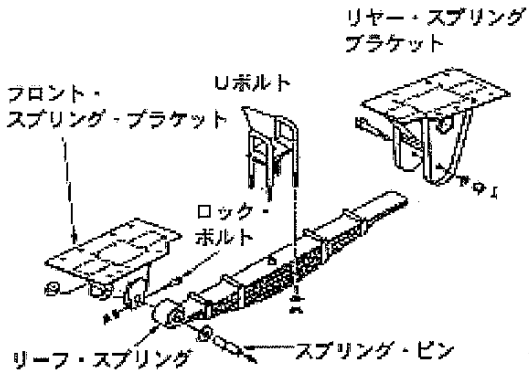

1軸車の分解図

緩衝装置

点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定項目
点検内容	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検 ﾘﾌﾄｱｯﾌﾟ点検		

【リーフ・サスペンション車のみ】

3．Uボルトの緩み及び損傷

1）リーフ・スプリングのUボルト、サドル、スプリング・シートなどに損傷、緩みズレがないか目視・点検ハンマー、スパナなどにより点検する。

2）リーフのクリップ・バンドに緩みがないかを点検ハンマー及びスパナなどにより点検する。
また、損傷がないかを目視などにより点検する。

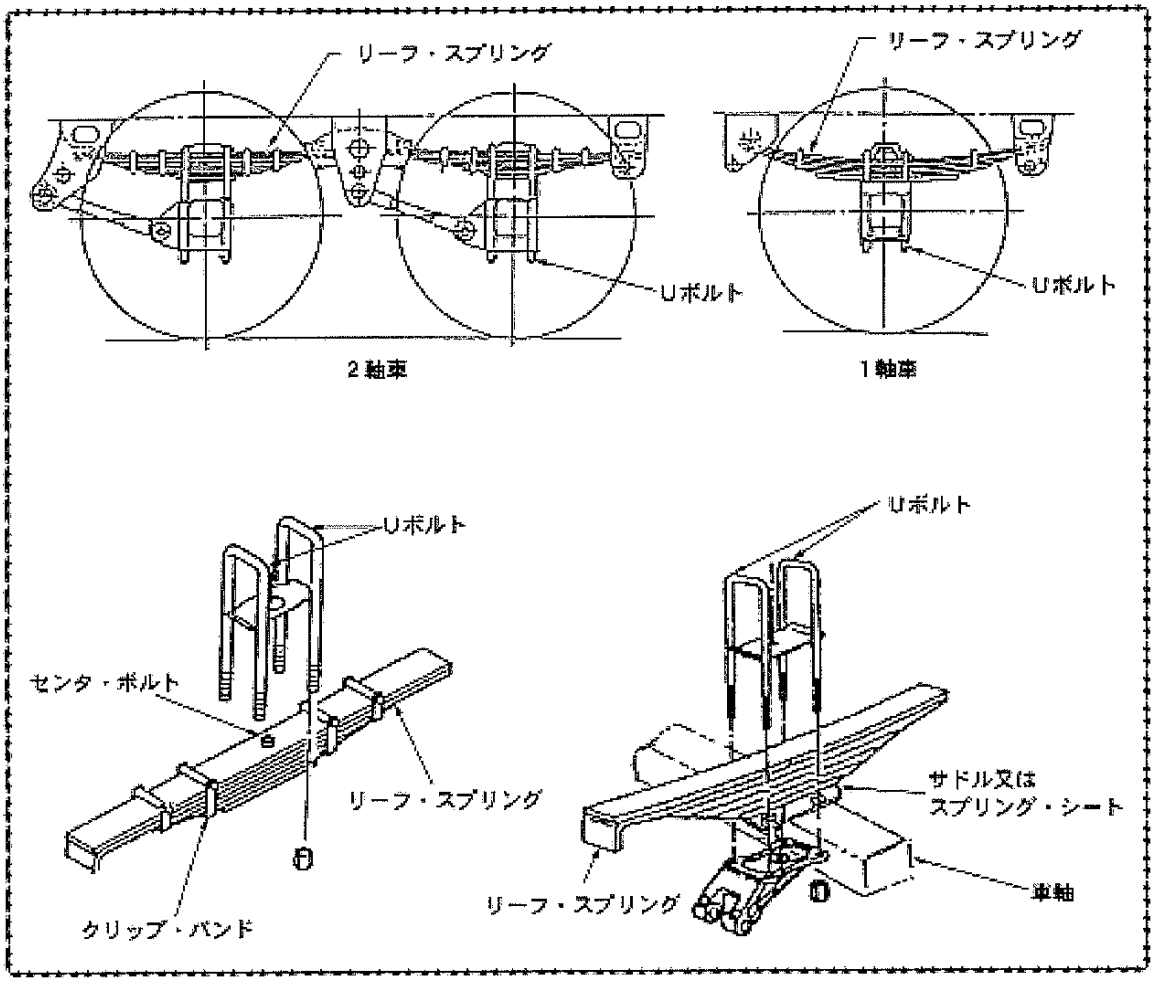

〈ワンポイント・アドバイス〉

- Uボルトに損傷が確認された場合は、新品に交換してください。
- Uボルトの緩みについては規定の締付トルクで締め直してください。
（規定の締付けトルクは各メーカの取扱説明書などの指示による）

緩衝装置

点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定項目
点検内容	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検 ﾘﾌﾄｱｯﾌﾟ点検		

【リーフ・サスペンション車のみ】

4．トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部のがた

1）トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部にがたがないかを、点検ハンマ及び手で揺するなどして点検する。

トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）部を分解する場合は、ラバー・ブッシュの連結穴に摩耗及びゴムの劣化などないか目視などにより点検する。

2）トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）に曲りなどの変形がないかを目視などにより点検する。

3）トルク･ロッド（ラジアス･ロッド）ピンのロック･ボルトに緩みがないかを点検ハンマ及びスパナなどにより点検する。

4）調整式トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の場合は、トルク・ロッド・エンド・ロック・ボルトに緩みがないかを点検ハンマ及びスパナなどにより点検する。

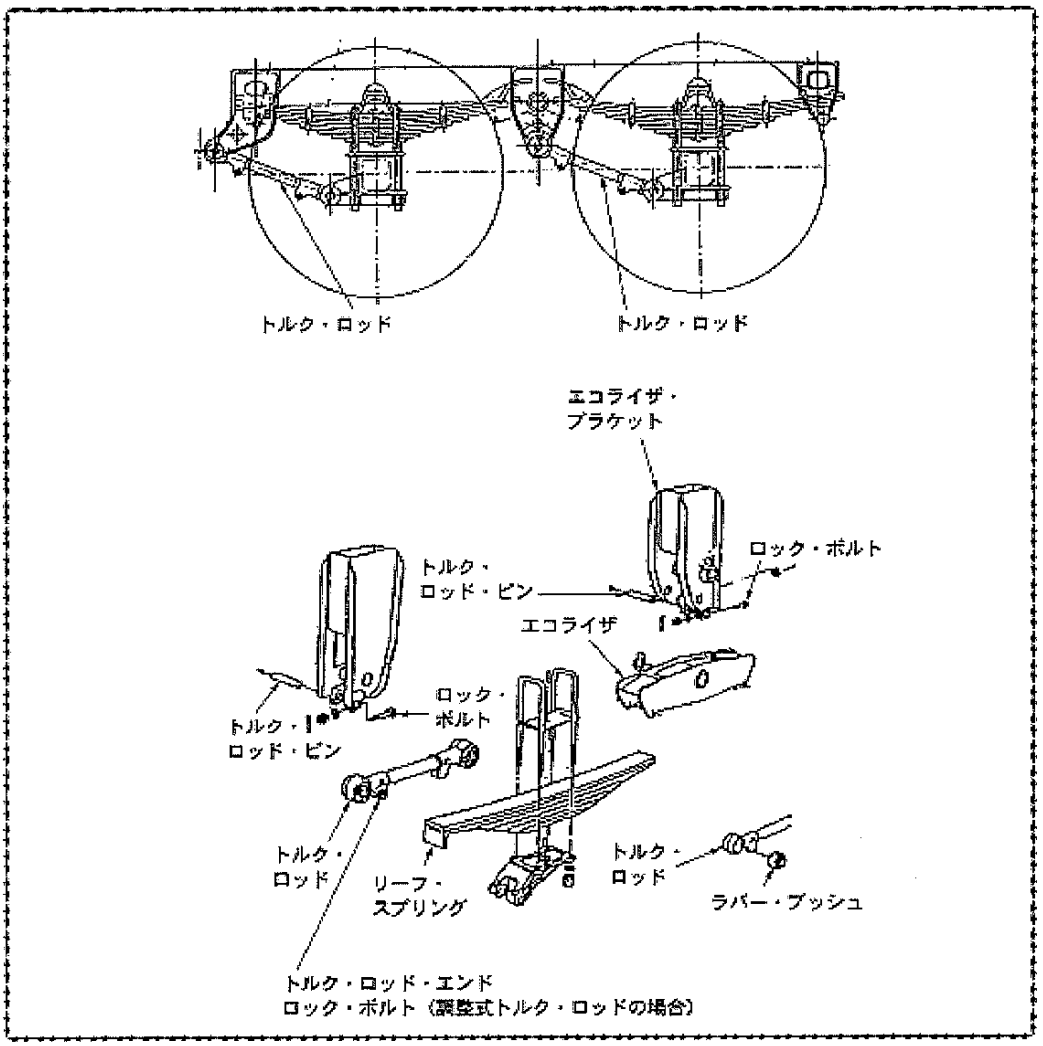

緩衝装置

点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ摺動面の摩耗	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検		

【リーフ・サスペンション車のみ】

1．リフト・アップなどの状態でスプリング・ブラケット及びエコライザのリーフ・スプリングとの摺動面に異状な摩耗などがないかを目視などにより点検する。

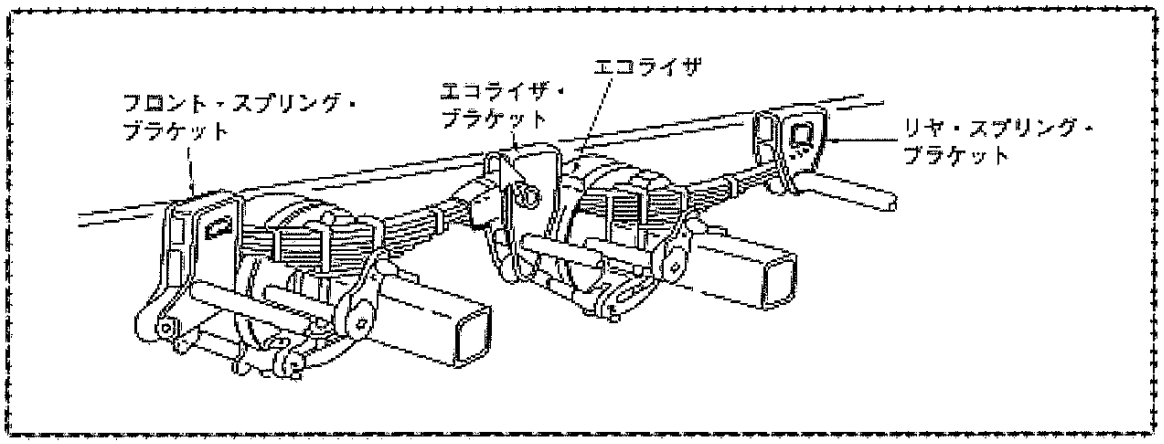

緩衝装置

点検箇所	ｳｫｰｷﾝｸﾞ･ﾋﾞｰﾑ･ｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝ	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	連結部のがた及び損傷	点検方法	ﾘﾌﾄｱｯﾌﾟ点検、目視点検、測定点検 手工具による測定		

【ウォーキング・ビーム・サスペンション車のみ】

1．リフト・アップなどの状態でウォーキング・ビーム及びトラニオン・ブラケットに損傷がないかを目視などにより点検する。

2．センター・ピン及びウォーキング・ビーム前後の連結部分に緩み、がた及び損傷がないかを点検する。

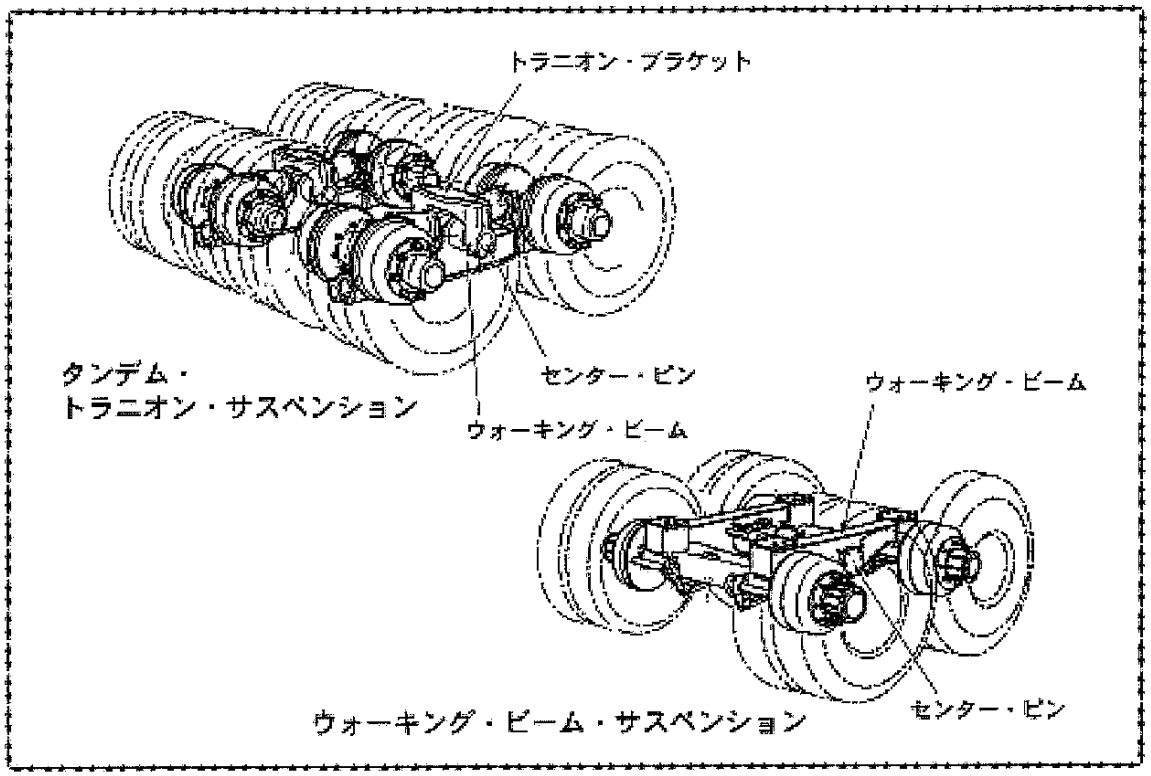

〈ワンポイント・アドバイス〉

- センター・ピン及びウォーキング・ビーム前後の連結部にがたがある場合は、分解整備を行い、各部の摩耗具合を点検する。
- センター・ピン及びブッシュの摩耗限度は、メーカーで規定されている基準に基き判定し、摩耗限度に達したものは交換する。

緩衝装置

点検箇所	ｳｫｰｷﾝｸﾞ･ﾋﾞｰﾑ･ｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ﾌﾞﾗｹｯﾄ取付部の緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【ウォーキング・ビーム・サスペンション車のみ】

1．トラニオン・ブラケットがボルトなどによる取付けの場合は、スパナなどにより緩みがないか、また損傷がないかを目視などにより点検する。

2．トラニオン・ブラケットが、溶接による取付けの場合は、溶接部に亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

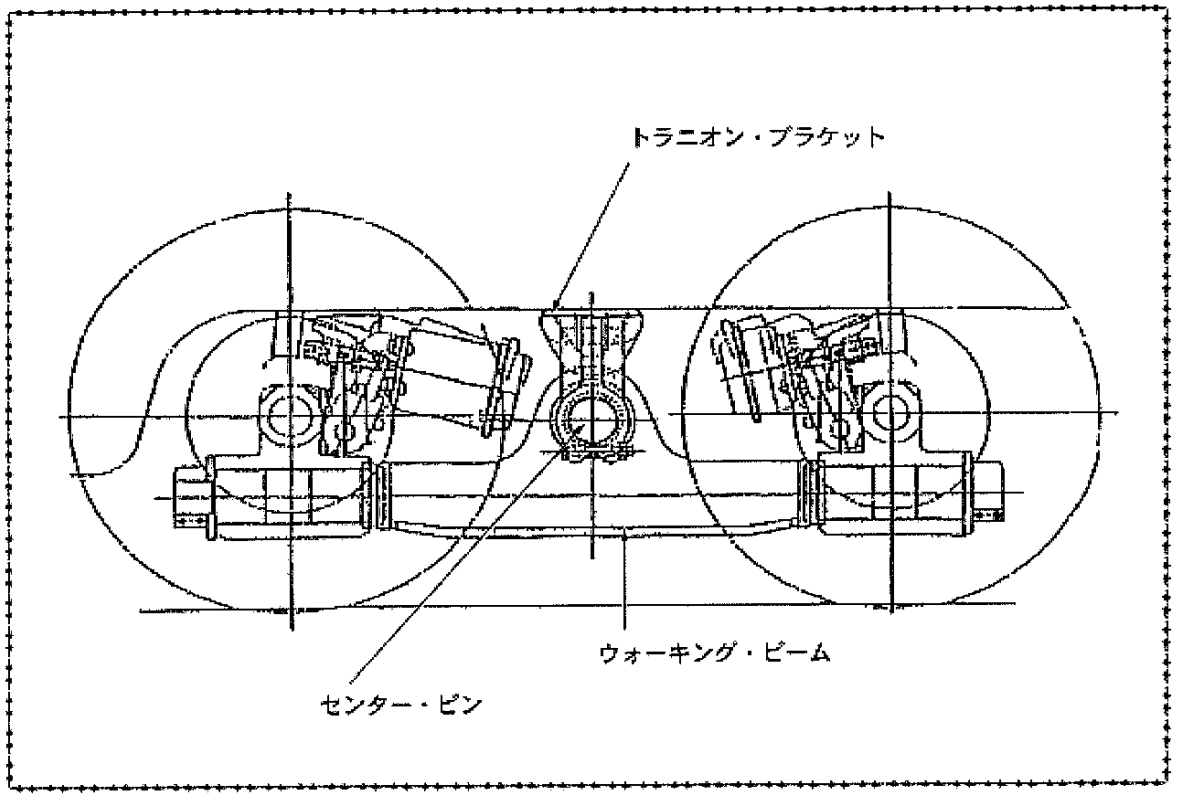

緩衝装置

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	エア漏れ	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、測定点検		

【エア・サスペンション車のみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、エンジンを始動させ、エア・タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

2．リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ、及びパイプの接続部などに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。

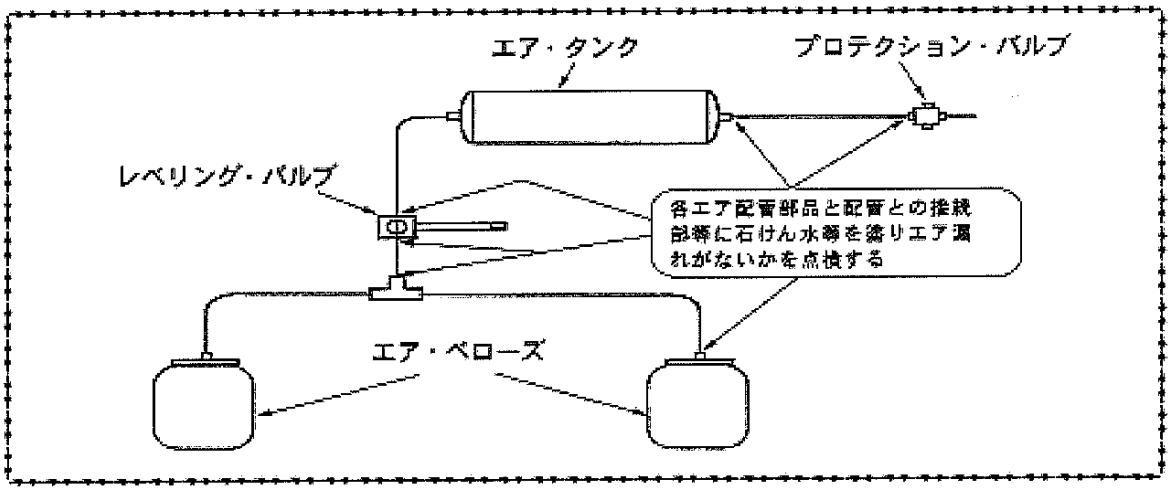

緩衝装置

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	1月*1 3月*2 12月*2	点検の分類	メーカー指定 法定項目 法定項目
点検内容	ベローズの損傷	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ、連結状態】

＊１：シビアコンディション項目
＊２：距離項目

1．リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。

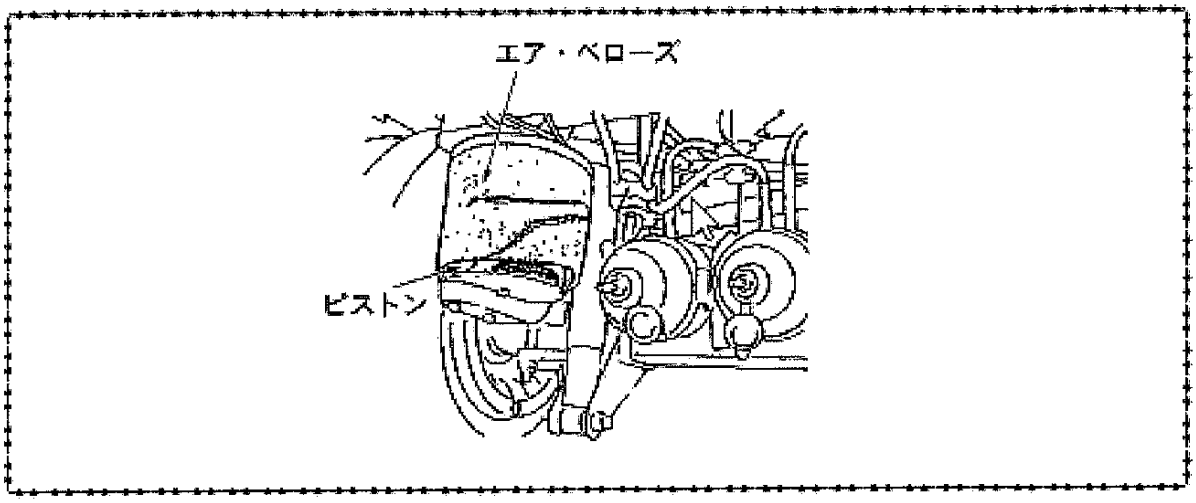

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ベローズは、車両によっては定期交換部品となっているので、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。

緩衝装置

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	3月*2 12月*2	点検の分類	法定項目 法定項目
点検内容	取付部及び連結部の緩み並びに損傷	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ、連結状態】　　＊２：距離項目

1．フレーム・ブラケット、スプリング・ピボット、エア・ベローズ、Uボルト、ショック・アブソーバ、スイング・アームなどの取付部、または、連結部などに緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。

2．各取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。

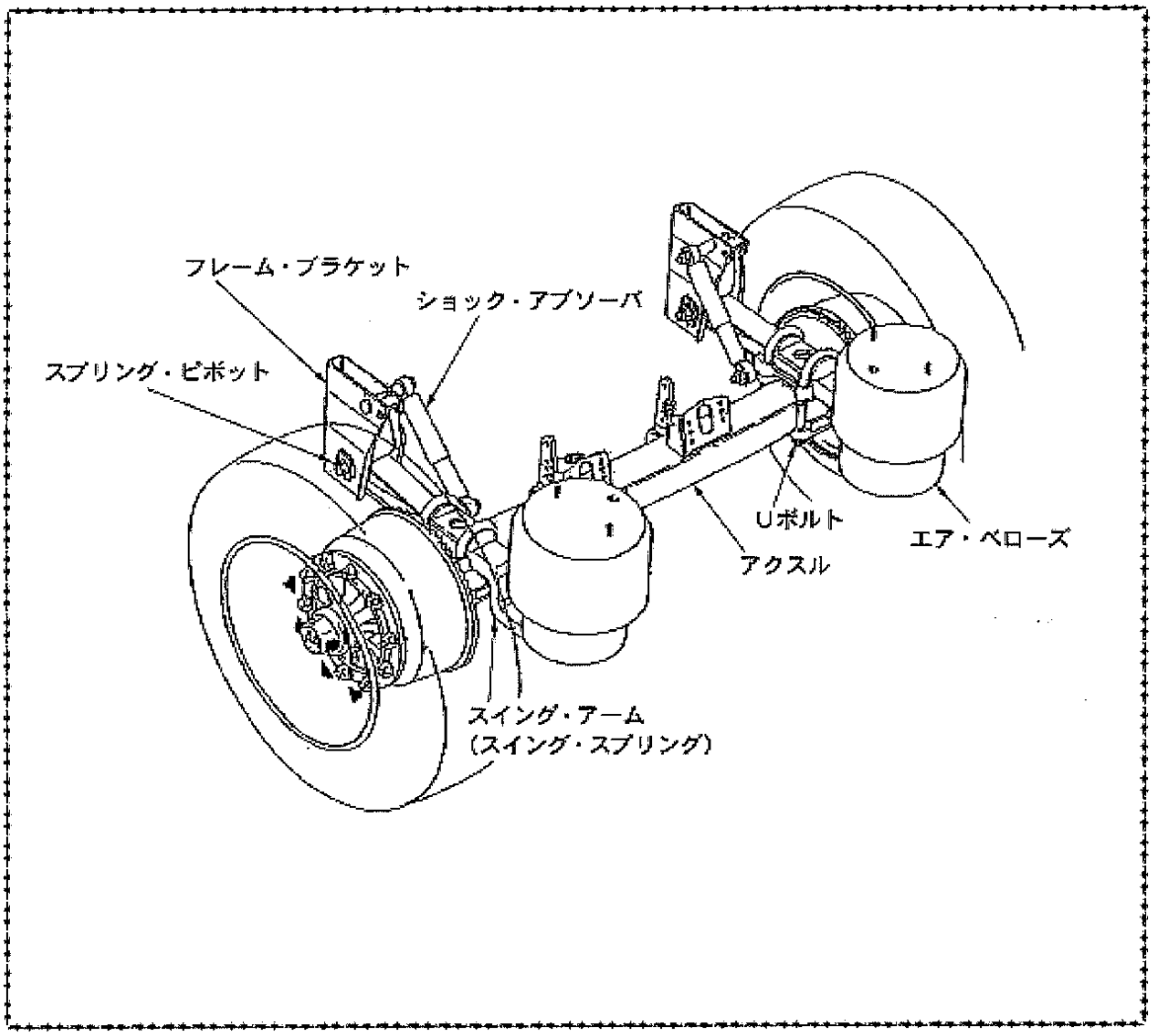

〈ワンポイント・アドバイス〉

● 取付部、連結部の締付トルクが、メーカーにより規定されている場合は、締付トルクを点検する。

緩衝装置

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	法定点検
点検内容	ﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ･ﾊﾞﾙﾌﾞの機能	点検方法	測定点検		

【エア・サスペンション車のみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、レベリング・バルブのレバーを操作し、車高が上下するかを点検する。

2．車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、ベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。

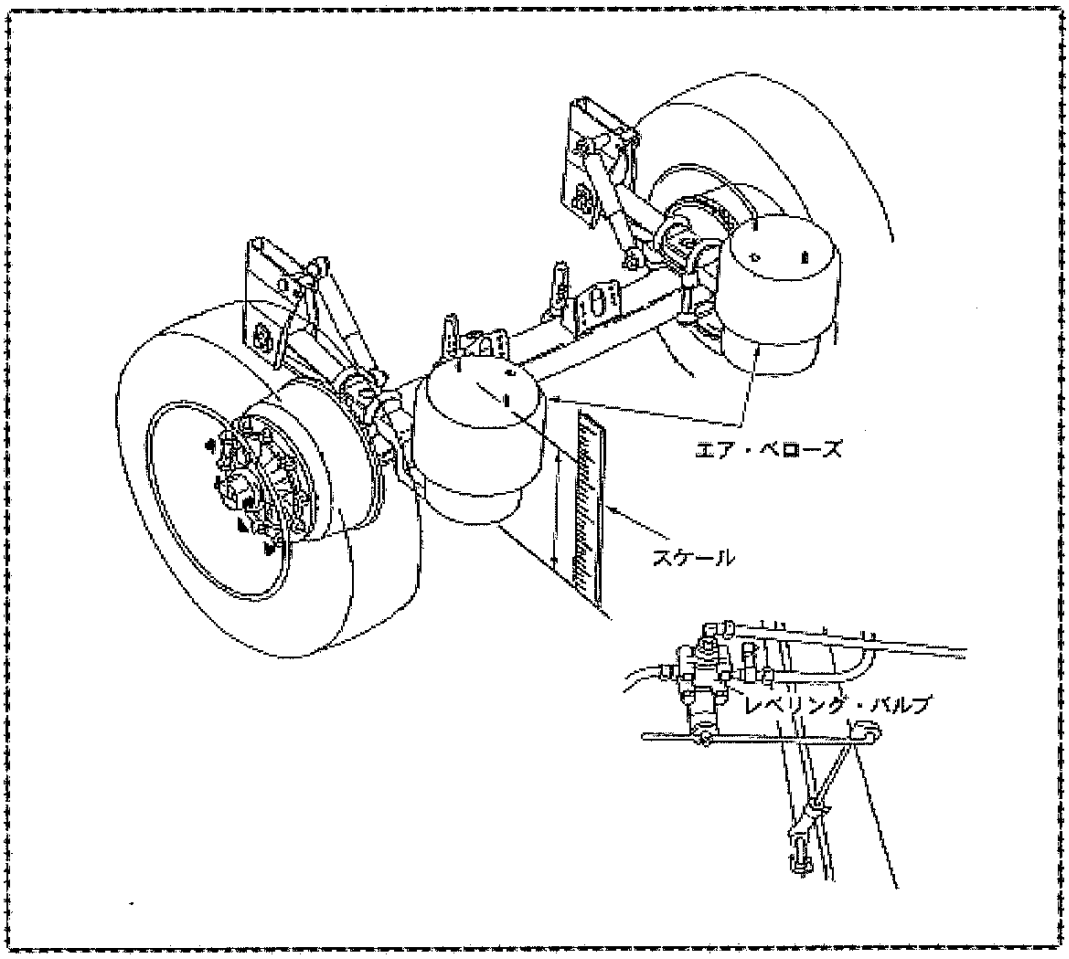

〈ワンポイント・アドバイス〉

● ベローズの高さ調整は、車高に影響するので必ず規定の高さにセットする。この調整は、サスペンション系統にエアを充填し、エア圧が規定値以内にあることを確認した後、レベリング･バルブ･ロッドの取付けを緩め、ロッド調整によりベローズの高さが規定値になるよう調整する。

緩衝装置

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ･ﾊﾞﾙﾌﾞのﾛｯﾄﾞ取付部の損傷	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ、連結状態】

1．レベリング・バルブのロッド取付部に損傷がないかを目視などにより点検する。

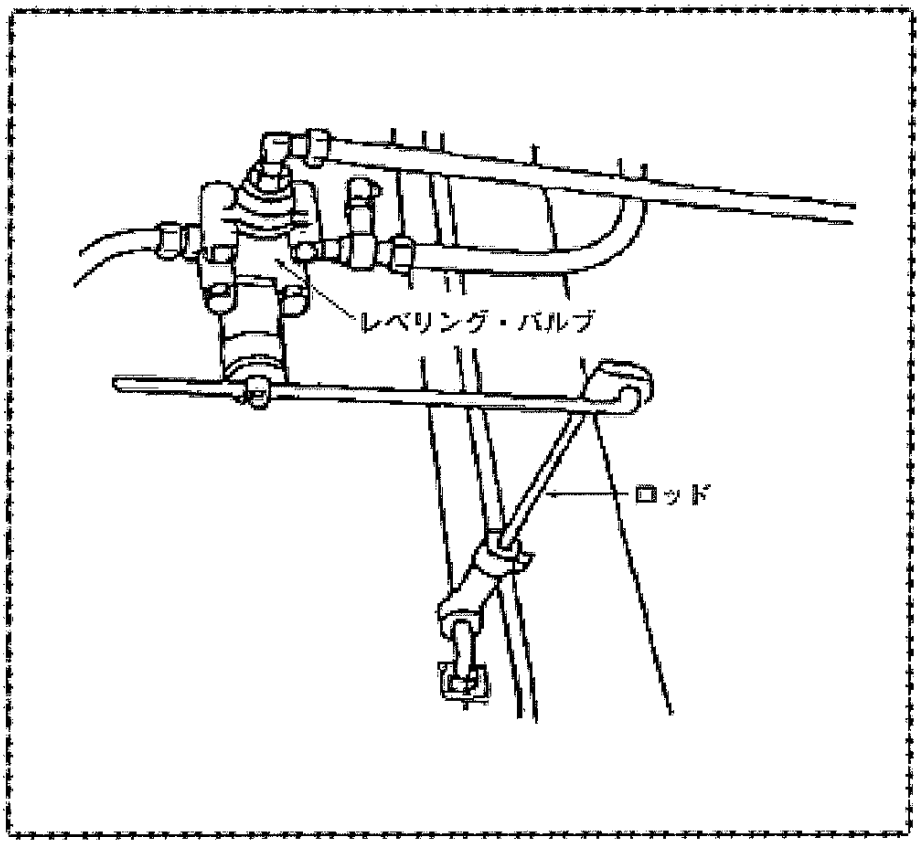

緩衝装置

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ﾌﾟﾛﾃｸｼｮﾝ･ﾊﾞﾙﾌﾞの機能	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ、連結状態】

1．エア・サスペンション用のエア・タンクの空気圧を空にして、プロテクション・バルブの出口側を解放しサプライ・ライン（エマージェンシ・ライン）のホースカップリングから圧力計を介して徐々にエアを供給する。
規定の空気圧でプロテクション・バルブの出口側からの排気があるかを点検する。

※ 規定の空気圧については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

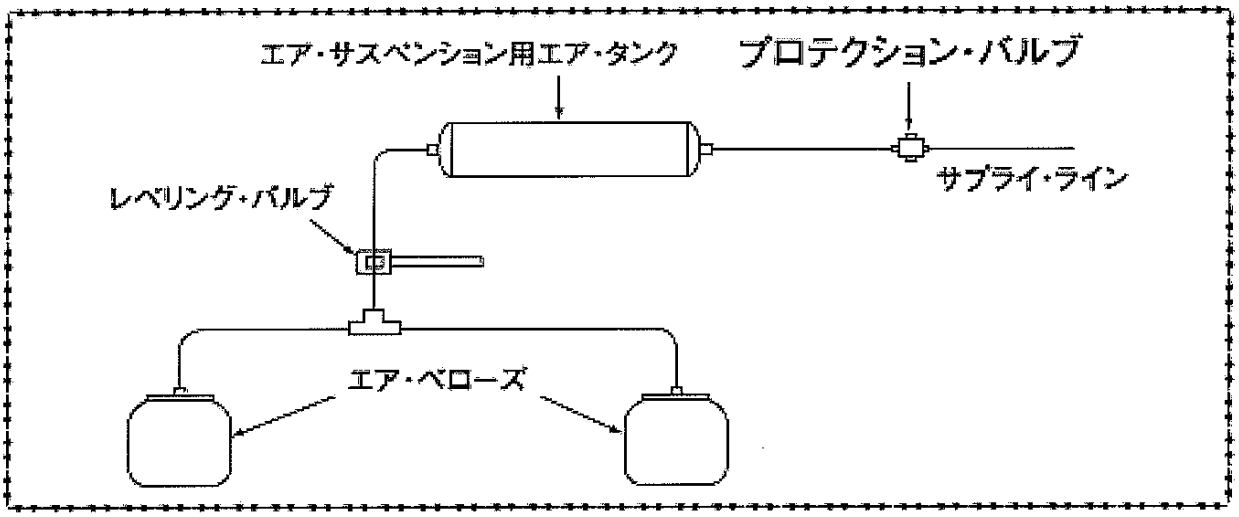

緩衝装置

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ﾊｲﾄ･ｺﾝﾄﾛｰﾙ･ﾊﾞﾙﾌﾞの機能	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ、連結状態】

1. トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態で、ハイト・コントロール・バルブのレバーを操作し、トレーラの後部が上昇、停止、下降するかを点検する。
   また、トレーラをレバー操作で上昇させたとき、上限の位置で自動的に停止するかを点検する。

※ 上限の位置については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

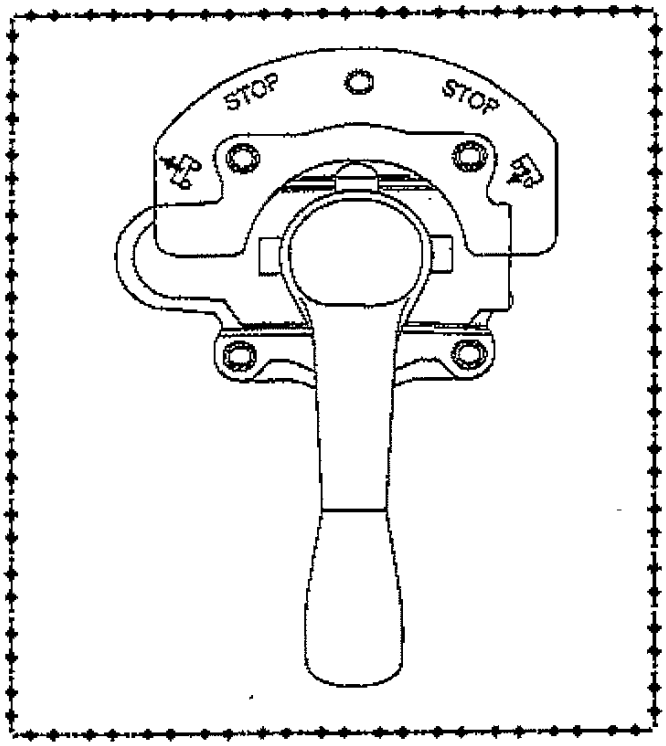

緩衝装置

点検箇所	ショック・アブソーバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定項目 法定項目
点検内容	油漏れ及び損傷	点検方法	目視点検		

【取付車のみ】

1．ショック・アブソーバに油漏れがないかを目視などにより点検する。

2．ショック・アブソーバに損傷がないかを目視などにより点検する。

3．ショック・アブソーバの取付部に損傷がないかを目視などにより点検する。

※ 油漏れなどの判断については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

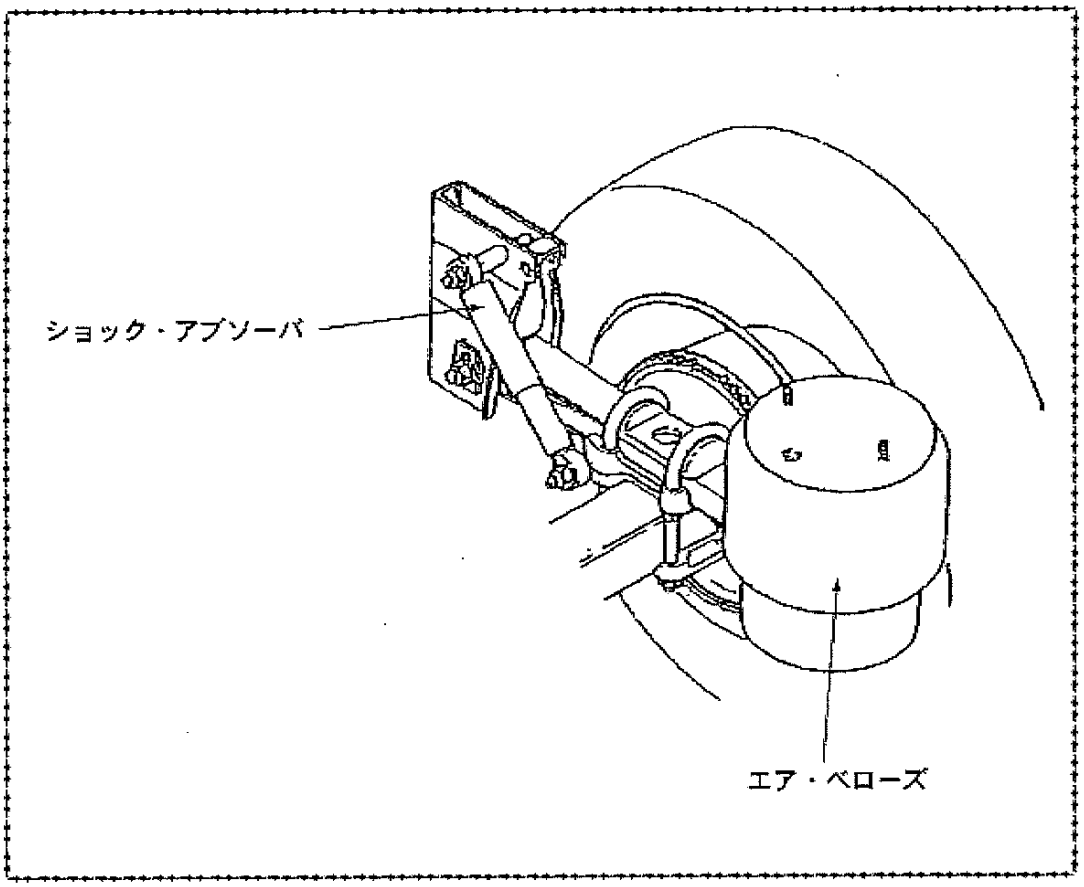

車軸自動昇降装置

点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	エア漏れ	点検方法	目視点検、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、測定点検		

【車軸自動昇降装置、取付車のみ】

1．トラクタと連結させ、エンジンを始動させ、エア・タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

2．リフト・アップなどの状態で、エア・ベローズ、プレッシャ・リミティング･バルブ（又はレギュレータ・チャージング・バルブ）及びパイプの接続部などに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。

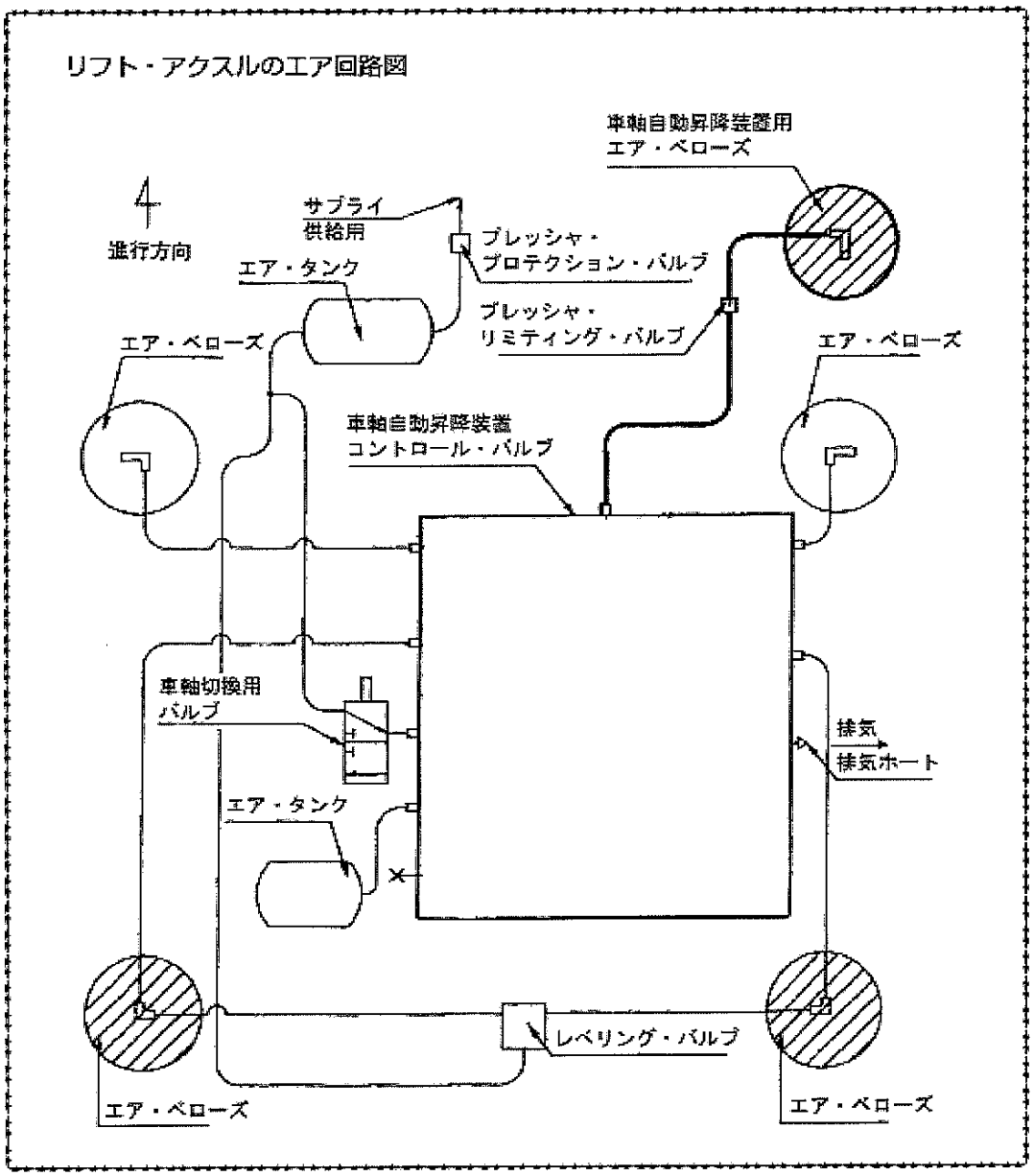

車軸自動昇降装置

点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ｱｰﾑ･ｺﾞﾑ･ｸｯｼｮﾝの摩耗	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検		

【車軸自動昇降装置、取付車のみ】

1．アーム・ゴムクッションの摩耗がないかを目視などにより点検する。

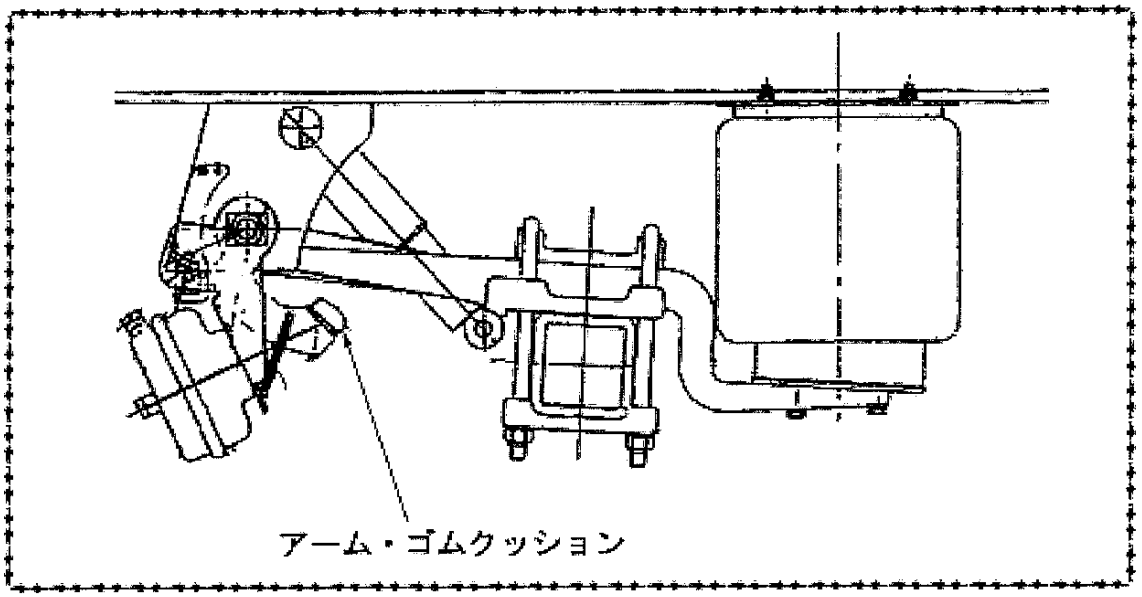

車軸自動昇降装置

点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ﾍﾞﾛｰｽﾞの損傷	点検方法	ﾘﾌﾄ軸・ｱｯﾌﾟ点検、目視点検		

【車軸自動昇降装置、取付車のみ】　　＊１：シビアコンディション項目

１．車軸自動昇降作動(リフト・アップ)の状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。

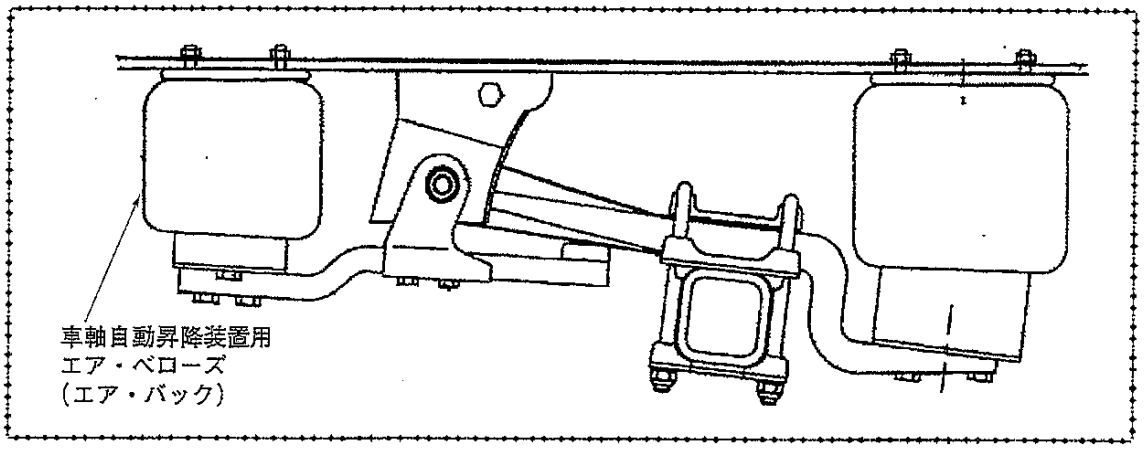

〈ワンポイント・アドバイス〉

● ベローズは、部品によっては定期交換部品となっているので、メーカーの指定する時期に交換する必要があります。

車軸自動昇降装置

点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	取付部及び連結部の緩み並びに損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【車軸自動昇降装置、取付車のみ】

1．アーム・ブラケット、アーム、エア・ベローズ、ゴム・クッション、アーム・ブラケット・ボルトその他ボルト類などの取付部、または、連結部などの緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。

2．各取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。

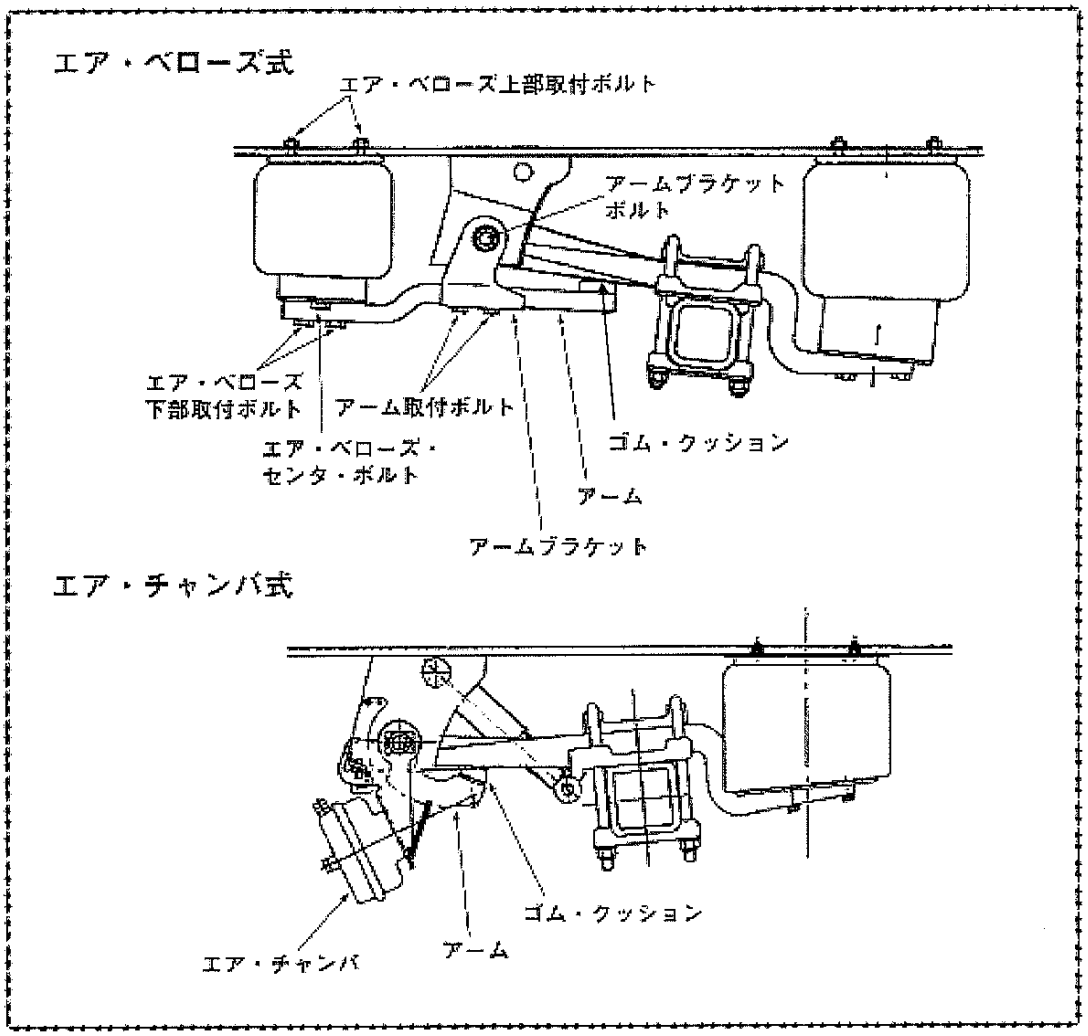

〈ワンポイント・アドバイス〉

- 取付部、連結部の締付トルクが、メーカーにより規定されている場合は、締付トルクを点検する。

電気装置

点検箇所	バッテリ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ﾀｰﾐﾅﾙ部の接続状態	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1．ターミナル部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。

2．ターミナル部が、腐食により接続状態が不良でないかを目視などにより点検する。

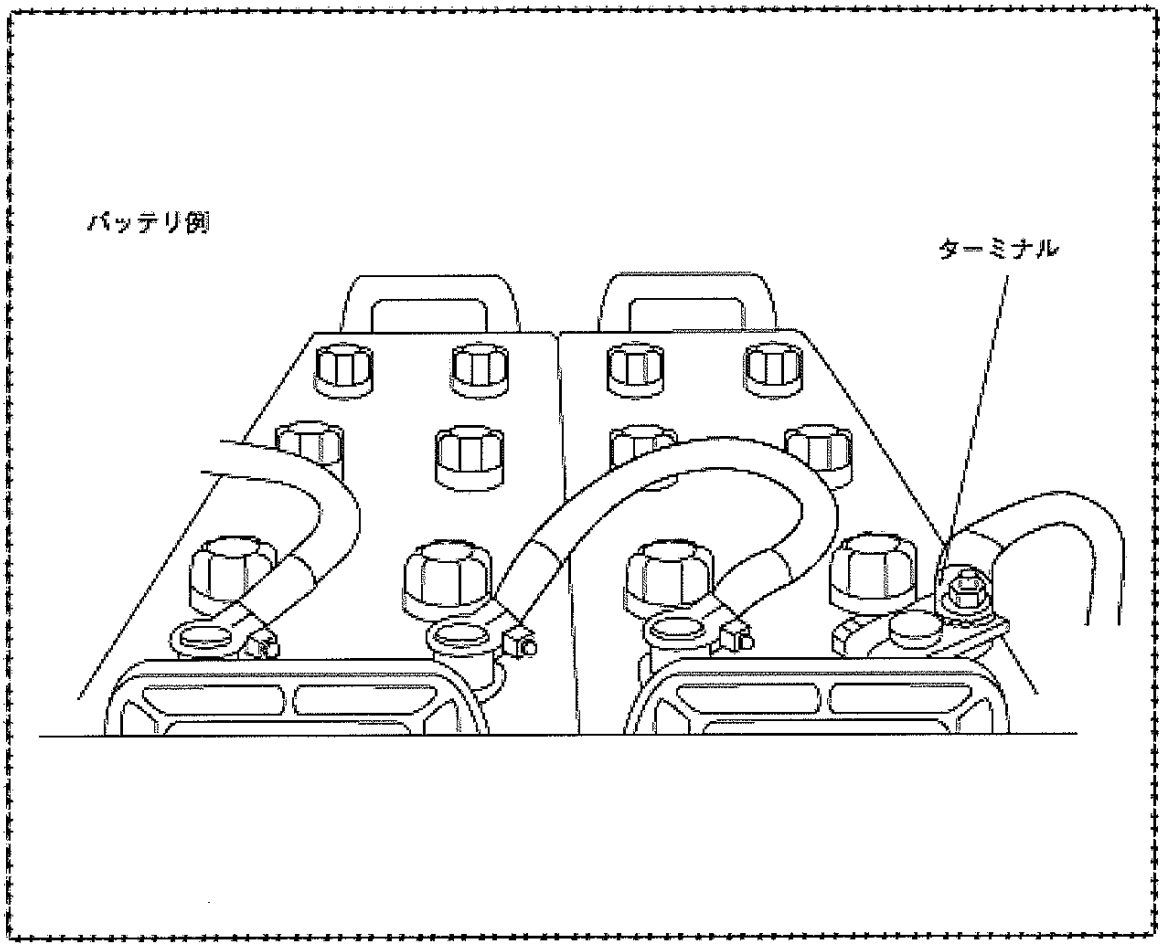

電気装置

点検箇所	電気配線	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定項目 法定項目
点検内容	接続部の緩み及び損傷	点検方法	目視点検		

1．電気配線に損傷がないか、配線接続の各コネクターに緩みがないかを目視などにより点検する。

2．電気配線のクランプに緩みがないかを目視などにより点検する。

3．電気配線が他部品と干渉する恐れがないかを目視などにより点検する。

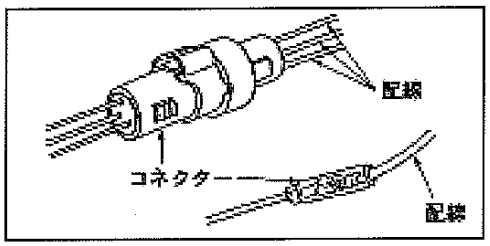

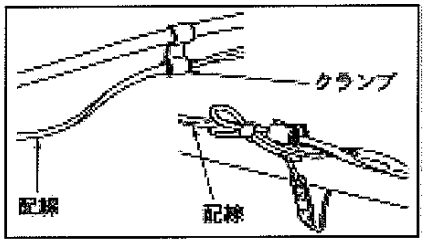

トレーラの一般的な灯火器用及びABS用電気配線図

灯火器用電気配線図

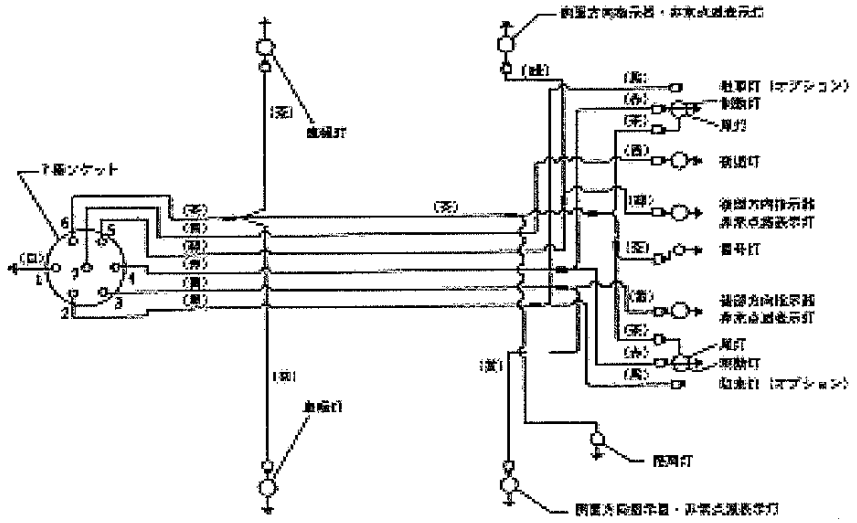

ABS用電気配線図

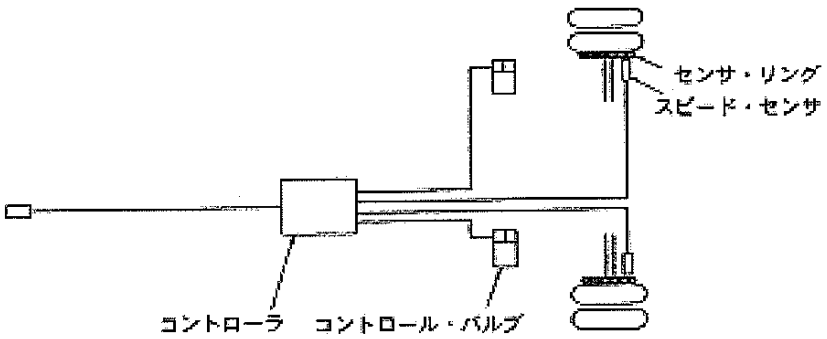

附属装置

点検箇所	エア・コンプレッサ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定項目 法定項目
点検内容	エア・タンクの凝水	点検方法	目視点検		

【連結状態】

1．全てのエア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。

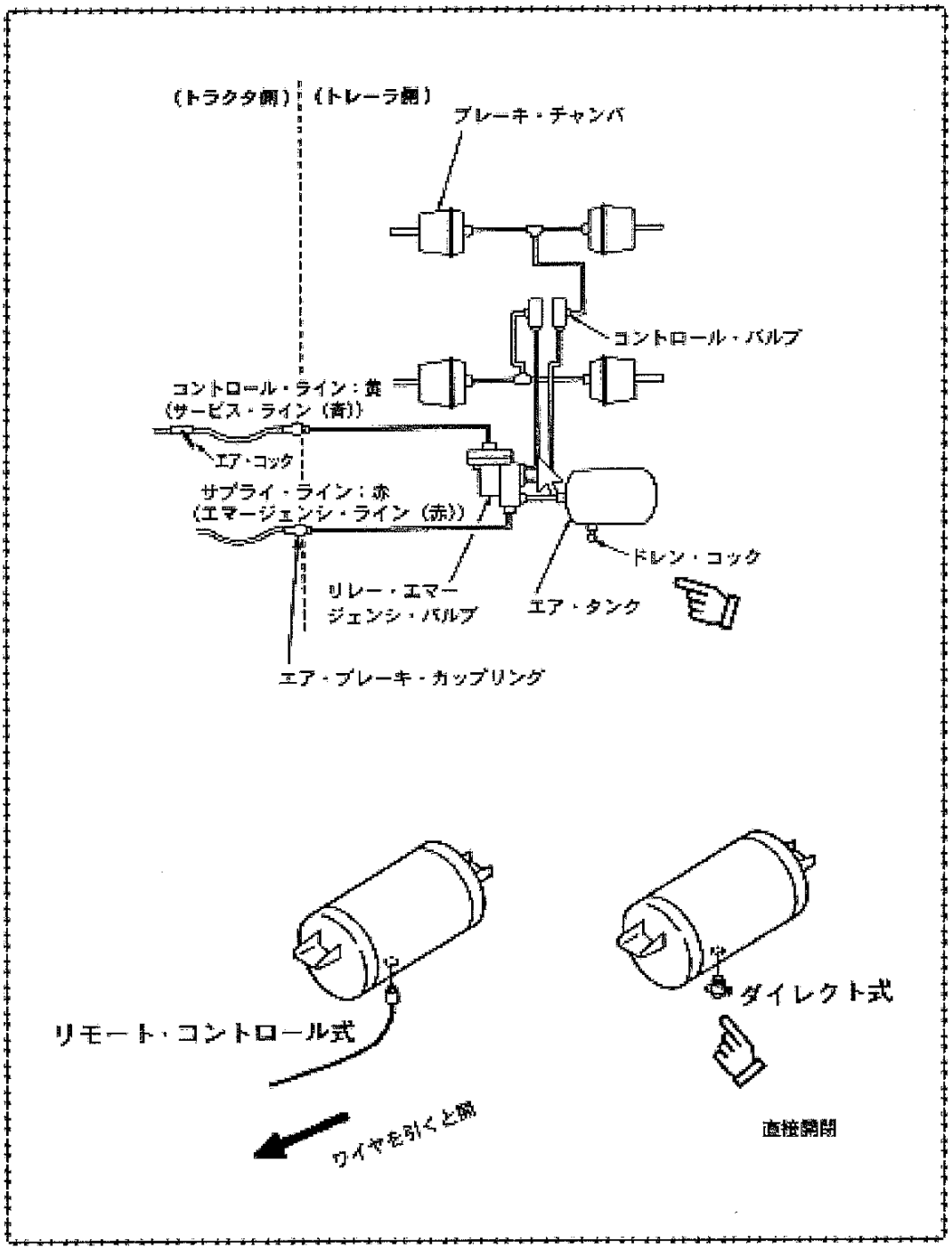

車枠及び車体

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	緩み及び損傷	点検方法	ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検 手工具による点検		

1．車枠及び車体

1）車枠、車体各部に、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

2）フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより、また、溶接部に亀裂などがないかを目視などにより点検する。

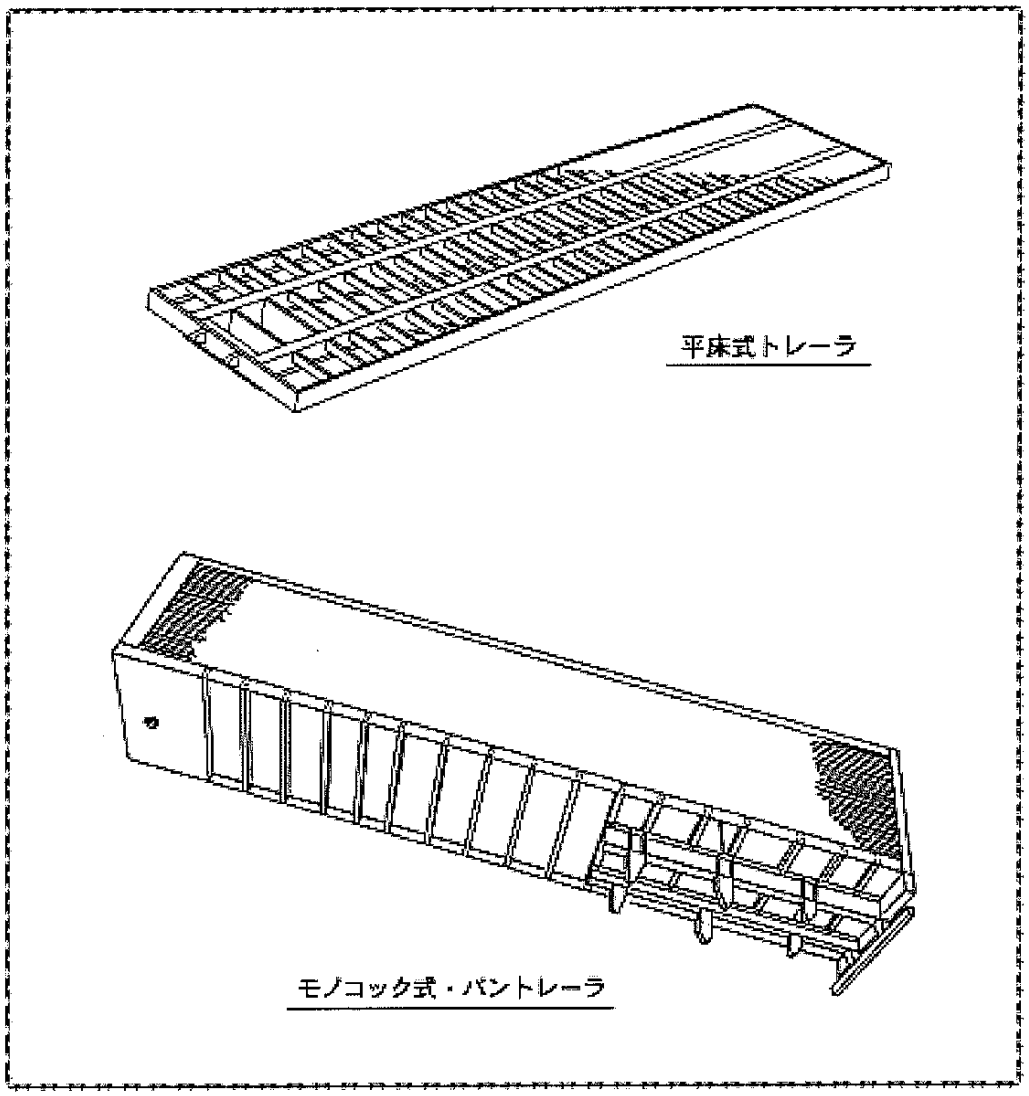

車枠及び車体

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

2．物品積載装置

1）フック、床フック、スタンションなどの物品積載装置に亀裂、損傷、変形がないか、目視などにより点検する。

2）各物品積載装置の取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、溶接で取付けられているものにあっては、溶接部に亀裂などがないかを目視などにより点検する。

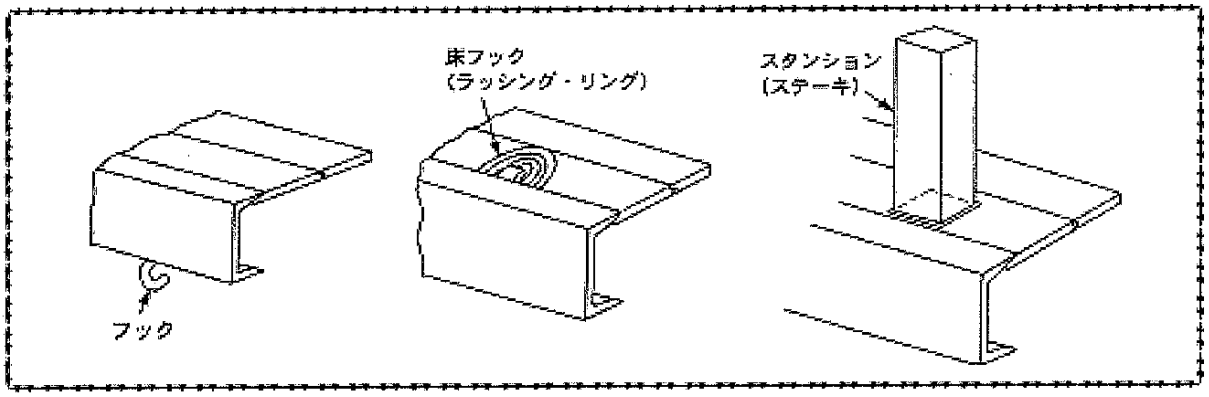

車枠及び車体

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検、触手点検		

3．巻込及び突入防止装置

1）巻込及び突入防止装置の取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

2）巻込及び突入防止装置の溶接部に亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

3）巻込及び突入防止装置に亀裂、損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。

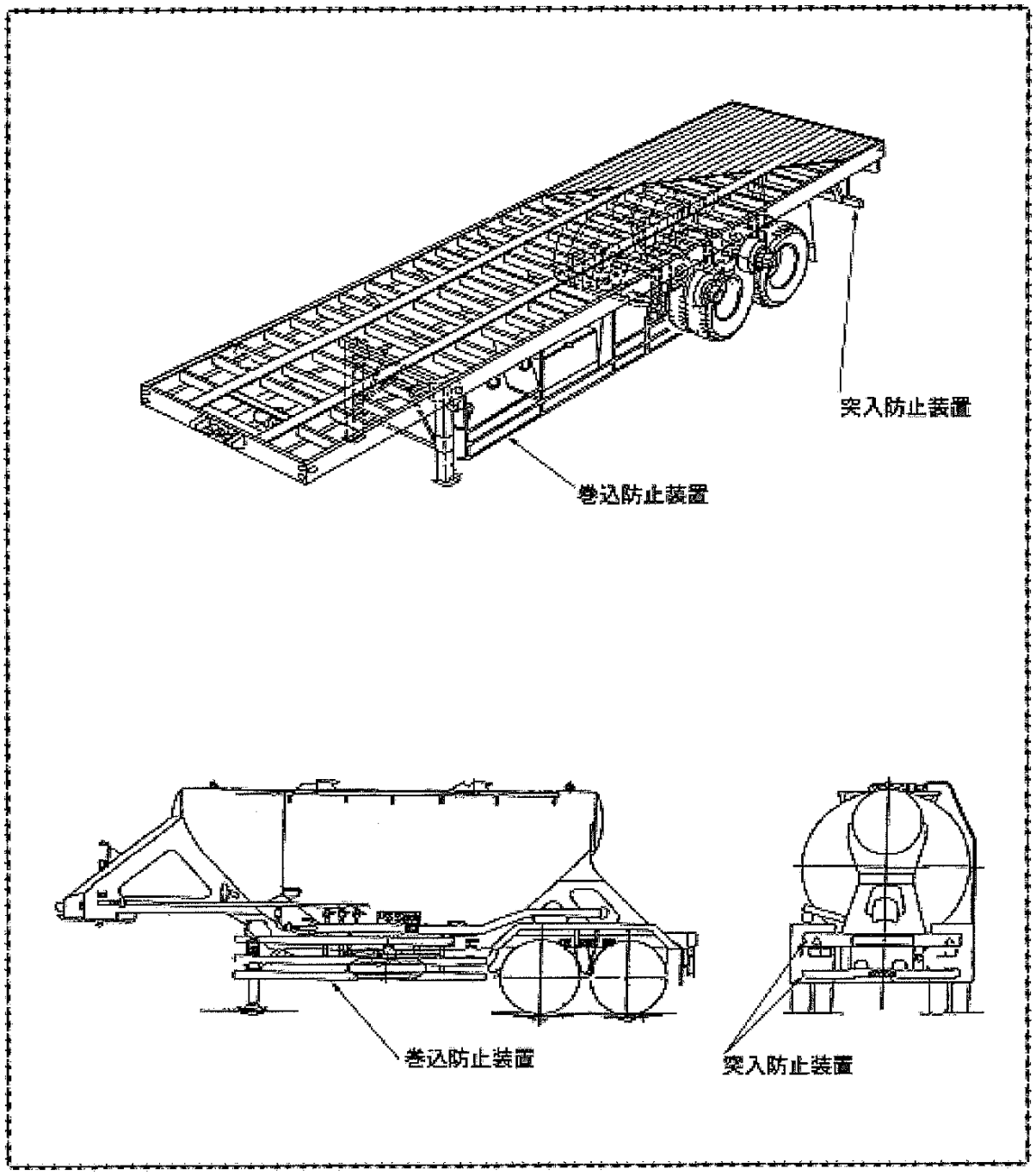

車枠及び車体

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ｶｳﾝﾀｰｳｪｲﾄ取付ﾎﾞﾙﾄの緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1．カウンターウェイト取付ボルトに緩み及び損傷がないかをスパナ等で確認する。

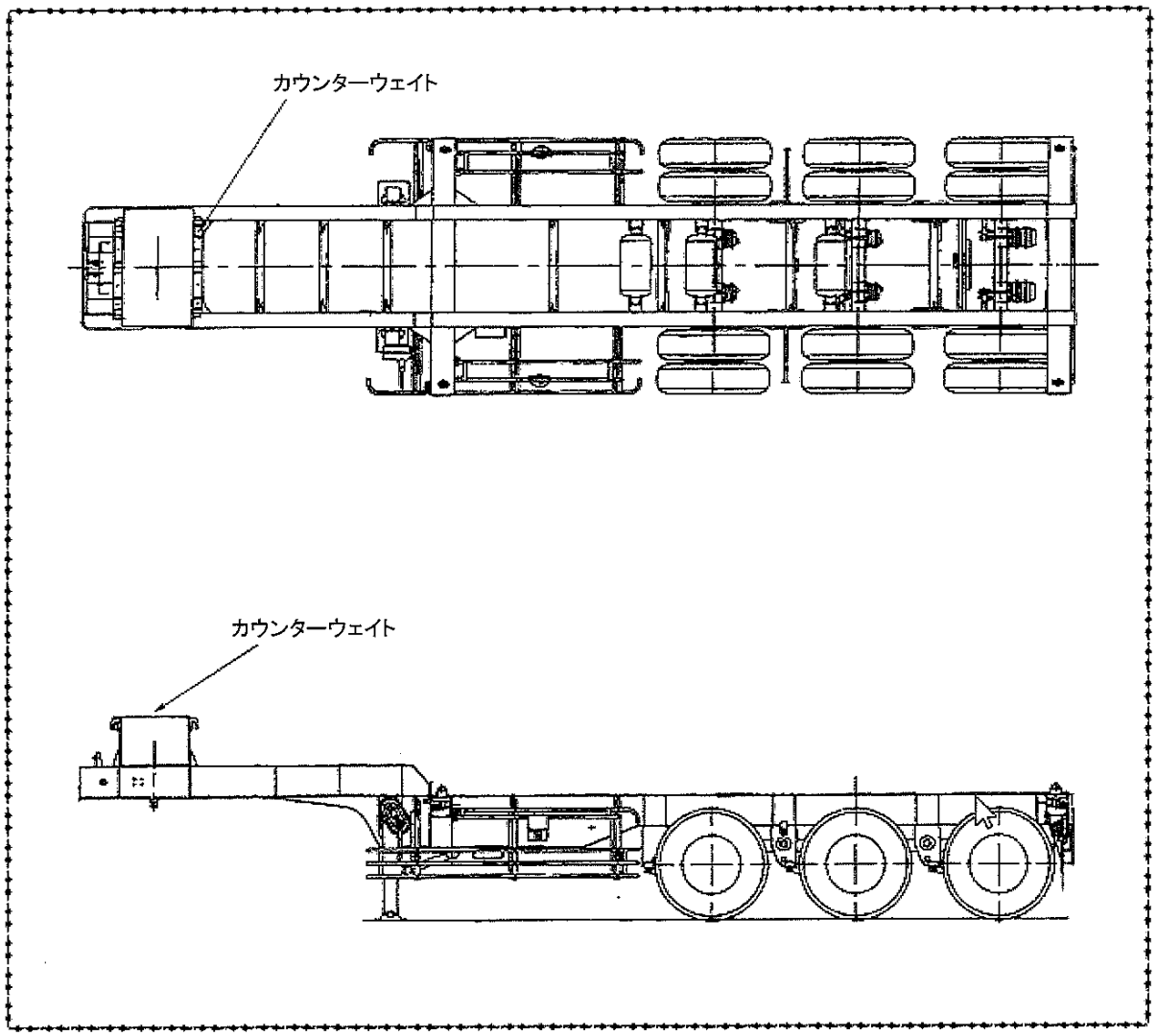

連結装置

点検箇所	連結装置	点検整備時期	12月	点検の分類	法定点検
点検内容	カプラの機能及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1．平坦な場所でドーリ付トレーラのドーリ部との連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。

2．カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。

3．カプラのジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。

4．カプラ・サドル（ベース）の上面に損傷及び摩耗がないかを目視などで点検する。

※摩耗限度については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

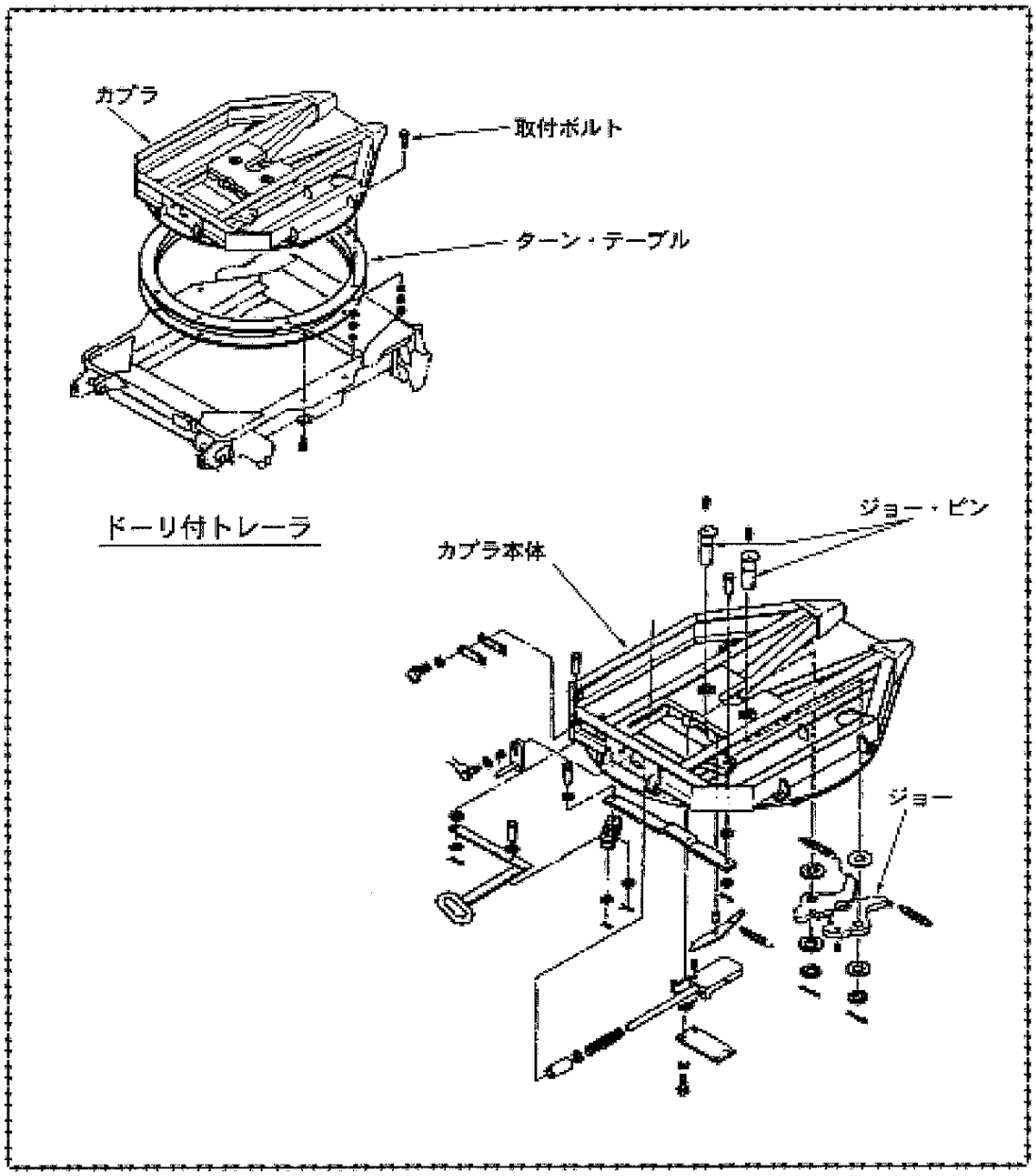

連結装置

点検箇所	連結装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	ｷﾝｸﾞ･ﾋﾟﾝ及びﾙﾈｯﾄ･ｱｲの摩耗、亀裂及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検、触手点検		

1．キング・ピン

1）キング・ピンに亀裂、摩耗及び損傷がないかを目視などにより点検する。

ボルト取付式のものにあっては、取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

ナット取付式のものにあっては、キング・ピンを手で揺するなどして、がたがないかを点検し、がたがあれば床板を取り外すなどして、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

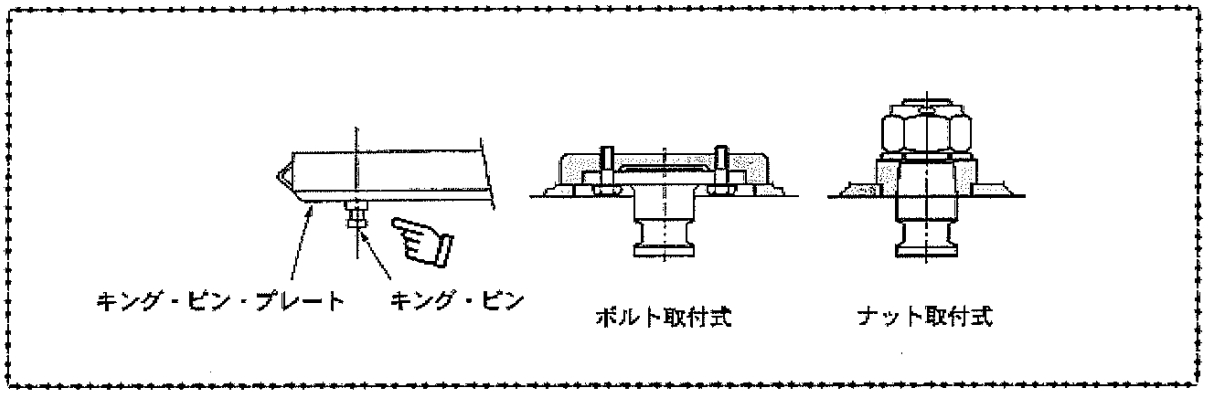

2．ルネット・アイ

1）ルネット・アイに亀裂、摩耗及び損傷がないかを目視などにより点検する。

また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。

※ルネット・アイの目玉部に、てこ棒などを入れて前後方向に揺するなどして、がたがないかを点検する。

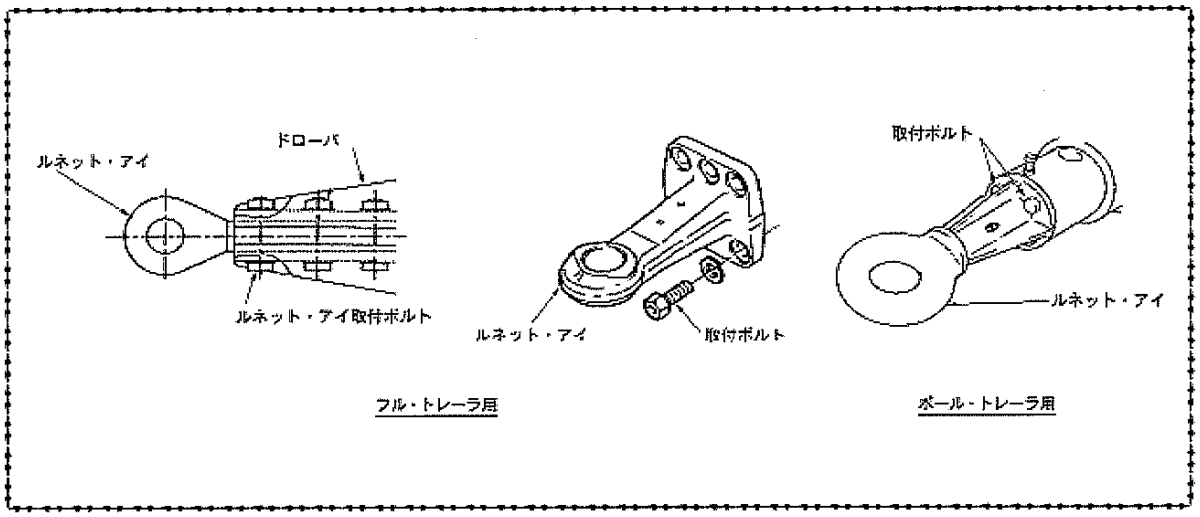

連結装置

点検箇所	連結装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	ｷﾝｸﾞ･ﾋﾟﾝ及びﾙﾈｯﾄ･ｱｲの摩耗、亀裂及び損傷	点検方法	測定点検		

1．キング・ピンの摩耗

1）カプラ・ジョーとの連結部が摩耗限度以上に摩耗していないかをノギスなどにより点検する。

※摩耗限度については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

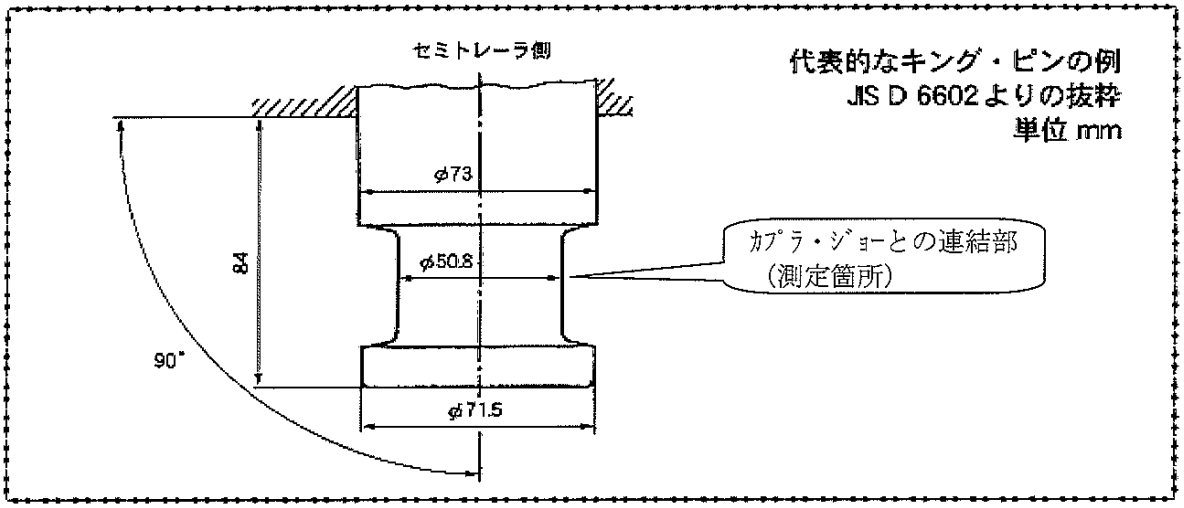

2．ルネット・アイの摩耗

1）ルネット・アイの標準径が摩耗していないかをノギスなどにより点検する。

※摩耗限度については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

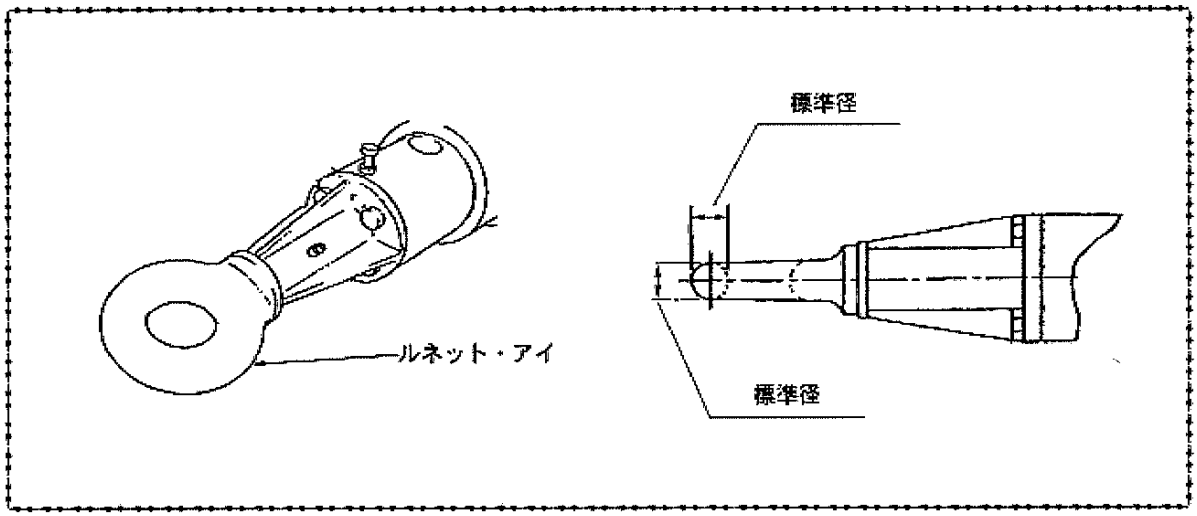

連結装置

点検箇所	連結装置	点検整備時期	１２月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ｷﾝｸﾞ･ﾋﾟﾝ･ﾌﾟﾚｰﾄの腐食及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

1．キング・ピン・プレートに腐食及び損傷がないかを目視などにより点検する。

プレートに異常な変形、損傷が、見受けられる場合は、キング・ピン・プレートの上部床板等を取り外しキング・ピン・プレートの上部の状況についても点検する。

※キング・ピン・プレート上部の点検整備については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

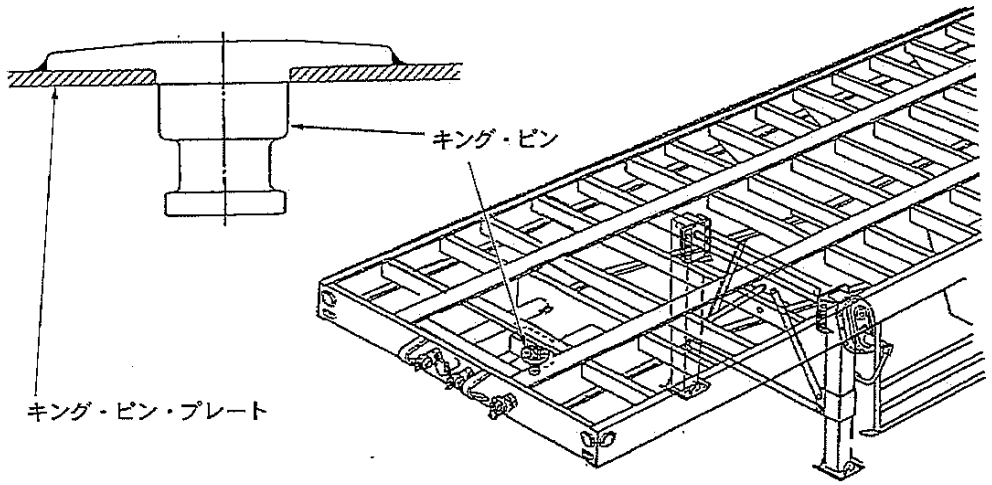

※　平床式セミ・トレーラの床板なしの状態でキング・ピンを上から見た状態

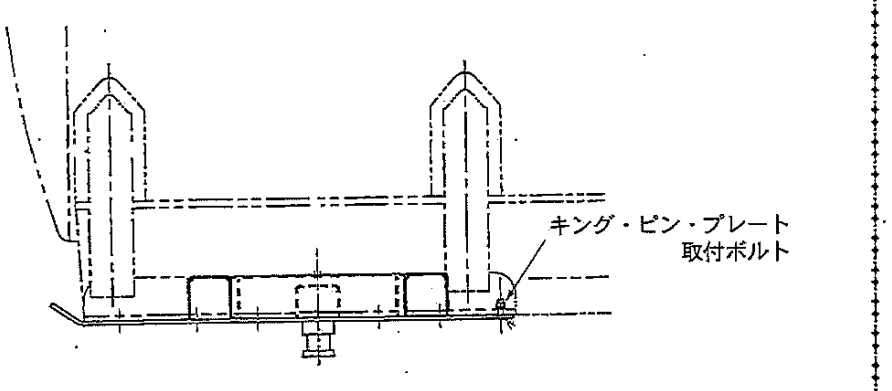

※　ボルト取付方式のキング・ピン・プレート

その他

点検箇所	その他	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	ｼｬｼ各部の給油脂状態	点検方法	接地又は、ﾘﾌﾄ･ｱｯﾌﾟ点検、目視点検		

＊１：シビアコンディション項目

１．トレーラ各部の給油脂状態が十分であるかを目視などにより点検する。

２．給油脂のダスト・ブーツの破損、並びにグリース・ニップルの脱落及び緩みを点検する。

※下記は、一般的なトレーラの給油脂箇所、給油脂時期を示す。実際の給油脂は、各メーカーの取扱説明書などの指示による。

※給油脂時期は、法定点検では３月毎となっているがメーカー指定では１月毎の給油脂部位もある。

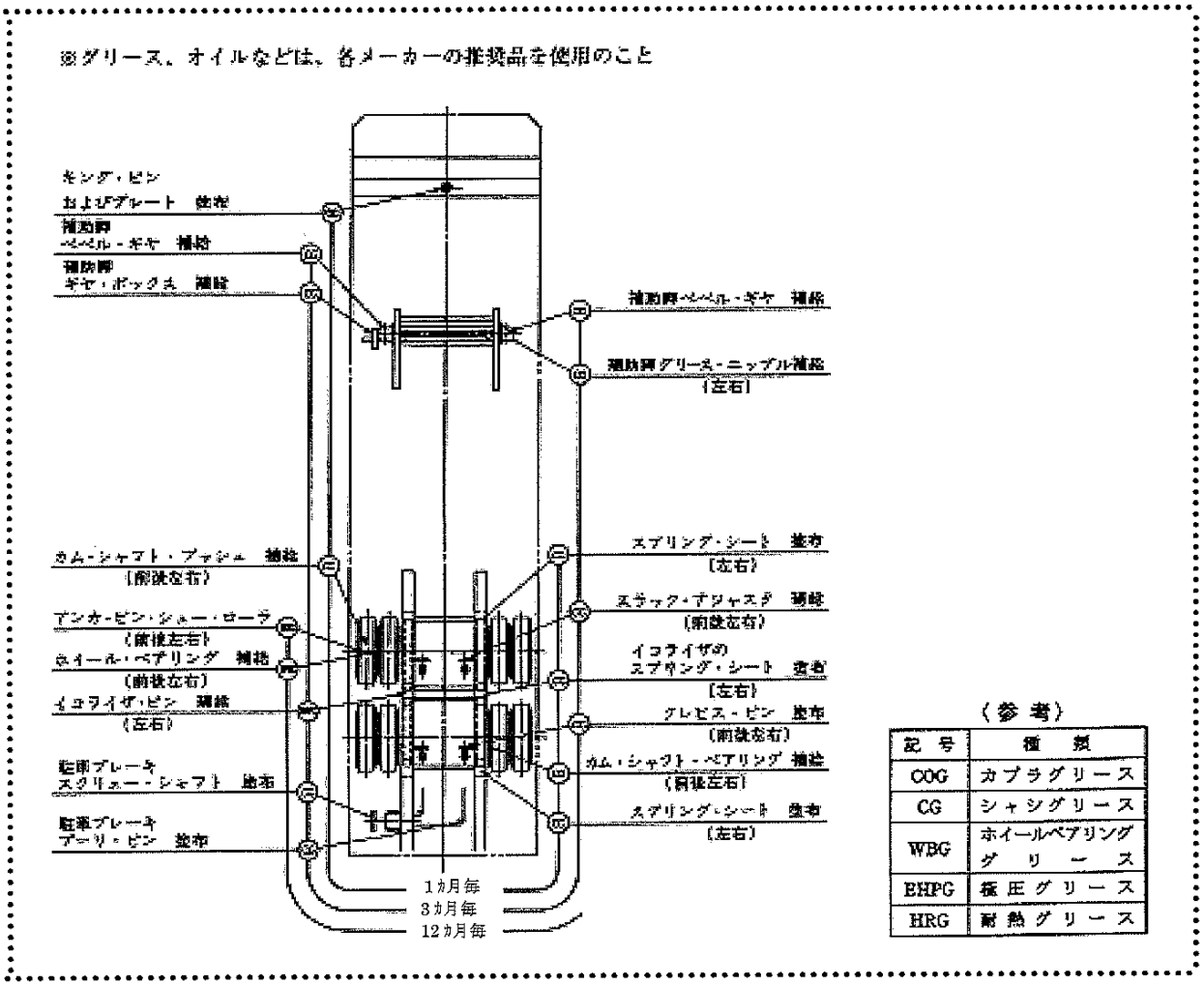

〈参考〉

記号	種類
COG	カプラグリース
CG	シャシグリース
WBG	ホイールベアリング グリース
EHPG	極圧グリース
HRG	耐熱グリース

〈ワンポイント・アドバイス〉

● アンカ・ピン、シュー・ローラの給脂は多すぎるとブレーキ内部にグリースが侵入してブレーキ能力が低下し危険です。

補助脚

点検箇所	補助脚	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	作動点検		

【取付車のみ】

1．トラクタと連結させ、補助脚のハンドルを操作し、上下、高速･低速作動に異状がないかを点検する。

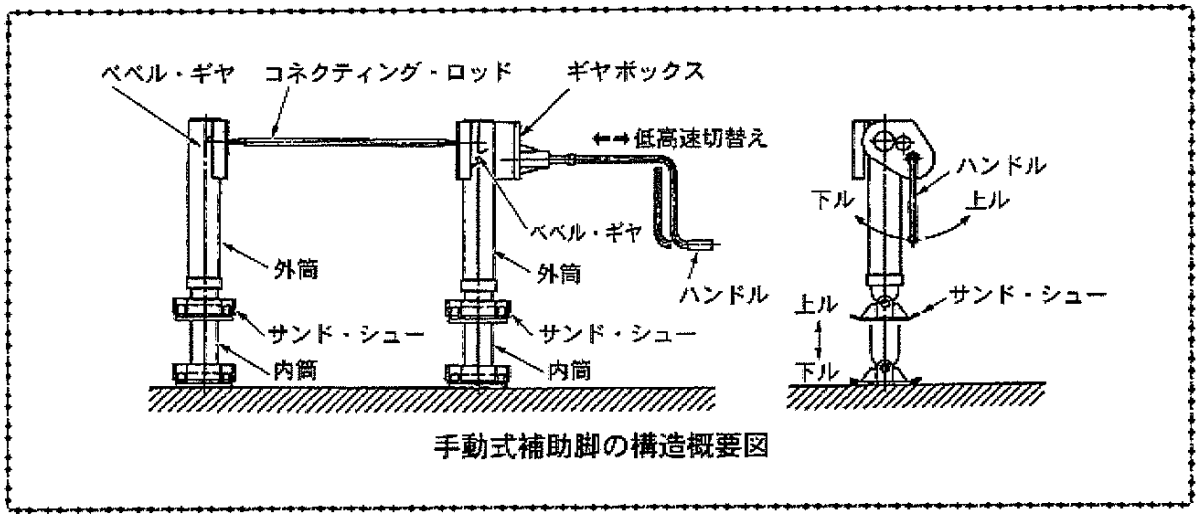

手動式補助脚の構造概要図

補助脚

点検箇所	補助脚	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	内外筒の損傷	点検方法	目視点検		

【取付車のみ】

1．補助脚を最大に伸ばし、内筒、外筒及びギヤボックスに亀裂・損傷がないかを目視などにより点検する。

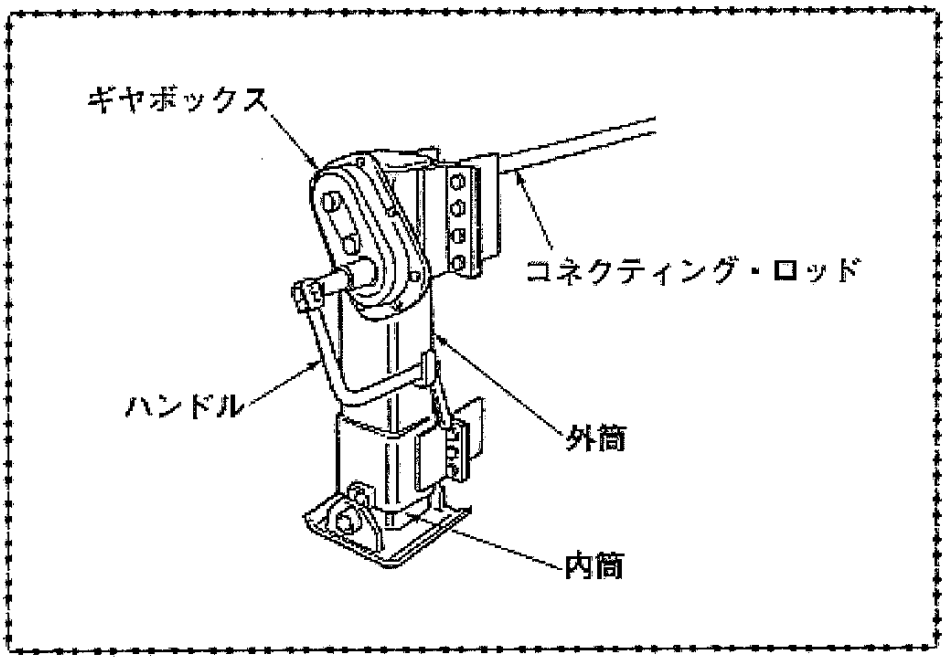

補助脚

点検箇所	補助脚	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	取付部の緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1．補助脚取付ボルト、各ステーの締付ボルト、左右連動補助脚にあっては、コネクティング・ロッドの締付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

2．取付部に損傷がないかを目視などにより点検する。

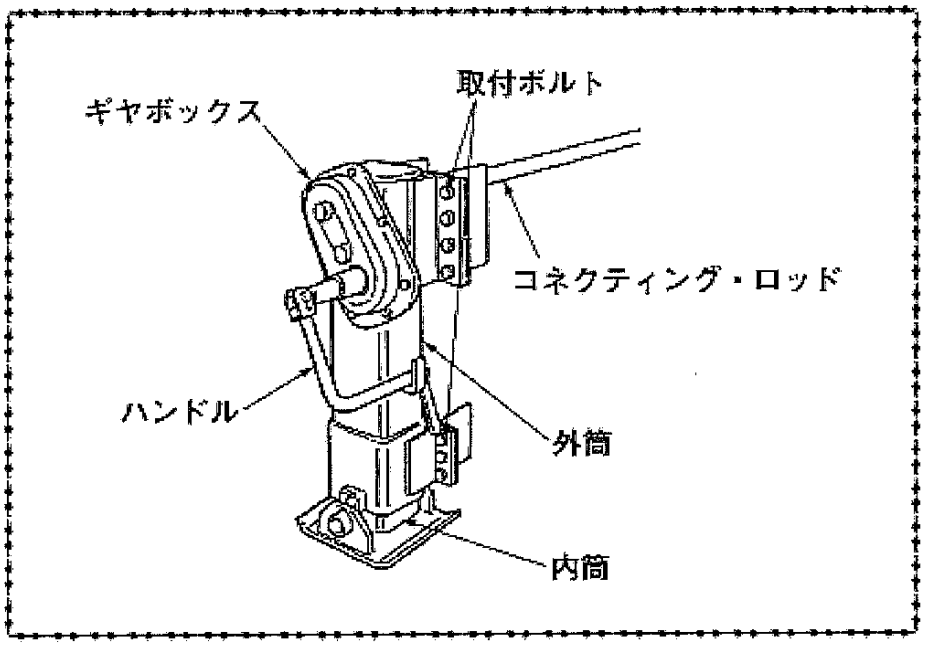

補助脚

点検箇所	補助脚	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	回転部及び摺動部の摩耗	点検方法	作動点検		

【取付車のみ】

1．補助脚のハンドルを操作し回転部に著しいがたがないかを点検する。

2．外筒と内筒の摺動部に著しい摩耗がないかを目視などにより点検する。

3．ギヤボックスを分解する場合は、ギヤシャフトのベアリングに損傷がないかを目視などにより点検する。

4．ハンドルの取付部やコネクティング・ロッド部にがたや著しい摩耗などがないかをハンドルを作動させて点検する。

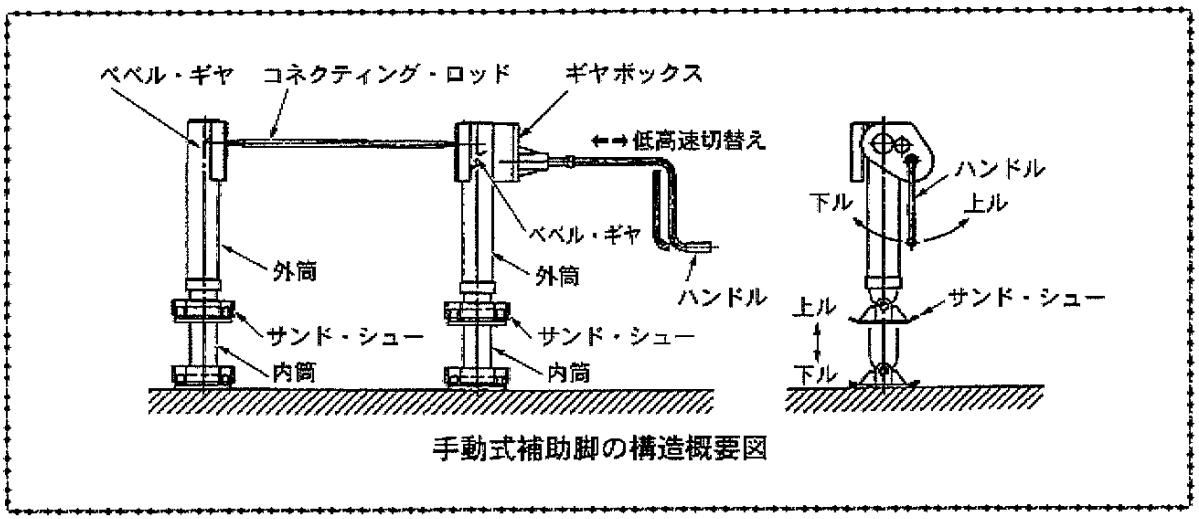

手動式補助脚の構造概要図

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	走行点検、感覚点検、目視点検		

【フル・トレーラのみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、ステアリング・ハンドルを一杯に切った状態で緩やかに走行させ、運転者とは別の点検者が、ターン・テーブルの回転状態を点検する。

また、フル・トレーラの駐車ブレーキを掛け、フル・トレーラが動かない程度にトラクタを前後に動かし、ターン・テーブルのベアリングに、がたがないかを点検する。

回転作動状態に異状が認められる場合は、トレーラとドーリを分離しターン・テーブルを回転作動させ、ベアリングに、がたがないかを感覚及び目視などにより点検する。

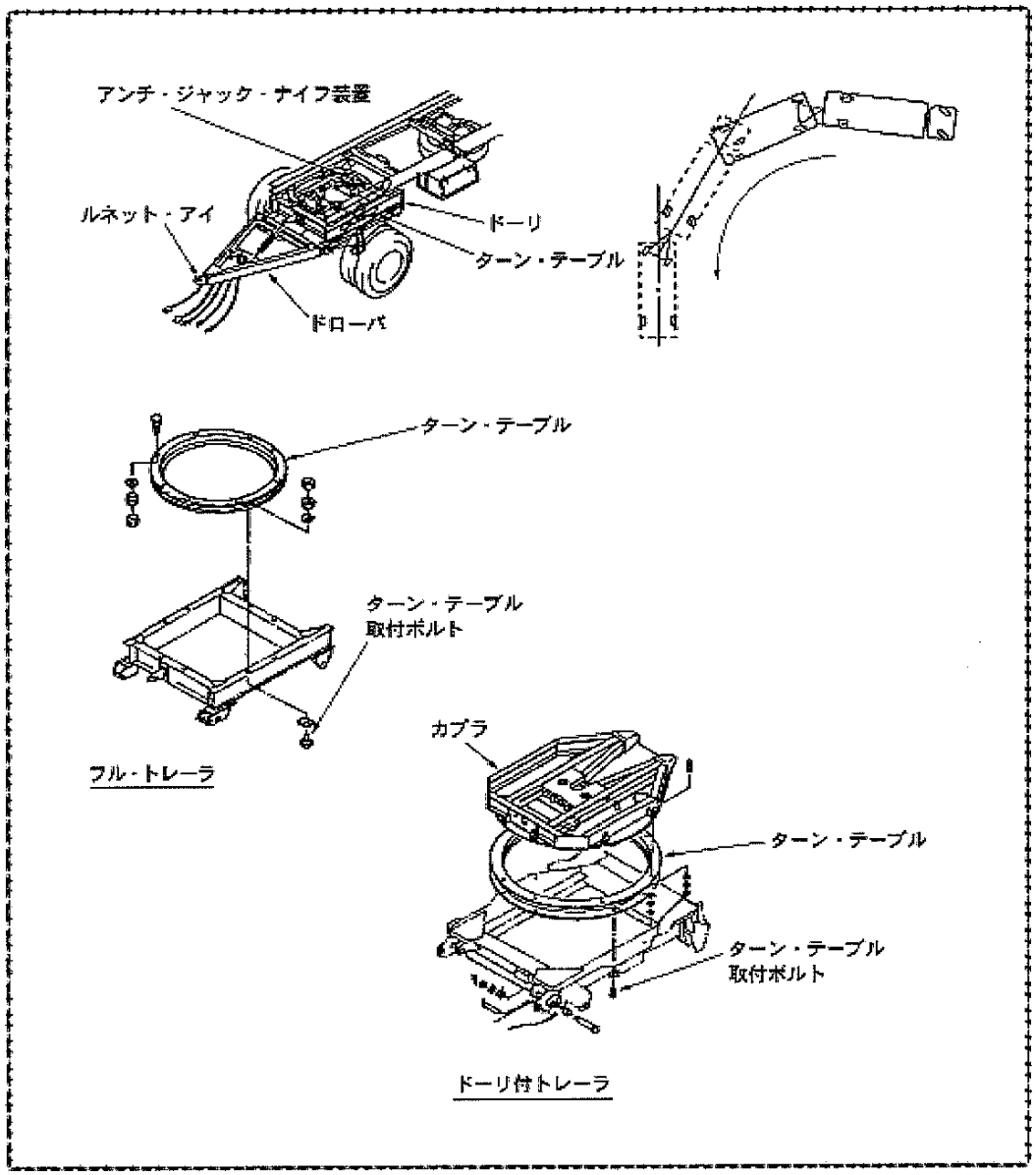

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	感覚点検、目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

1．トレーラ側及び平ボデー付トラクタまたは、カプラ付きトラクタ側のターン・テーブルを手などで回転をさせ、回転状態に異常がないかを点検する。

回転状態に異常が認められる場合は、ターン・テーブルを取外し、ターン・テーブル、ライナ、スライド・テーブル（カプラ付トラクタの場合はターン・テーブルとカプラ上面）間に泥のつまり、かじり傷がないか、各部を清掃し目視などにより点検する。

また、ライナに異常な摩耗、変形がないかを目視などにより点検する。

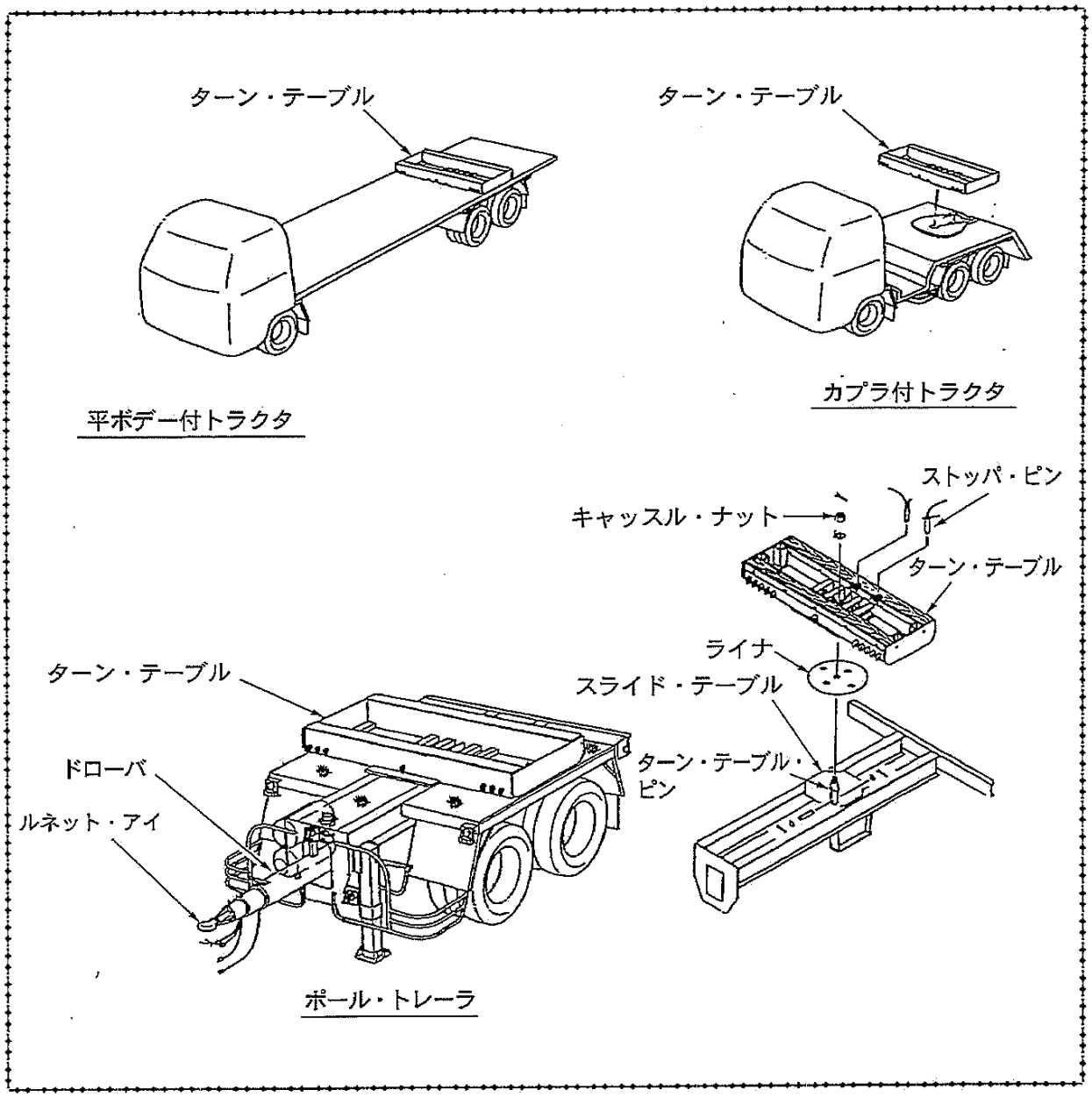

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ、連結状態】

1．ターン・テーブル本体及び取付部に亀裂、損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。

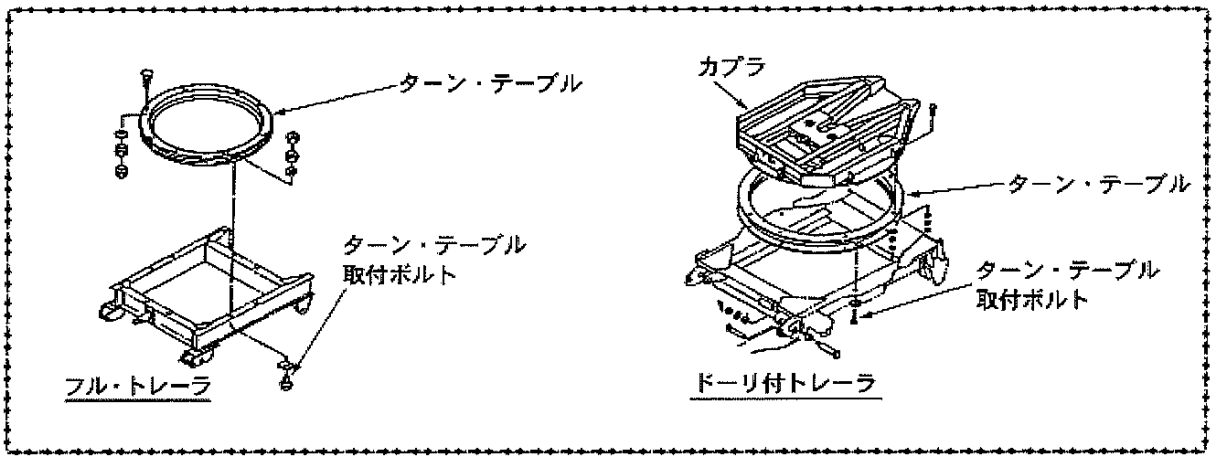

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

1．ターン・テーブル本体や物品積載部分に亀裂、損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。

2．トレーラ用ターン・テーブル、平ボデー用ターン・テーブルは、ターン・テーブル・ピン・ボスや溶接部に亀裂、損傷などないかを目視などにより点検する。

3．トラクタ用ターン・テーブルは、カップリング・ピンや溶接部に亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する

4．トレーラ用スライド・テーブル、平ボデー用スライド・テーブルのターン・テーブル・ピン・ボスや溶接部に亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

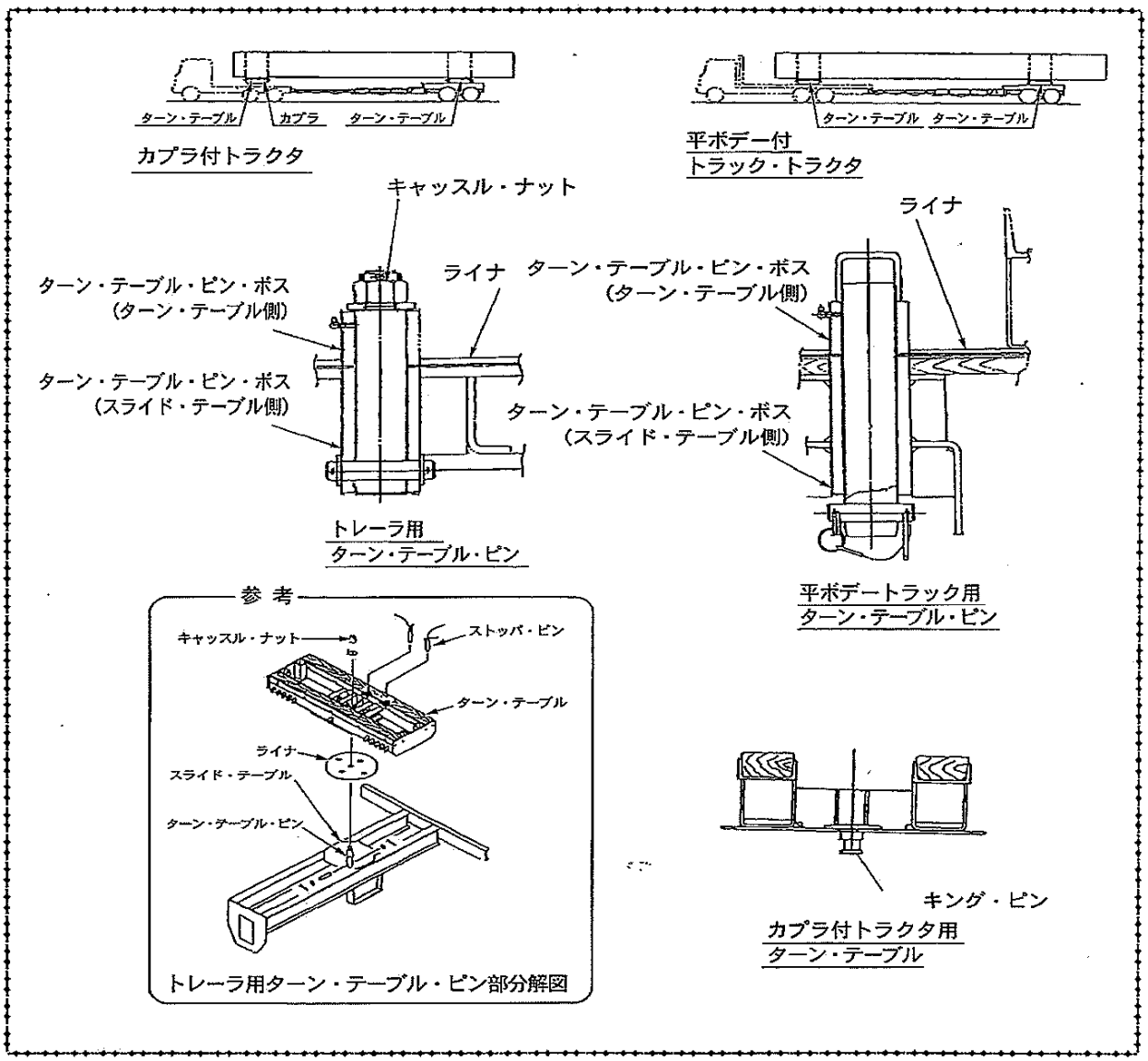

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	取付ﾎﾞﾙﾄの緩み	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．フル・トレーラのドーリ及び、フレームとターン・テーブルとの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

2．ドーリ付トレーラにあっては、ドーリ及びカプラとターン・テーブルとの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

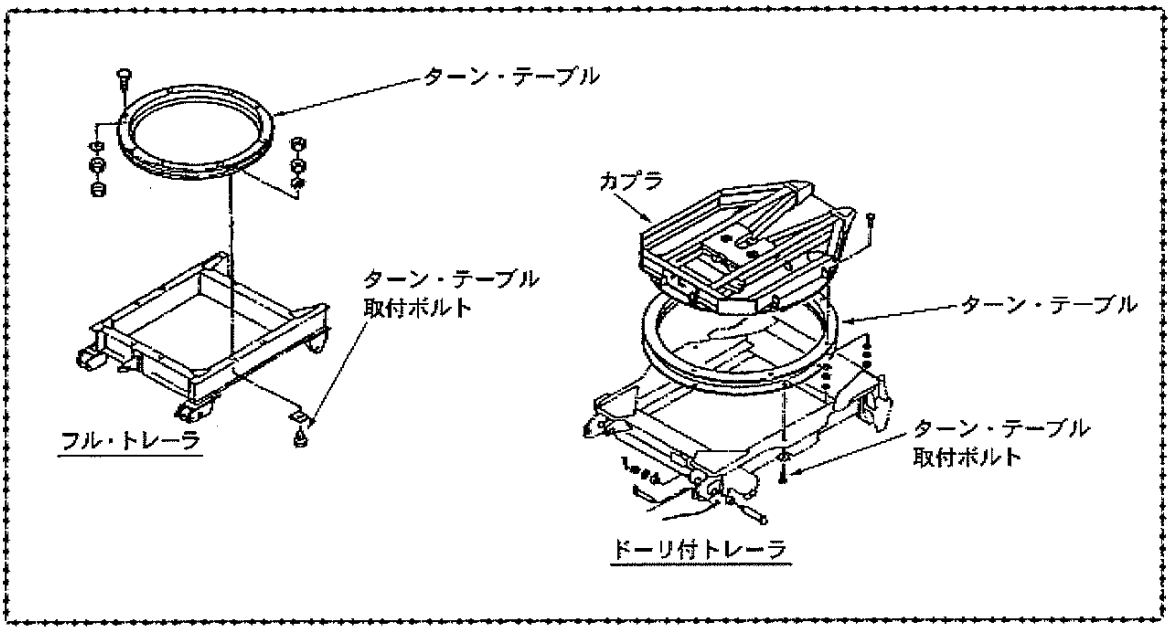

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ターン・テーブル・ピンの摩耗、変形（カプラ付トラクタ用は、カップリング・ピン摩耗、変形）	点検方法	感覚点検、目視点検、手工具による点検、測定点検		

【ポール・トレーラのみ】

ターン・テーブル・ピン

1．ターン・テーブル本体をてこ棒などで揺するなどしてターン・テーブル・ピンとボス穴部に、がたがないかを点検する。

また、トレーラ用ターン・テーブル・ピンにあっては、ピン上部のキャッスル・ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。

ターン・テーブル・ピンを分解する場合は、ターン・テーブル・ピンに異状な摩耗、変形がないか、また、ボス穴に異状な摩耗がないかをノギスなどにより点検する。

キング・ピン

1．キング・ピンの点検要領は、８５、８６、８７、ﾍﾟｰｼﾞ参照

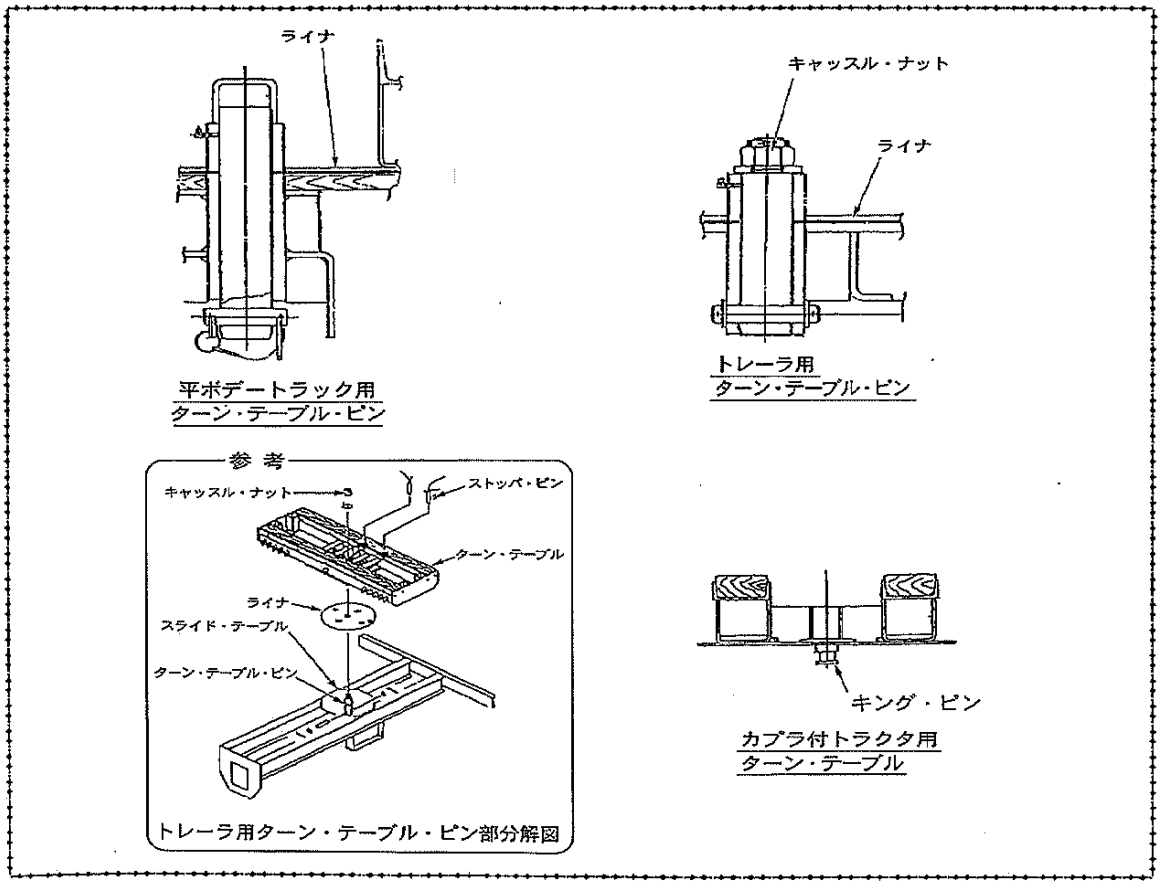

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ストッパ・ピンの摩耗、変形	点検方法	目視点検、測定点検		

【ポール・トレーラのみ】

1．ストッパ・ピンに異状な摩耗、変形などがないか、また、ストッパ・ピン・ブラケットの穴に異状な摩耗がないかをノギスなどにより点検する。

2．ストッパ・ピン・ブラケットに損傷、変形などがないか、また、ブラケット溶接部に亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。

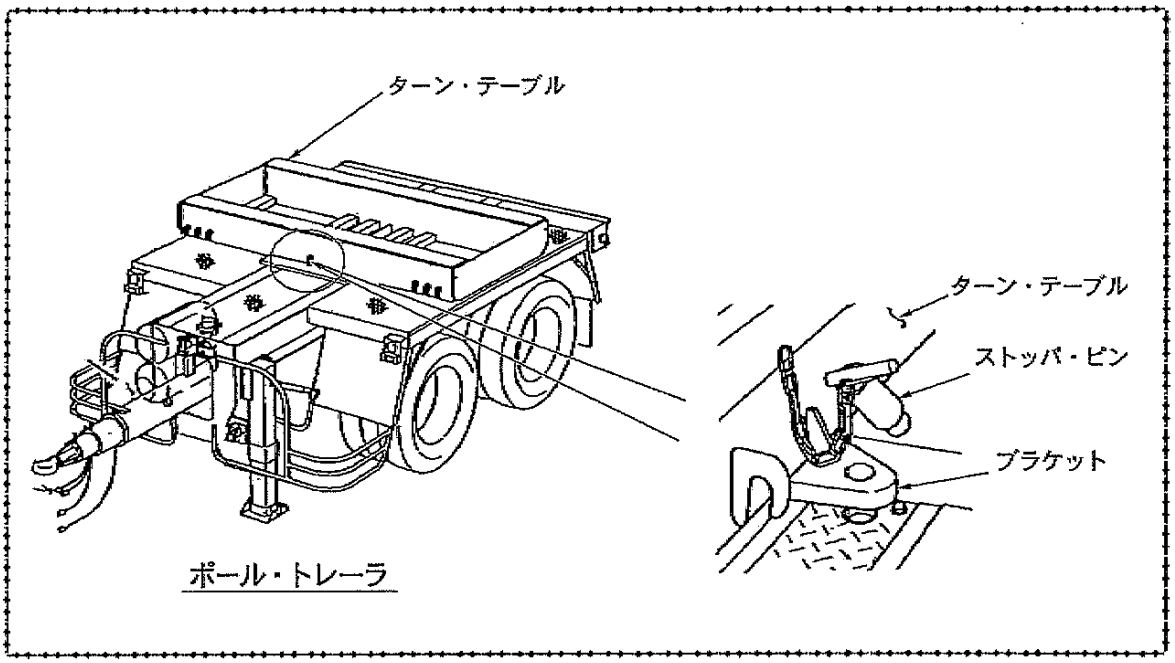

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ｱﾝﾁ･ｼﾞｬｯｸ･ﾅｲﾌ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	感覚点検、目視点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、作動時と解除時の状態を目視などにより点検する。

2．ドーリとトレーラの角度を約30°にし、アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、フル・トレーラ・トラクタを後退させた時にアンチ・ジャック・ナイフ装置が滑らない（ドーリとトレーラの角度が変わらない）ことを目視などにより点検する。

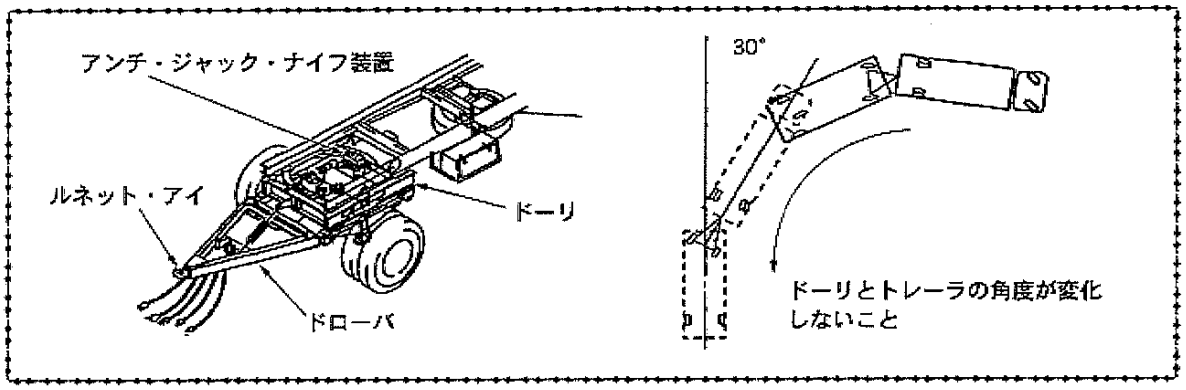

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ｱﾝﾁ･ｼﾞｬｯｸ･ﾅｲﾌ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	配管のｴｱ漏れ及び油漏れ	点検方法	目視点検、聴覚点検、測定点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、本点検要領書の制動装置のホース及びパイプの点検（２０ページ）と同一方法にてエア漏れがないかを点検する。

2．アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、配管、各継手部などからオイル漏れがないかを目視などにより点検する。

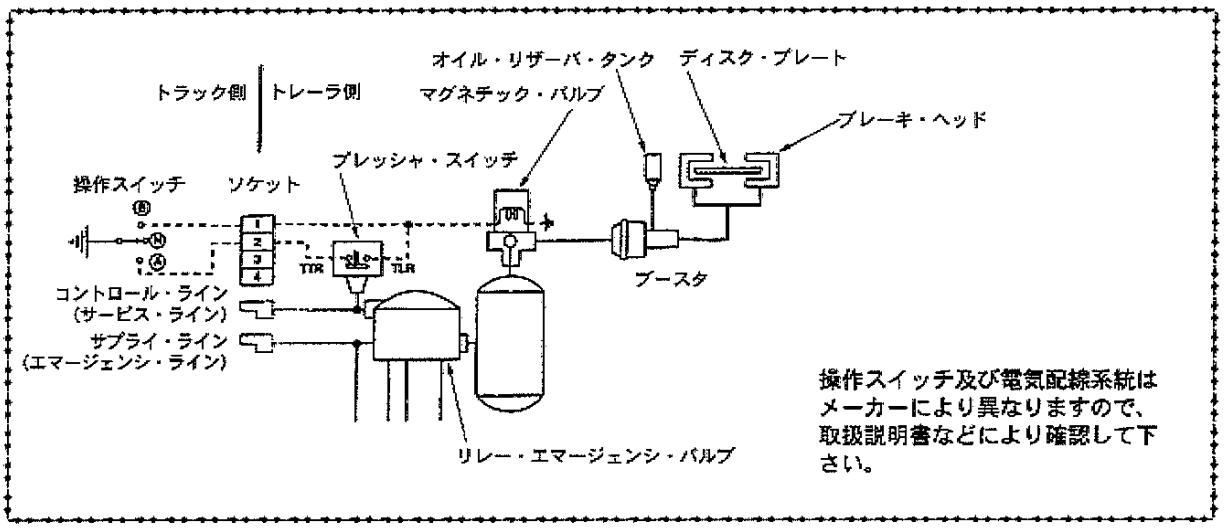

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ｱﾝﾁ･ｼﾞｬｯｸ･ﾅｲﾌ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ﾃﾞｨｽｸ･ﾌﾟﾚｰﾄの汚れ	点検方法	目視点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．ディスク・プレートに異物、油脂などが付着していないかを目視などにより点検する。

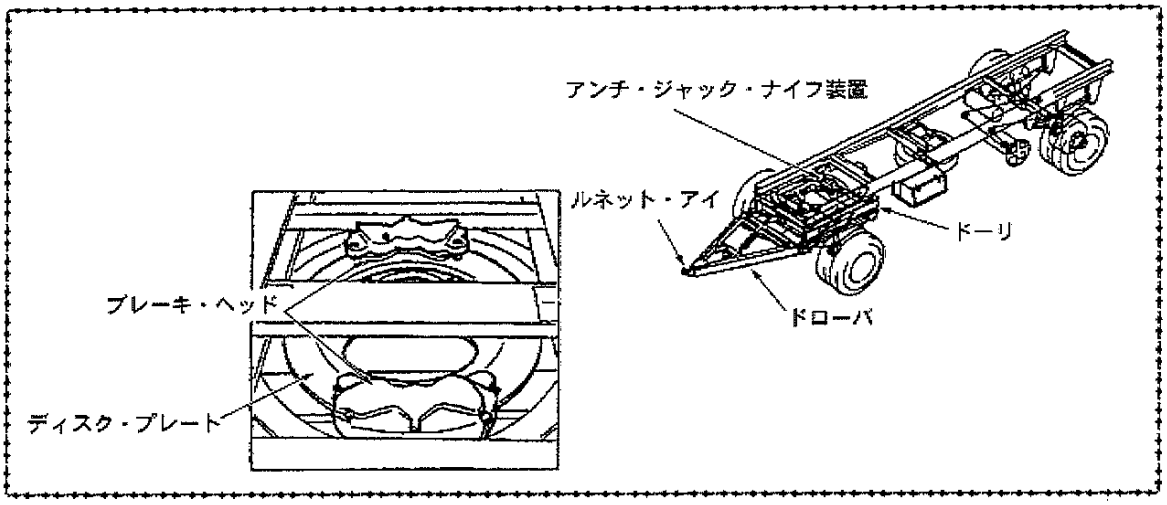

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ｱﾝﾁ･ｼﾞｬｯｸ･ﾅｲﾌ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ｵｲﾙ･ﾘｻﾞｰﾊﾞ･ﾀﾝｸの液量	点検方法	目視点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．オイル・リザーバ・タンク内のブレーキ液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。

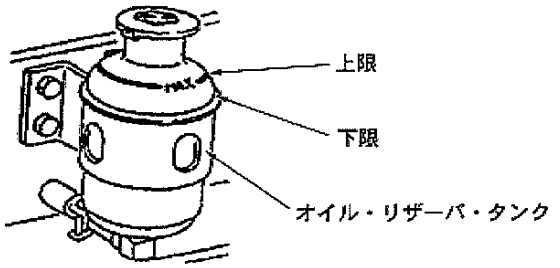

アンチ・ジャック・ナイフ装置が作動していないとき、
オイル・リザーバ・タンクの液量は、上限(MAXマーク)
と下限の間にあること。

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ｱﾝﾁ･ｼﾞｬｯｸ･ﾅｲﾌ装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ブースタの機能	点検方法	走行点検、感覚点検、目視点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、アンチ・ジャック・ナイフ装置の作動状態などに異状がないかを点検する。

2．ブースタを分解する場合は、シリンダ内面及びピストンなどに錆､傷などの異状がないかを点検する。

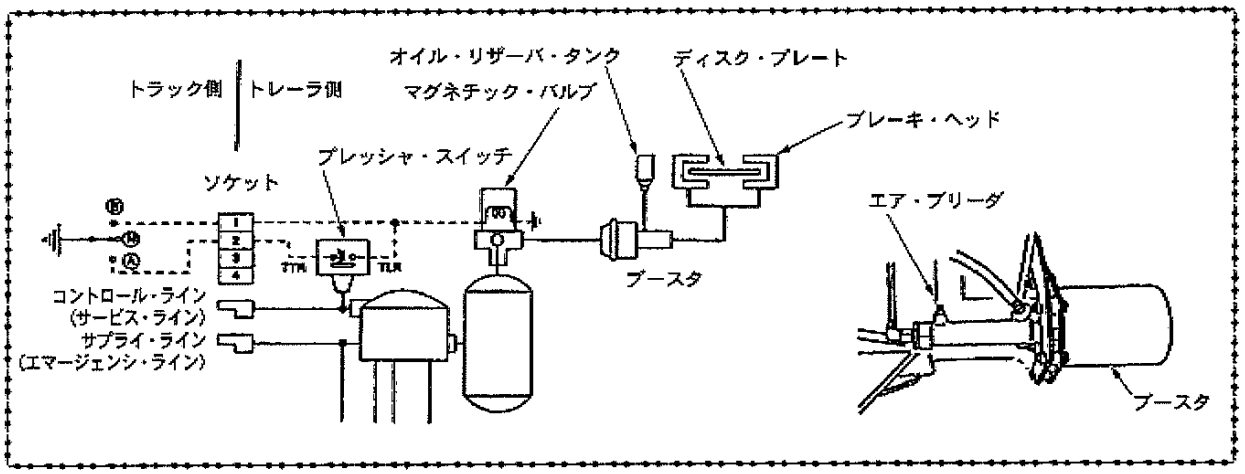

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ｱﾝﾁ･ｼﾞｬｯｸ･ﾅｲﾌ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾗｲﾆﾝｸﾞの摩耗	点検方法	目視点検、測定点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、ターン・テーブル・ロック用ブレーキ・ライニングの摩耗状態を目視などにより点検（使用限度インジケータなどにより確認）する。

2．ブレーキ・ライニングを取外す場合は、ライニングに異状な摩耗、剥離、変質などの損傷がないかを目視などにより点検する。
また、ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。

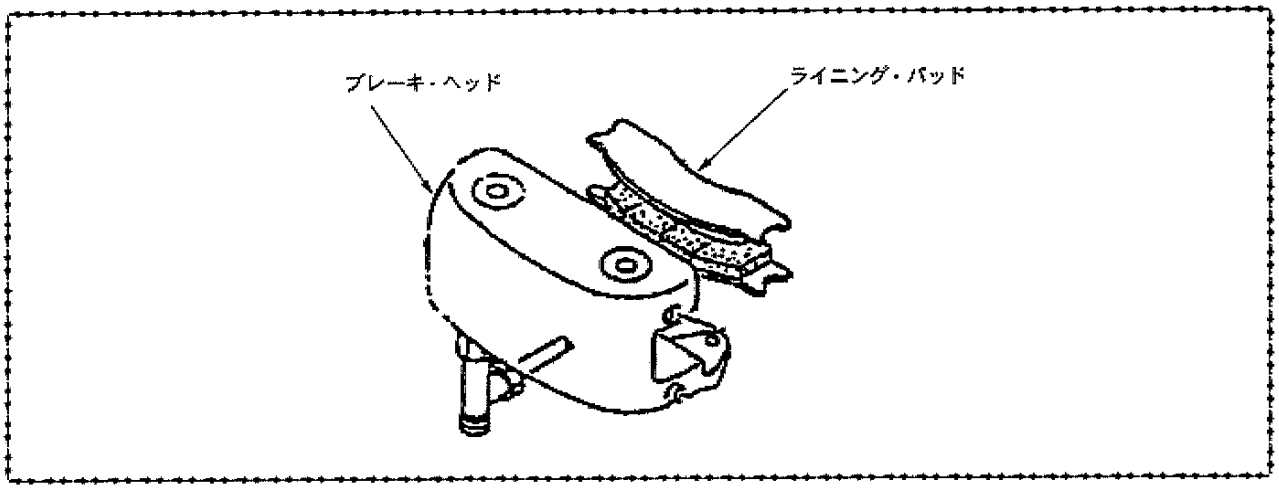

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ｱﾝﾁ･ｼﾞｬｯｸ･ﾅｲﾌ装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ﾌﾞﾚｰｷ･ﾍｯﾄﾞの機能	点検方法	走行点検、感覚点検、目視点検		

【フルトレーラのみ、連結状態】

1．トラクタと連結させ、アンチ・ジャック・ナイフ装置の作動状態などに異状がないかを点検する。

2．ブレーキ・ヘッドを分解する場合は、シリンダ内面及びピストンなどに錆、異物の付着、傷などに異状がないかを点検する。

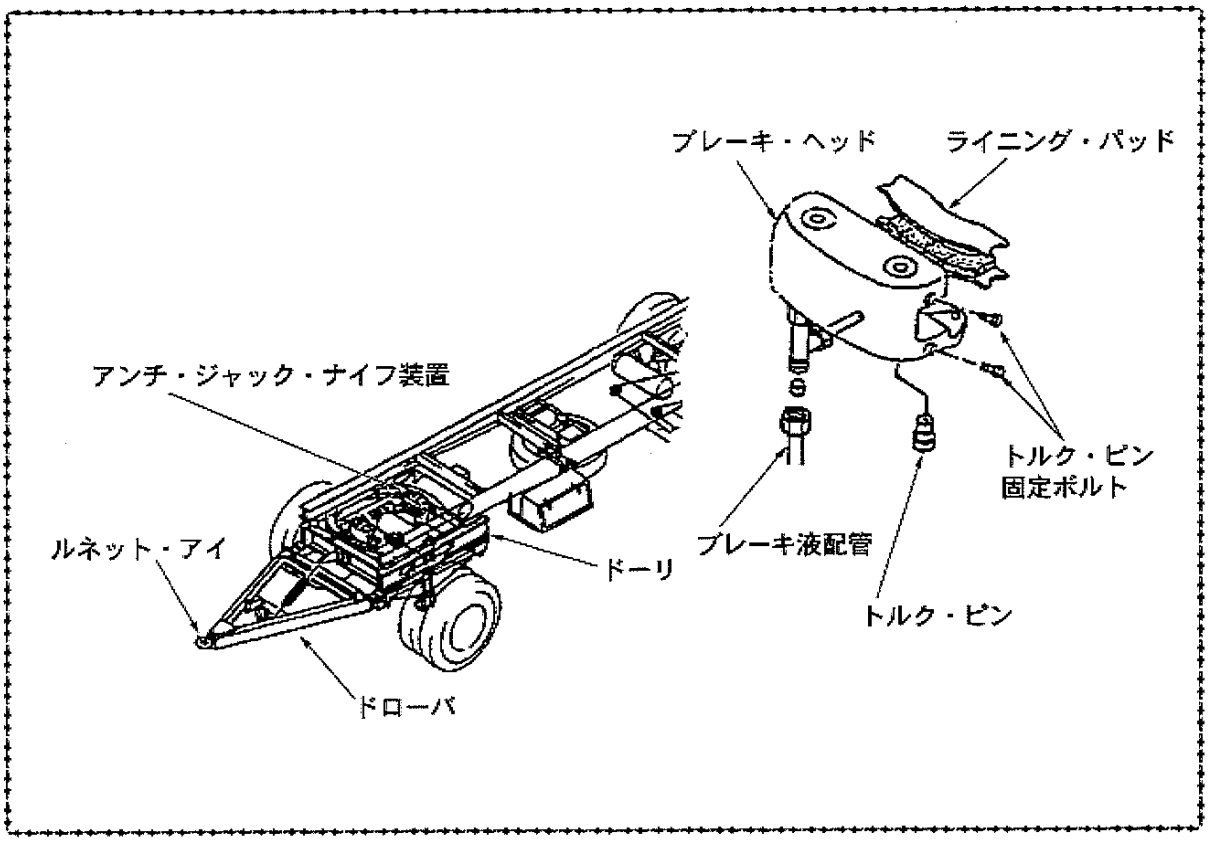

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	走行点検、目視点検		

【ポール・トレーラのみ、連結状態】

1．ポール・トレーラ用トラクタと連結させ、ドローバ格納状態で、トレーラ側駐車ブレーキを掛け、トレーラ車輪前後に歯止めをセットしてから、フロント側ストッパ・ピンを抜いて、ポール・トレーラ用トラクタを緩やかに前進させ、ドローバを引き出せる範囲で引き出す。

次にポール・トレーラ用のトラクタを緩やかに後退させ、ドローバを完全に格納する。この前進後退時のドローバの作動に異状がないかを運転者と別の点検者が目視などにより点検する。

2．ドローバを出来る限り引き出した状態にて各段のドローバ外形部異状なかじり傷などがないか、また、ドローバに曲がりなどの異状がないかを目視により点検する。

3．ドローバ各段のガイド部に、がたなどがないかをドローバを回転方向に揺するなどして点検する。

4．ドローバの各段を分解して点検する場合は、ドローバ抜け止めストッパー・プレートや、ガイドなどの溶接部に亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。

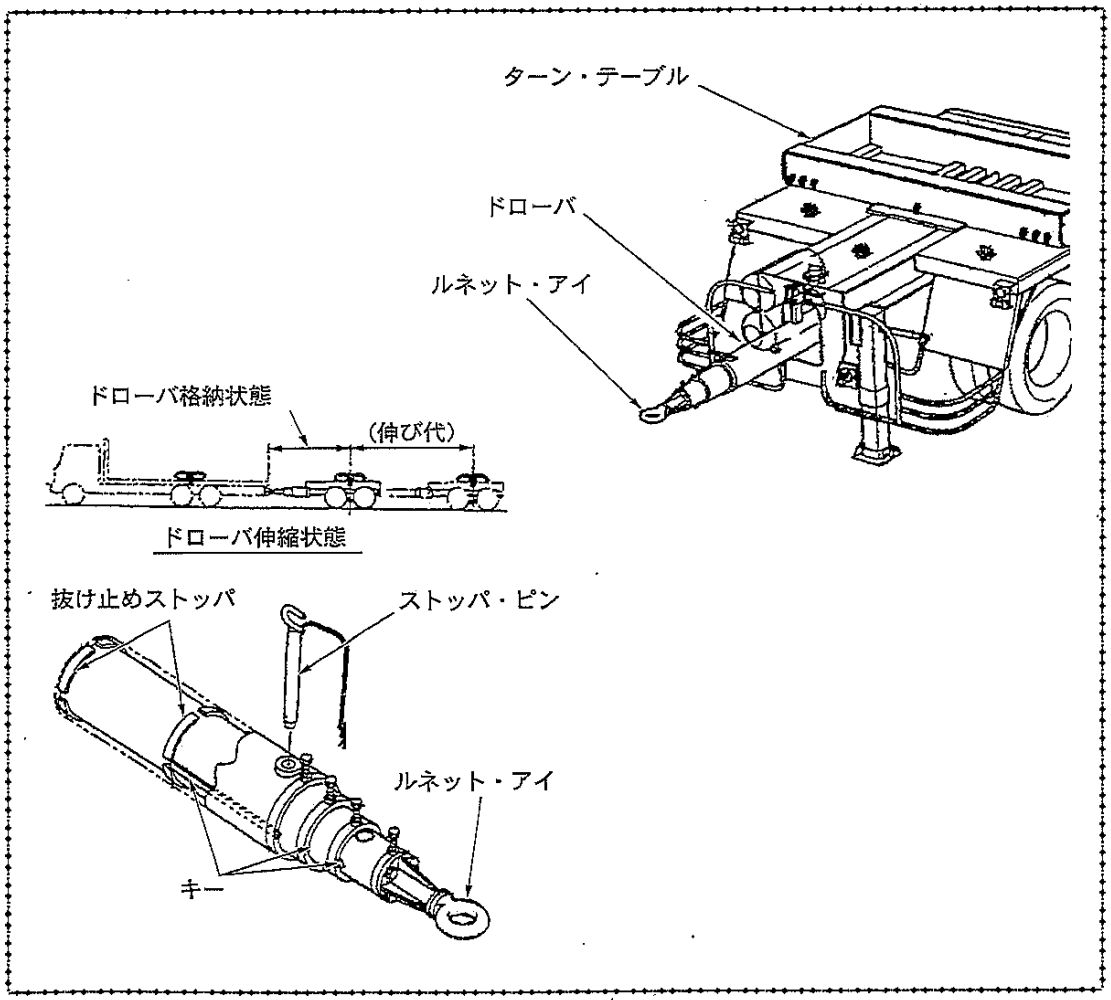

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	フレームの亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ、連結状態】

1．ドローバに亀裂、損傷、変形などがないか、また、各溶接部に亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

2．ドーリに亀裂、損傷、変形などがないか、また、各溶接部に亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

3．セーフテイ・チェーンのフック、チェーン及びドローバ取付部に亀裂、損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。

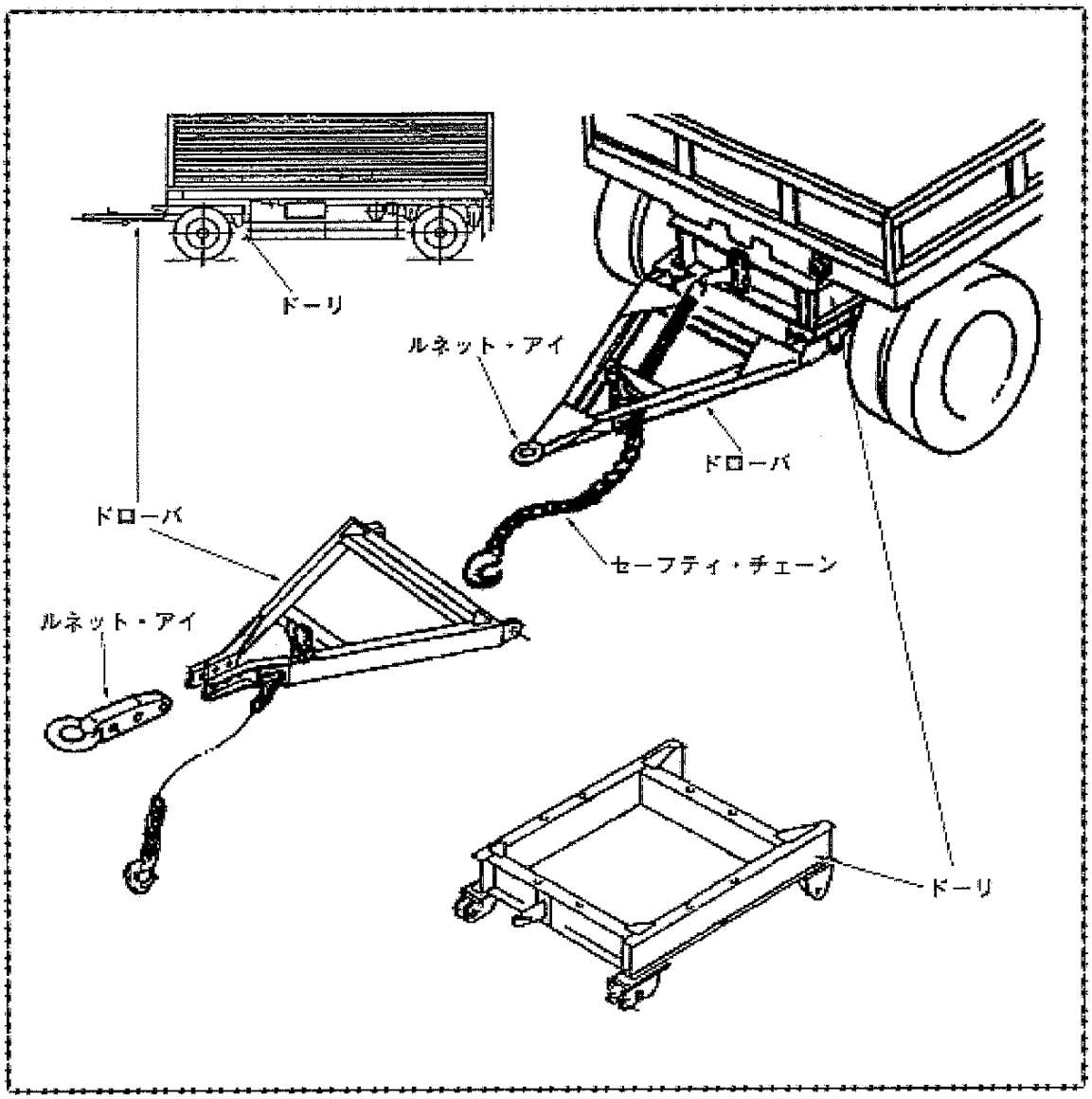

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	フレームの亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【センターアクスル・フルトレーラのみ】

1．ドローバに亀裂、損傷、変形などがないか、また、各溶接部に亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

2．セーフティ・チェーン又はワイヤのフック、チェーン又はワイヤ及びドローバ取付部に亀裂、損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。

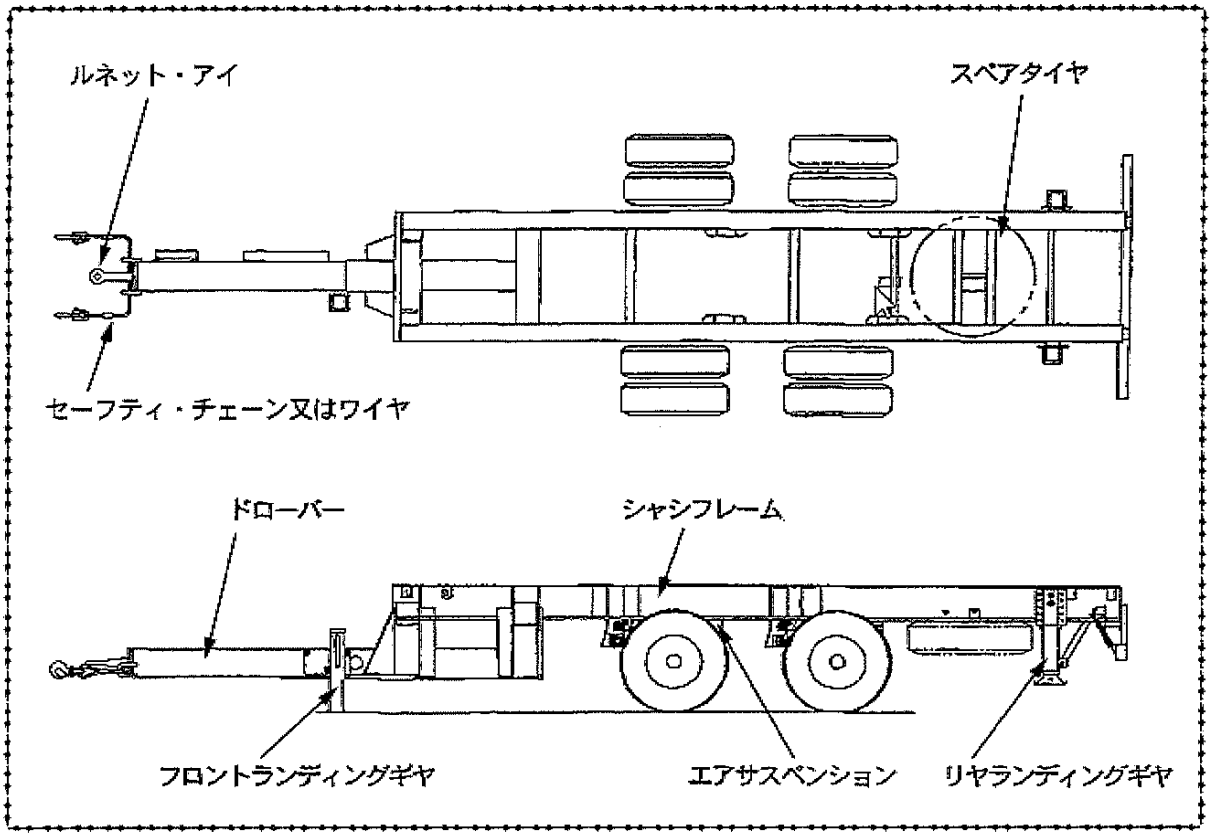

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ﾄﾞﾛｰﾊﾞ･ﾋﾟﾝ･ﾌﾞｯｼｭの摩耗	点検方法	目視点検、測定点検		

【センターアクスル・フルトレーラのみ】

1．ドローバ・ピン・ブッシュの内径が摩耗限度以上に摩耗していないかをノギスなどにより点検する。

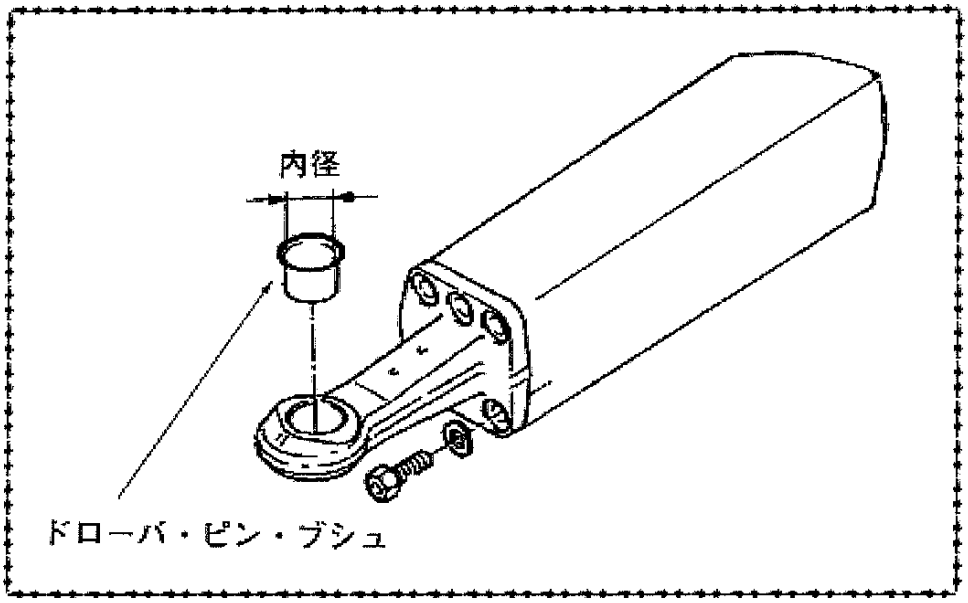

〈ワンポイント・アドバイス〉

● トラクタ側ベルマウスも定期点検が必要です。
具体的な点検内容、交換部品、交換時期については各トレーラメーカー発行の取扱説明書等に従って下さい。

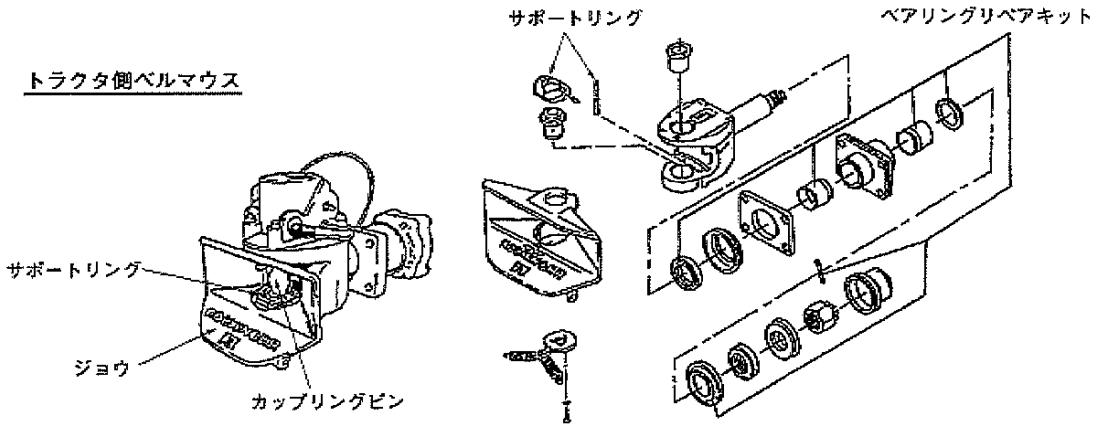

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	目視点検		

【フルトレーラのみ】

1・ドローバ・サポート装置（フル・トラクタと切離した状態でドローバが地上に下がるのを防止したり、連結時にドローバ高さを調整する装置）が取付いているものにあっては、機能、操作作動などに異状がないかを点検する

また、装置機器、取付状態などに異状な損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。

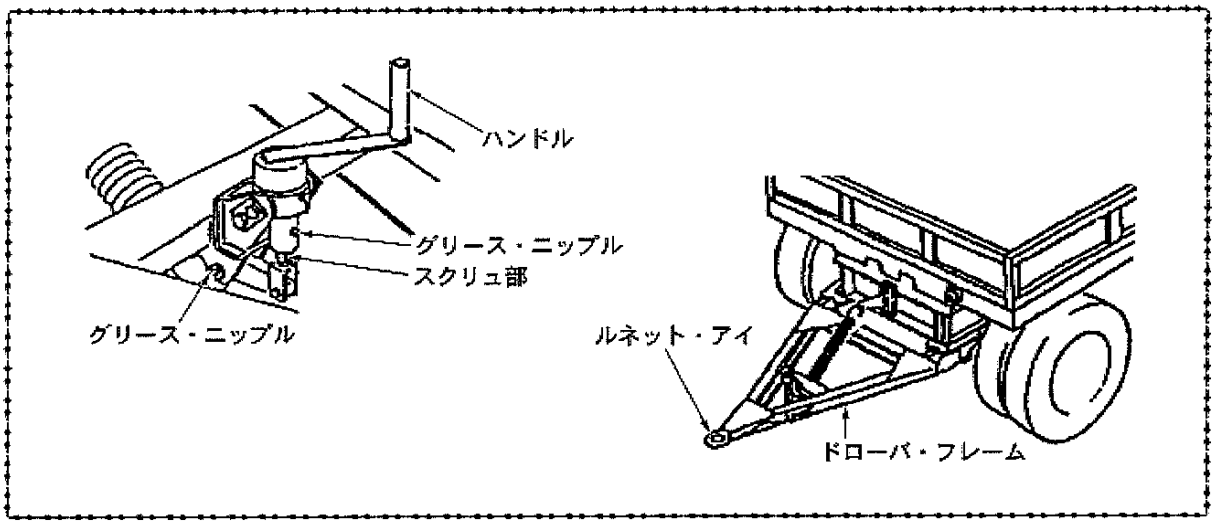

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ｻﾎﾟｰﾄ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞの損傷	点検方法	目視点検		

【フルトレーラのみ】

1．ドローバ・サポート・スプリングの取付状態に異状がないか、また、スプリングにへたり、損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。

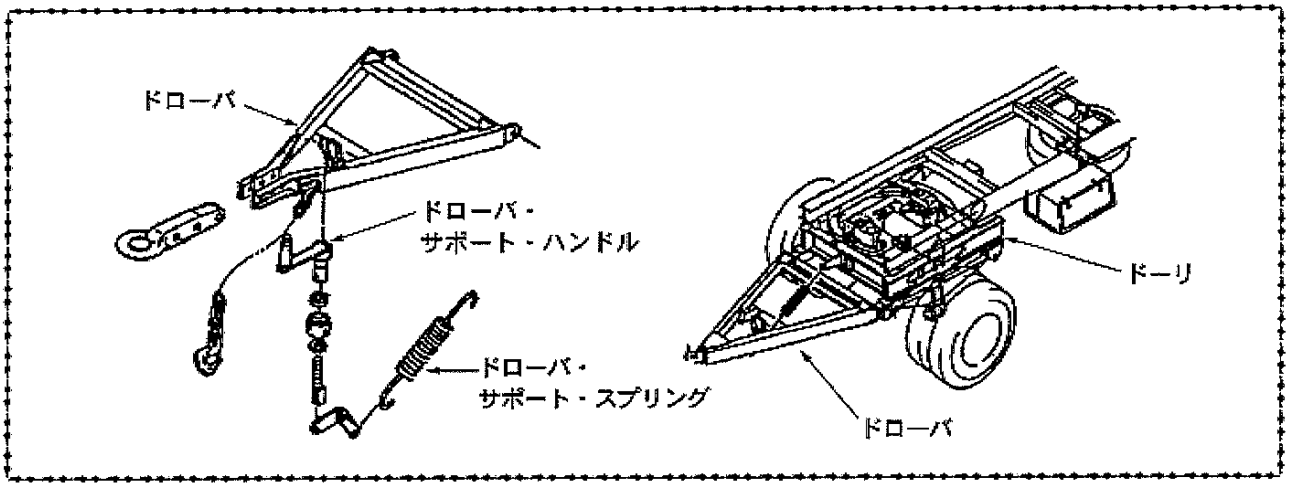

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ドローバ・ストッパ・ピンの摩耗、変形	点検方法	目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

1．ドローバ・ストッパ・ピンに摩耗、変形などがないかを目視などにより点検する。

また、ドローバ本体のドローバ・ストッパ・ピンセット穴に異状な摩耗、変形がないかを目視などにより点検する。

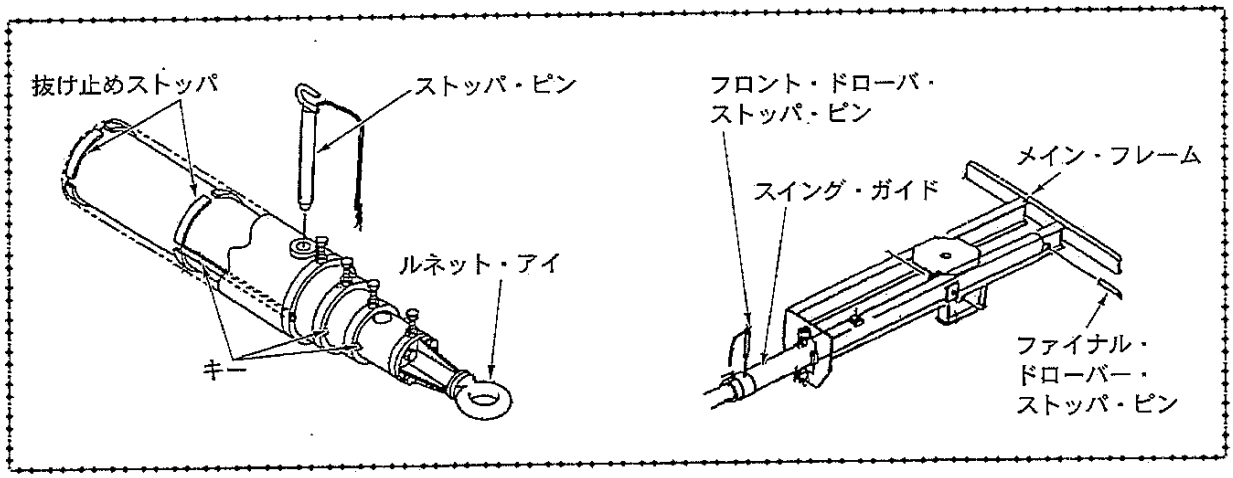

ドーリ・ドローバ

点検箇所	ドローバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	スイング・ガイド・ピンの摩耗、変形	点検方法	目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

1．スイング・ガイド下部をジャッキ・アップし、スイング・ガイド・ピンに、がたがないかを点検する。

2．スイング・ガイド・ピン部を分解する場合は、スイング・ガイド・ピンに摩耗・変形・亀裂などがないかを目視などにより点検する。

また、スイング・ガイド・ボス穴部のブッシュに異状な摩耗などがないかを目視により点検する。

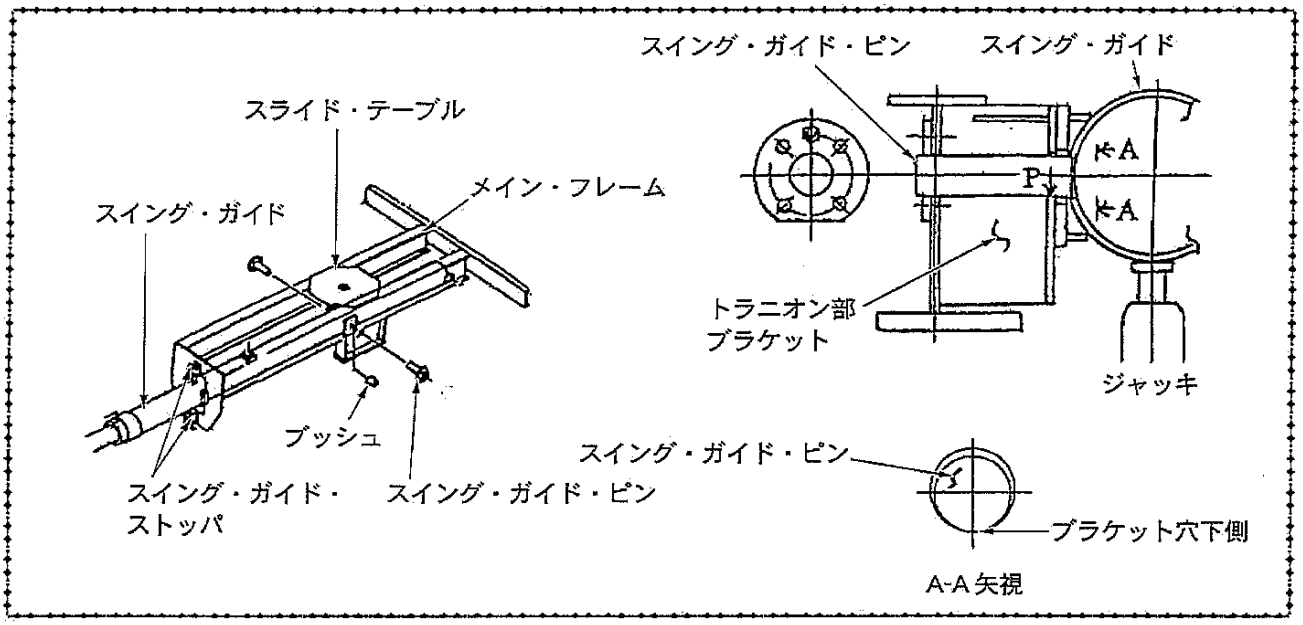

一般社団法人　日本自動車車体工業会 トレーラ部会会員　一覧表

（五十音順）

会社名
極東開発工業株式会社
小平産業株式会社
昭和飛行機工業株式会社
新明和工業株式会社
株式会社ソーシン
東邦車輌株式会社
株式会社トーヨートレーラー
株式会社トランテックス
日通商事株式会社
日本車輌製造株式会社
日本トレクス株式会社
日本フルハーフ株式会社
株式会社浜名ワークス
株式会社矢野特殊自動車

トレーラ定期点検整備の手引き

2003年（平成15年）11月1日発行　初版
2005年（平成17年）8月1日発行　改訂版
2007年（平成19年）12月1日発行　改訂3版
2014年（平成26年）12月1日発行　改訂4版
編集･発行　一般社団法人 日本自動車車体工業会
トレーラ部会
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30（日本自動車会館15階）
電話 03-3578-1681　FAX 03-3578-1684

JAPAN AUTO-BODY INDUSTRIES ASSOCIATION,INC.